
監査委員公表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月29日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	中村	和弥
同	山田	朋子

平成 27 年度 包括外部監査結果報告書 (報告に添えて提出する意見書)

テーマ

～ 指定管理者制度導入施設における管理者の選定、
事務執行、及び管理運営について～

長崎県包括外部監査人
中西 祥之

目 次

第 1	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	テーマについて	1
(1)	選定した特定の事件	1
(2)	特定の事件として選定した理由	1
3	監査の視点	1
4	監査対象	4
(1)	対象施設	4
(2)	上記施設を対象とした理由	4
5	監査手続	5
6	監査日程	6
7	監査実施者	7
8	利害関係の有無	7
第 2	包括外部監査の結果報告・総論	8
1	指定管理者制度の概要	8
2	長崎県における指定管理者の状況	9
3	ガイドラインについて	10
(1)	制定・改訂経過	10
(2)	ガイドラインの趣旨	10
(3)	ガイドラインの内容	10
4	指摘事項・意見の概要	15
(1)	雲仙岳災害記念館	15
(2)	土石流被災家屋保存公園	15
(3 - 1)	長崎歴史文化博物館	16
(3 - 2)	長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム	16

(4)	長崎県亜熱帯植物園	17
(5)	長崎県伊王島リゾート公園	17
(6)	長崎交通公園	18
(7)	海洋スポーツ基地カヤックセンター	19
(8)	長崎県看護キャリア支援センター	19
(9)	長崎県難病相談・支援センター	20
(10)	長崎県聴覚障害者情報センター	20
(11)	長崎県勤労福祉会館	21
(12)	長崎県民の森	21
(13)	田平公園・平戸公園	22
(14)	長崎県福江港ターミナルビル	22
(15)	長崎県営住宅（西海市）	22
(16)	長崎県立対馬青年の家	23
(17)	長崎県立総合体育館	23
5	指摘事項・意見の分析等	24
第3	包括外部監査の結果報告・各論	34
1	雲仙岳災害記念館	34
2	土石流被災家屋保存公園	46
3 - 1	長崎歴史文化博物館	59
3 - 2	長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム	70
4	長崎県亜熱帯植物園	79
5	長崎県伊王島リゾート公園	97
6	長崎交通公園	110
7	海洋スポーツ基地カヤックセンター	122
8	長崎県看護キャリア支援センター	134
9	長崎県難病相談・支援センター	141
10	長崎県聴覚障害者情報センター	153

11	長崎県勤労福祉会館	160
12	長崎県民の森	173
13	田平公園・平戸公園	181
14	長崎県福江港ターミナルビル	193
15	長崎県営住宅（西海市）	200
16	長崎県立対馬青年の家	211
17	長崎県立総合体育館	223

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

2 テーマについて

(1) 選定した特定の事件

「指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行、及び管理運営について」

(2) 特定の事件として選定した理由

平成 15 年 9 月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、長崎県においては、平成 18 年 4 月時点において 43 施設が指定管理者制度に移行した。

指定管理者制度は、公の施設に民間の能力を活用することによって、多様化する住民のニーズに応え、住民に対するサービスを一層向上させるとともに、経費の縮減等を目的として導入されたものである。また、同制度には相当多額の県費が投入され、同制度を導入している施設は住民の生活・福祉に密接に関係していることから、県民の関心も高いものであると思われる。そこで、同制度導入から 10 年以上が経過した現在、これら指定管理者制度の目的に適う運用がなされているのか監査する意味合いは大きいと考える。

長崎県では、平成 18 年度に「公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について」というテーマで指定管理者制度に関する外部監査が行われているが、かかる監査からすでに 10 年弱経過しており、同監査が行われた時点と比して指定管理者制度が導入されている施設が増加していることに鑑みても、上記テーマについて監査することは重要であると思料する。

3 監査の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法第 252 条の 37 第 1 項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最小の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法第 252 条の 37 第 2 項、同法第 2 条第 14 項、同条第 15 項）。

そこで、これらの観点から監査を行うが、前述した特定の事件に照らし、特に以下の視点からの監査を行う。

(1) 指定管理者選定手続の適法性・合理性

前述したとおり、指定管理者制度は、公の施設に民間の能力を活用することによって、多様化する住民のニーズに応え、住民に対するサービスを一層向上させるとともに、経費の縮減等を目的として導入されたものであるところ、かかる目的を達成するためには、その前提として指定管理者の選定が適法かつ合理的に行われることが不可欠である。

すなわち、多様化する住民のニーズに応えること、住民に対するサービスを一層向上させること、及び経費を縮減することという指定管理者制度の目的を達成するためには、指定管理者応募に際して、幅広い参入の機会を確保することが必要である。また、選定手続の公正かつ透明性を確保して初めて、指定管理者制度に対する多額の県費負担が正当化される。

よって、指定管理者の募集は、公募が原則とされており、公募を行わない場合は限定されている。また、指定管理者選定にあたっては、募集から候補者の選定に至るまで、その公正かつ透明性を確保するため、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」において一定のルールが定められている。

そこで、指定管理者の選定について、その手続が適法に行われているか、合理的に行われているかについて着眼して監査を行う。

(2) 県と指定管理者との協定内容の適法性・妥当性

指定管理者制度が導入された施設には、それぞれ設置条例が定められている。そして、県は指定管理者との間で基本協定を締結した上、各年度ごとに協定を締結している。

指定管理者は、これら条例及び協定に基づいて業務を行うものである以上、特に協定において、県と指定管理者とのリスク負担、負担金の金額・取り扱い（精算方法等）等について、できる限り明確に規定しておく必要がある。

そこで、県と指定管理者との協定内容の適法性・妥当性に着眼して監査を行う。

(3) 設置条例・協定に基づいた業務の遂行

県と指定管理者との間で締結された協定の内容が適法・妥当であったとしても、協定どおりに業務が遂行されていなければ、指定管理者制度を導入した目的を達成することはできない。

そこで、指定管理者における業務が協定どおりに遂行されているかについて着眼して監査を行う。

(4) 適正な管理の確保

指定管理者の管理する施設の適正な管理のため、指定管理者が行っている業務が協定書等に従って適切かつ確実に行われているかどうかを、県は、指定管理者からの報告や現地調査などにより確認し、必要に応じ適切な指導・助言を行わなければならない。また、指定管理者自身も業務内容についてセルフモニタリングすることが求められている。

よって、各施設の適正な管理のため、県による指導・助言が適切に行われているか、及び指定管理者によるセルフモニタリングが適切に行われているかについて着眼して監査を行う。

(5) 各施設への来場者数

各施設への来場者数は、当該施設の県民に対する福祉増進の寄与度合い、及び県負担の効率性を端的に示すものである。経済性・効率性・有効性の観点から、各施設への来場者数に着眼して監査を行う。

(6) 会計処理の適法性・妥当性

地方公共団体には、経済性・合理性・有効性が求められているが、これらを検証するためには、会計処理が適法かつ妥当に行われていなければならない。また、地方公共団体に対する住民の信頼を維持するためにも、会計処理の適法性・妥当性は重要である。

よって、会計処理の適法性・妥当性に着眼して監査を行う。

(7) 物品・備品・資料等の適正な管理

県所有の物品、備品、資料等（以下「資料等」という。）は、県民の財産であり、指定管理者が管理するこれら資料等の中には、財産的価値が高い物も存在する。

そこで、これら資料等が適正に管理されているのかについて着眼して監査を行う。

4 監査対象

(1) 対象施設

指定管理者制度が導入されている施設のうち、以下の施設を本監査の対象とした。

	施設名	所管課
1	雲仙岳災害記念館	地域づくり推進課
2	土石流被災家屋保存公園	地域づくり推進課
3-1	長崎歴史文化博物館	文化振興課
3-2	長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム	文化振興課
4	長崎県亜熱帯植物園	観光振興課
5	長崎県伊王島リゾート公園	観光振興課
6	長崎交通公園	交通・地域安全課
7	海洋スポーツ基地カヤックセンター	自然環境課
8	長崎県看護キャリア支援センター	医療人材対策室
9	長崎県難病相談・支援センター	国保・健康増進課
10	長崎県聴覚障害者情報センター	障害福祉課
11	長崎県勤労福祉会館	雇用労働政策課
12	長崎県民の森	林政課
13	田平公園・平戸公園	都市計画課
14	長崎県福江港ターミナルビル	港湾課
15	長崎県営住宅（西海市）	住宅課
16	長崎県立対馬青年の家	生涯学習課
17	長崎県立総合体育館	体育保健課

(2) 上記施設を対象とした理由

指定管理者制度が導入されている施設は、50施設ある（対応する所管課は17）。このうち、指定管理者を非公募で選定したことがある施設は10施設（但し、うち3施設は一括公募）（対応する所管課は6）、指定管理者を公募したものの応募が1団体しかなかったことがある施設が32施設（対応する所管課は13）存在する。

前述した、監査の視点に鑑み、監査の対象とする施設につき、指定管理者を非公募で選定した施設及び指定管理者を公募したものの応募が1団体しかなかったことがある施設の中から選出することとした。

そして、非公募によって指定管理者を選定した10施設のうち、一括公募を

考慮した 8 施設をまずは監査対象施設とした。

次に、指定管理者を公募したものの応募が 1 団体しか存在しなかった 32 施設のうち、所管課が重複する施設については、そのうち 1 施設を選出した。また、すでに非公募施設として選出している施設と所管課が重複する場合には、非公募施設を優先し選出しなかった。

以上により、指定管理者制度が導入されている 50 施設のうち、上記 17 施設を監査対象とした（長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムは長崎歴史文化博物館の分館と位置づけられているため、あわせて 1 施設としてカウントする。）。

5 監査手続

実施した監査手続の流れは、以下のとおりである。

（ 1 ）概要の把握

指定管理者制度の概要やガイドライン把握のため、指定管理者制度を所管する新行政推進室からヒアリングを行った。

（ 2 ）担当部署からのヒアリング及び関係書類の査閲

各対象施設の所管部署の担当者から、該当する対象施設に関する説明及び文書の提出を受けた上、上記監査の視点からの質問を行った。また、あわせて関係書類の査閲を行った。

（ 3 ）対象施設の現地調査

各対象施設へ赴き、現地調査を行った。

（ 4 ）指定管理者からのヒアリング及び関係書類の査閲

各対象施設において、指定管理者の担当者と面会し、事務処理及び経理処理等につき、上記監査の視点からの質問を行うとともに、関係書類の査閲を行った。

6 監査日程

(1) 担当部署からのヒアリング及び関係書類の査閲

	実施日	担当部署
平成 27 年	11 月 24 日	生涯学習課（長崎県立対馬青年の家）
	11 月 27 日	自然環境課（海洋スポーツ基地カヤックセンター）
	11 月 30 日	障害福祉課（長崎県聴覚障害者情報センター） 雇用労働政策課（長崎県勤労福祉会館）
	12 月 4 日	医療人材対策室（長崎県看護キャリア支援センター）
	12 月 8 日	観光振興課（長崎県亜熱帯植物園）
	12 月 11 日	林政課（長崎県民の森） 住宅課（長崎県営住宅（西海市）） 地域づくり推進課（雲仙岳災害記念館）
	12 月 14 日	地域づくり推進課（土石流被災家屋保存公園）
	12 月 16 日	文化振興課（長崎歴史文化博物館、長崎近代交流史 と孫文・梅屋庄吉ミュージアム）
	12 月 18 日	港湾課（長崎県福江港ターミナルビル）
	12 月 22 日	交通・地域安全課（長崎交通公園）
平成 28 年	1 月 5 日	都市計画課（田平公園、平戸公園）
	1 月 25 日	体育保健課（長崎県立総合体育館）
	1 月 28 日	国保・健康増進課（長崎県難病相談・支援センター）
	2 月 2 日	観光振興課（長崎県伊王島リゾート公園）
	2 月 25 日	雇用労働政策課（長崎県勤労福祉会館） 医療人材対策室（長崎県看護キャリア支援センター）
	2 月 29 日	地域づくり推進課（土石流被災家屋保存公園）
	3 月 1 日	自然環境課（海洋スポーツ基地カヤックセンター） 国保・健康増進課（長崎県難病相談・支援センター） 観光振興課（長崎県伊王島リゾート公園）
	3 月 2 日	地域づくり推進課（雲仙岳災害記念館） 交通・地域安全課（長崎交通公園）
	3 月 3 日	障害福祉課（長崎県聴覚障害者情報センター）
	3 月 4 日	文化振興課（長崎歴史文化博物館、長崎近代交流史 と孫文・梅屋庄吉ミュージアム） 観光振興課（長崎県亜熱帯植物園） 都市計画課（田平公園、平戸公園） 体育保健課（長崎県立総合体育館） 住宅課（長崎県営住宅（西海市）） 生涯学習課（長崎県立対馬青年の家）

(2) 施設の現地調査及び指定管理者からのヒアリング等

	実施日	対象施設
平成 27 年	11 月 20 日	長崎交通公園
	11 月 24 日	長崎県福江港ターミナルビル
	11 月 30 日	長崎県亜熱帯植物園
	12 月 2 日	長崎県民の森 雲仙岳災害記念館
	12 月 3 日	海洋スポーツ基地カヤックセンター 長崎歴史文化博物館 長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム
	12 月 7 日	長崎県看護キャリア支援センター
	12 月 16 日	長崎県立対馬青年の家
	12 月 18 日	土石流被災家屋保存公園
平成 28 年	1 月 7 日	長崎県勤労福祉会館
	1 月 13 日	長崎県営住宅（西海市）
	1 月 15 日	長崎県聴覚障害者情報センター 田平公園 平戸公園
	1 月 26 日	長崎県立総合体育館
	2 月 3 日	長崎県伊王島リゾート公園
	2 月 5 日	長崎県難病相談・支援センター

7 監査実施者

(1) 包括外部監査人

中西祥之（弁護士）

(2) 補助者

森永正之（弁護士）

有馬理（弁護士）

伊東寛高（公認会計士・税理士）

弥永努（税理士）

寺下新弥（税理士）

8 利害関係の有無

包括外部監査人、補助者いずれにおいても、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

第2 包括外部監査の結果報告・総論

1 指定管理者制度の概要

指定管理者制度とは、普通地方公共団体が公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができるという制度である（地方自治法第244条の2第3項）。

この制度は、平成15年9月の地方自治法改正により導入されたものであり、同改正前は、地方公共団体が公の施設を直営せずにその管理運営を委託する場合、委託先は公共団体、公共的団体、及び地方自治体の出資法人等に限定されていた（管理委託制度）。

しかし、同改正により、地方公共団体は、公の施設の管理運営を民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要）に行わせることができるようになった（指定管理者制度）。

このような指定管理者制度が創設された目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることにあり、従来は行政処分として地方自治体が行っていた使用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることになった。

なお、指定管理者制度の導入によって、法改正前の「管理委託制度」から変更となった点は、以下のとおりである。

	管理委託制度（改正前）	指定管理者制度（改正後）
管理運営の主体	公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定相手方を条例で規定	民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。但し、個人は除く）議会の議決を経て指定
権限と業務の範囲	施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う 施設の管理権限及び責任は地方自治体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない）	施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む） 地方自治体は、管理権限を行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う
条例で規定する内容	委託の条件、相手方等	指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
法的性質	委託（契約）	指定（行政処分） 管理運営の細目等については、協定により規定

2 長崎県における指定管理者の状況

長崎県において指定管理者が導入されている施設は、平成 27 年 4 月 1 日時点で 50 施設存在する。

この 50 施設の同日時点における性質に応じた区分は、以下のとおりである。

(1) 指定管理者の区分

指定管理者が民間企業である施設	18 施設
指定管理者が民間団体・NPO 法人である施設	7 施設
指定管理者が公共的団体である施設	5 施設
指定管理者が第 3 セクター又は県の出資団体等である施設	12 施設
指定管理者が公共団体である施設	8 施設

(2) 同日時点での更新期

第 1 期目である施設	2 施設
第 2 期目である施設	21 施設
第 3 期目である施設	11 施設
第 4 期目である施設	15 施設
第 5 期目である施設	1 施設

(3) 指定期間

3 年とされている施設	17 施設
5 年とされている施設	30 施設
6 年とされている施設	2 施設
20 年とされている施設	1 施設

(4) 利用料金制度の有無

利用料金制度が導入されている施設	39 施設
利用料金制度が導入されていない施設	11 施設

(5) 指定管理者導入前後の運営主体

導入前の運営主体が継続した施設	21 施設
導入前の運営主体から変更した施設	14 施設
直営から指定管理者に変更した施設	2 施設
新設した施設	13 施設

3 ガイドラインについて

指定管理者制度の運用については、各施設ごとの設置条例、基本協定、及び年度協定によって規律されているが、以下に述べるガイドラインに沿っていることも重要である。そこで、まずは、ガイドラインの趣旨・内容等について述べる。

(1) 制定・改訂経過

長崎県においては、平成 17 年 7 月、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成、以後、平成 20 年 5 月及び平成 25 年 3 月の 2 回改訂している。

(2) ガイドラインの趣旨

ガイドラインは、指定管理者制度の導入及び運用について、基本的な考え方や具体的な取り扱い等を取りまとめたものであり、施設所管課において、このガイドラインに沿った運用を行うことによって、手続の適正を図るためのものである。

(3) ガイドラインの内容

ガイドラインには、基本的な事項、基本的な運用方針、指定管理者の選定・指定、適正な管理の確保、その他（準則の策定）について規定されているところ、そのうち本監査に係る重要なものを以下に抜き出して記載する。

ア 指定管理者の募集

幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するために、公募を原則とする。

ただし、特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば、特定の団体を指定することができることとする。

（公募を行わない例）

- ・ 施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合
- ・ 当該施設が所在する市町の施策等に関連しており、当該市町を指定することが適当と認められる場合
- ・ 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

イ 指定の期間

会館等施設で維持管理業務が主たる業務の場合

3年以内

より安定的な管理が必要で、業務に専門性が認められる場合

5年以内

を一応の目安とする。ただし、施設の効果的・効率的かつ安定的な管理運営ならびに指定管理者による計画的な管理運営等の視点から、個々の施設の目的や実情を踏まえ、適切な期間を設定することができることとする。

ウ 管理運営経費

管理運営経費の県負担額の算定において、利用料金の取り扱いは重要な要素となるため、利用料金の動向等に十分留意するとともに、指定期間内においても適宜検証を行う。

なお、利用料金制を導入した場合に指定管理者の自立的な経営努力によりコストの削減を行った結果、ある程度の利益が生じたとしても、このような自己努力による利益は、原則として清算しない。

ただし、その利益が指定管理者による管理業務の経理の状況からみて、客観的に過大と認められるような場合には、指定管理者との協議により、住民サービス改善のための新たな投資を行うことや管理運営経費の負担割合を見直すなど、適切に対応するものとする。

また、県負担額の算定については、募集にあたり財政課と協議を行うこととする。

エ リスク管理・責任分担

大規模修繕時における指定管理者と県の費用負担をはじめ、管理運営にかかる責任分担や不測の事態へのリスク管理について想定しうるものは、紛争防止のため募集要領にて周知するとともに、協定等において事前に定めることとする。

- (例)・ 施設等が損傷した場合の負担者
- ・ 不可抗力(災害等)に伴う施設、設備の修復の負担者
 - ・ 第三者への賠償についての負担者

オ 募集の方法と留意点

(ア) 公募の手続

指定管理者の募集にあたっては、県ホームページや公報等において広

く周知を図るものとし、募集案内には以下の事項などを簡潔に記載する。

- ・ 施設の所在・名称
- ・ 指定管理者が行う業務
- ・ 指定（予定）期間
- ・ 応募資格
- ・ 募集要領の配布
- ・ 応募方法
- ・ 問い合わせ先

（イ）募集期間

募集期間については、十分な周知が図られ、指定を受けようとするものが応募にあたり事業計画書等を準備する期間が確保されるよう、少なくとも、1か月程度は確保することとする。

ただし、施設の性格等により、長期間の募集が必要と認められる場合には、適宜期間を設定することとする。

（ウ）募集要領の作成

募集要領においては、指定を受けようとするものが応募にあたり、施設の概要や業務の範囲等について把握できるように以下の事項を参考に各施設の性格等を勘案して具体的に提示する。また、募集要領の作成にあたっては、原則としてあらかじめ選定委員会の意見を聞くこととする。

- ・ 施設の概要
- ・ 指定管理者が行う管理の基準（利用料金制についても明示）
- ・ 指定管理者が行う業務の範囲、内容
- ・ 管理運営経費の負担
- ・ リスク分担表
- ・ 指定（予定）期間
- ・ 応募者の資格
- ・ 申請手続き
- ・ 選定手続き、選定基準（選定期間の設置についても明示）
- ・ 審査基準表（審査項目とその配点）
- ・ 指定の取消、業務停止等に関する事項

カ 指定管理者の候補の選定

指定管理者候補者の選定にあたっては、公の施設の管理者として最もふ

さわしい者を選ぶことが重要であることから、単に価格のみではなく住民サービスの効果的・効率的かつ安定的提供という視点で、事業計画の内容等をふまえ総合的に判断する。

なお、選定にあたっては、以下の選定機関を設けることとし、当該選定機関の設置について、個々の設置管理条例及び募集要領等において明示する。

また、指定管理者を公募しない場合や、応募した者が1者であった場合も、当該者が指定管理者として適当であるか審査を行う。

選定委員会

公募による応募者の審査を行うため、部局又は各課毎に「指定管理者選定委員会（選定委員会）」を設置する。

選定委員会の構成

選定手続きの透明性・公平性を確保するため、選定委員会は複数の外部有識者（学識経験者、財務会計の専門家、類似施設等に関して知識や運営経験がある方など）で構成する。ただし、施設の特性から、特に県職員を委員に加える必要がある場合は、1名に限り県職員を委員として参加させることができるものとする。

なお、指定管理者候補者の選定後、委員の役職、氏名、審査結果等を公表することとなるため、あらかじめその旨を説明し、各委員の了解を得ること。

選定基準

選定の公平性・透明性を確保するとともに、応募者に対して、県が当該選定委員会における審査の際は、あらかじめ選定委員会の意見をふまえ、審査基準を作成することとし、選定結果とともに公表する。

（選定基準の例）

- ・ 住民の平等・公平な利用が確保されること。
- ・ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができるものであること。
- ・ 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

キ 指定後の手続き（協定の締結）

指定の議決後は、以下の事項など管理業務の実施に関する細目について協定を締結する。なお、締結の時期は当初予算の議決後とする。

- ・ 事業報告書の提出・内容

- ・ 立入検査、監査等に関する事項
 - ・ 管理に要する経費の額や支払い方法
 - ・ 施設内の物品の所有権帰属
 - ・ 管理運営にかかる責任分担及びリスク管理
 - ・ 指定終了時の引渡し方法
 - ・ 個人情報の保護に関して必要な事項
 - ・ 指定の取消、業務停止等に関する事項
- * 協定については、個々の施設の実情等を踏まえ、指定期間全体にかかるもの（基本協定）と単年度ごとに詳細について定めるもの（年度協定）に分けて締結することもできることとする。この場合の締結の時期は、基本協定については債務負担行為議決後、年度協定は年度当初と、2回に分けて締結することもできることとする。

ク 適正な管理の確保

指定管理者の管理する公の施設の適正な管理のため、業務が協定書・仕様書に沿って適切かつ確実に行われているかどうかを指定管理者からの報告や現地調査などにより確認し、必要に応じ適切な指導・助言を行う。

指定管理者に対する関与を必要最小限のものとすることに配慮しながら定期的・継続的に指定管理者の業務についてチェックし、サービス水準の維持向上を図るものとする。

（ア）指定管理者によるセルフモニタリング

業務遂行の記録

利用者アンケート（定期または随時）の実施

事業報告書の作成・提出

～ までに基づく自己評価

（イ）県によるモニタリング

定期の業務遂行確認

定期的に指定管理者が管理する施設への立入等により、現地で管理業務の遂行状況の確認を行うとともに、適宜指定管理者にヒアリングを実施する。

緊急・随時の業務遂行確認

利用者からの苦情や事故発生等の事態に対処するため緊急又は随時に立入調査を行う。

事業報告書の確認

毎年度事業終了後に指定管理者から提出される事業報告書に基づき、実際の業務が協定書や事業計画書と乖離していないか、計画書で掲げられている事項が確実に実施されているかなどについて分析・確認する。

～ までの確認を踏まえ、適宜に指導・助言を行う。

4 指摘事項・意見の概要

本監査によって指摘する事項及び意見の概要は、以下のとおりである。なお、詳細は、「第3 包括外部監査の結果報告・各論」に記載する。

(1) 雲仙岳災害記念館

ア 指摘事項

入館者数の減少について

入館者数の増加を図るべく、リニューアルのみならず、広報・営業計画等の見直しを早急に行うべきである。

指定管理者の非公募による指定について

次回の指定管理者指定においては、公募を行うべきである。

イ 意見

なし。

(2) 土石流被災家屋保存公園

ア 指摘事項

物品管理に関して

物品管理を適正に行うため、基本協定書別紙1に上記の通信音響機器(アンプ)を追加記載し、南島原市に対して物品管理簿の交付を行った上、物品管理簿に登録された整理番号の備品シールを貼付し管理するべきである。

年度協定における消費税の取り扱いについて

年度協定における負担金の金額表示につき、消費税に関する文言を追加すべきである。

負担金の支払時期に関して

基本協定又は年度協定において、負担金の支払時期を記載すべきである。

リスク分担に関して

基本協定においてリスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作

成すべきである。

イ 意見

予算と実績の乖離に関して

適正な県負担額を算出するために、明確な根拠のもとでの予算を算出することが望ましい。

本施設の利用状況に関して

本施設自体の利用者実績をより正確に把握する論理的な手法を検討することが望ましい。

(3 - 1) 長崎歴史文化博物館

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

第 2 期及び第 3 期の指定管理者の指定について

現在の 6 年という指定期間については、合理的な根拠が見出せない以上、適切な期間について再検討することが望ましい。

博物館資料の管理について

資料を点検する際には、随時記録に残し管理することが望ましい。

会計帳簿等の指導について

県は、指定管理者の事務所内に、総勘定元帳や残高試算表の写し等の書類の保管を求め、これらに基づき調査をすることが望ましい。

(3 - 2) 長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

有料展示室入場者数について

当面は梅屋庄吉ミュージアムにおける展示やイベント等の情報発信の強化、教育普及活動の充実によって施設認知度の向上を図るほか、観光客の来館を促すためのパネル・ポスター等の掲示等により入場者の増加を図っていくべきである。ただし、それでもなお入場者数が増加しない場合には、観光客が訪れやすい場所等への移転を検討することが望ましい。

(4) 長崎県亜熱帯植物園

ア 指摘事項

リスク負担の明確化について

施設及び備品の修繕に関するリスク負担について、指定管理者との協定等において明示的に規定するべきである。

園内管理について

看板の状態等については、指定管理者の職員の意識改善によって容易に「清潔で快適な環境」に改善できるものであり、この点、職員の園内の基本的管理に対する意識改善をすべきである。

イ 意見

リスクの負担方法について

県は、修繕費を負担する場合、修繕の施工業者と直接取引をすることが望ましい。

施設の修繕について

特に温室のボイラーに関しては、約 10 年以上前から故障し修繕の必要があることを認識しながら、抜本的な対策を講じず修繕していないことは相当ではない。速やかに修繕を行うことが必要である。

地すべりについて

地すべり対策提言に基づき相当な予算を講じて抜本的な対策を講じるか、移転・廃園を含めた本格的な検討を急ぐことが望ましい。

(5) 長崎県伊王島リゾート公園

ア 指摘事項

会計区分に関して

基本協定書に従い、独立した会計区分にすべきである。仮に、指定管理者の管理実態、経費の算出方法から、独立した会計区分とすることが困難な場合は、基本協定書自体を変更するとともに、管理状況や経費の実態が確認できる書類を完備すべきである。

事業報告書の提出書類に関して

基本協定書で要求された事項を全て記載すべきである。仮に、このような指標の記載が困難な場合は、基本協定書自体を変更すべきである。

修繕に関して

施設の修繕等に関し、基本協定書において金額区分などを具体的に記載すべきである。

精算条項の不存在

基本協定書において精算条項を規定すべきである。

管理運営に要した経費等の収支状況等の確認に関して

県は、指定管理者から報告を受けた業務報告、事業報告書等の精査を確実に実施すべきである。また、事業報告書等の支出金額については、消費税込の金額を記載すべきである。

事業計画書の提出に関して

基本協定書において、毎年度事業計画を策定することが求められている以上、事業計画書を提出すべきである。

イ 意見

第1期、第2期を非公募としたこと及び選定方法について

今後も第3期の選定のように、公募により、選定委員会の審査を経て候補者を決定すべきである。

外灯の修繕に関して

外灯について早急に修繕すべきである。

収支予算書の作成に関して

予算算出の根拠は実態を反映していない点において不適切であり、実績に合わせた予算の積算を行うべきである。

(6) 長崎交通公園

ア 指摘事項

利用者からのアンケートについて

利用者アンケートをとるべきである。

イ 意見

第1期指定管理者の非公募による指定について

今後仮に非公募とする場合には、かかる例外要件該当性の有無を慎重に判断することが望ましい。

自動販売機設置手数料について

子供用三輪車、複写機、及びケーブル設置費用のような指定管理者としての管理業務に直接関連した支出については、「自動販売機販売手数料収支決算書」ではなく、収支決算書に記載することが望ましい。

アンケートについて

県は、交通安全協会に対し、利用者からアンケートを取り、利用者の意見を取入れて施設運営を行うように指導することが望ましい。

(7) 海洋スポーツ基地カヤックセンター

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

第 2 期において非公募とされていたことについて

今後も公募によって指定管理者を選定すべきである。

応募資格「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」について

応募資格の「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」については、見直しも含めて検討することが望ましい。

隣接する類似施設の所有者が異なることについて

隣接する海洋スポーツ基地カヤックセンターと小佐々海洋スポーツ基地については、ともに長崎県の施設にするか、佐世保市の施設にすることが望ましい。

施設裏の崩落・落石の危険への対応について

佐世保市に対して、施設裏の崩落・落石防止の保全措置を今後も強く求めるべきである。

案内板が少ないことについて

案内板を増やすことが望ましい。

カヤックの利用料金について

カヤックの利用料金を見直すことが望ましい。

(8) 長崎県看護キャリア支援センター

ア 指摘事項

物品管理（備品シール）に関して

長崎県物品取扱規則第 5 条第 3 項に従い、所管転換により受け入れた物品に関しても新しく長崎県物品管理簿に登録された整理番号の備品シールを貼付し管理すべきである。

イ 意見

寄付により受贈した絵画に関して

寄付を受けた物品に関しても物品管理簿への記載等、県の所有であることが一義的に明確になるような管理をすることが物品管理上望ましい。

リスク分担表に関して

リスク分担に関し、1 件あたり何万円以上の修繕が県負担等といった表現をするべきであり、リスク分担表の改定をすることが望ましい。

(9) 長崎県難病相談・支援センター

ア 指摘事項

余剰金の返還規定に関して

基本協定及び年度協定において、精算条項を記載すべきである。

備品の取扱いに関して

基本協定に、備品の取扱いに関する規定、及び指定期間満了の場合の
手続規定等を設けるべきである。

運営委員会の設置に関して

基本協定に定められた運営委員会を設置するか、又は基本協定を改定
すべきである。

第三者委託に関して

基本協定に第三者委託に関する条項を設けるべきである。

備品の管理に関して

今後早急に整理票に不備のある物品に長崎県物品整理票を貼付して適
正に管理すべきである。

経費按分に関して

当該センターに関する経費、協議会に関する経費、及び長崎県難病患
者就労支援事業費補助金に関する経費のいずれにも共通して発生する経
費に関しては、何らかの按分率を定めて、経費を按分して各部門に計上
すべきである。

イ 意見

運営経費の年度帰属に関して

運営経費の年度帰属に関し、発生主義を採用し、年度末において未払
いのものについては未払金として計上し、翌年度ではなく当年度の会計
帳簿に取り込むことが望ましい。

使用していないパソコンに関して

使用ができない物品に関しては、取扱規則第 31 条(物品の不用決定及
び処分)の規定に基づき、早急に物品の不用及び処分決定手続きを行う
ことが望ましい。

(10) 長崎県聴覚障害者情報センター

ア 指摘事項

精算条項の不存在について

基本協定書や年度協定書において、精算条項を規定し、精算義務の有
無について明確にすべきである。

イ 意見

複合機のリース料・保守料について

複合機リースの次回更新時においては、購入することによる余分なコストの削減又は、相見積によるランニングコストの削減を検討することが望ましい。

(11) 長崎県勤労福祉会館

ア 指摘事項

事業所税について

事業所税の負担のうち、指定管理事業に係るものについては、事業計画書および収支精算書に計上するよう募集要領等における取り扱いを改定すべきである。

消費税について

指定管理事業にかかる消費税相当額を管理運営経費に算入すべきである。

イ 意見

応募資格「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」について

応募資格の「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」については、見直しも含めて検討することが望ましい。

定期清掃費用について

定期清掃費用については、人件費に含めて積算することが望ましい。

法人税等について

指定管理者が収支報告書を作成する際に、法人税等の計上は除外した上で、「指定管理事業にかかる法人税等相当額の影響は考慮していない」等の注記をするよう指導することが望ましい。

(12) 長崎県民の森

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

一部遊具が使用禁止になっていることについて

改修等を伴う危険な遊具や施設については、早急に改修を行うべきである。

(13) 田平公園・平戸公園

ア 指摘事項

貸与物品一覧に関して

県北振興局田平土木維持管理事務所所管の備品も指定管理者募集要領資料7に記載して、指定管理者にどのような備品が存在し、管理すべきであるのかを示すべきである。

リスク分担に関して

基本協定においても、リスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作成すべきである。

イ 意見

精算条項について

基本協定等において、精算条項を規定しておくことが望ましい。

(14) 長崎県福江港ターミナルビル

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

指定管理者の非公募による指定について

今後、県が指定管理者制度を維持して、その維持管理を継続するのであれば、今後は公募によって行うことが望ましい。

指定管理者の指定期間

今後、県が指定管理者制度を維持して、その維持管理を継続するのであれば、今後は、3年ないし5年を最大の指定期間とすることが望ましい。

指定管理者に対する指導等について

適正な管理を行うため、今後は、県が指定管理者との間で定期的な会議を行い、指定管理者による業務遂行を確認するなどのモニタリングを行うことが望ましい。

(15) 長崎県営住宅（西海市）

ア 指摘事項

人件費の積算方法について

指定管理者の人件費の積算については、事務作業量によって積算されるべきである。

修繕費と人件費の関係について

指定管理者の業務に必要な人件費については、修繕費増加のリスクとして指定管理者に負担させるべきではなく、長崎県が負担するように最大限配慮すべきである。

非公募とされていることについて

第4期以降については、公募を行うべきである。

帳簿の備え付けについて

指定管理事業にかかる帳簿を他の事業にかかる帳簿と明確に区分した上で、指定管理者の事業所内においていつでも確認できるような態勢を整備すべきである。

イ 意見

決裁文書等における記載の誤りについて

今後、記載の正確性については慎重を期されたい。

事業報告書が簡易すぎることにについて

事業報告書については、その内容の充実が望まれる。

(16) 長崎県立対馬青年の家

ア 指摘事項

なし。

イ 意見

非公募としていることについて

公募を行うことが望ましい。

施設の補修・修繕の指定管理者の負担が大きいこと

施設の補修・修繕については、必要な施設の補修・修繕や近代化がなされるような措置をとることが望まれる。

(17) 長崎県立総合体育館

ア 指摘事項

ポイントカードの発行について

ポイント制に関しては、事業計画に記載し県の承認を得るようにすべきである。

リスク分担に関して

基本協定書において、リスク分担に関する条項を定め、別紙としてリスク分担表を作成すべきである。

指定管理事業間の収益計上誤りについて

会計に関する内部統制を強化し、適正な会計処理を行うべきである。

イ 意見

県からの負担金の受け入れに関する会計処理について

預り金処理ではなく負担金の受入として会計処理を行うことが望ましい。

売店の会計処理について

総合体育館に関する会計区分に、売上及び売店に係る仕入、諸経費を計上することが望ましい。

使用していない物品に関して

早急に廃棄処分を行うことが望ましい。

5 指摘事項・意見の分析等

以上の指摘事項・意見について、これを「第 1 包括外部監査の概要」で述べた 7 つの監査視点に沿って、以下整理する。なお、整理の都合上、以下は監査視点を若干拡大解釈している点がある。また、いずれの監査視点にも該当しないものについては、「その他」として分類する。

(1) 指定管理者選定手続の適法性・合理性

以下の表のとおり、指定管理者選定の手続に関する指摘事項は 3 施設 3 事項、意見は 7 施設 9 事項である。監査を行った総施設数は 18 であるところ、このうち 2 分の 1 の 9 施設について指摘又は意見を述べた。

また、12 ある指摘事項又は意見のうち、非公募としたことに関するものが 7 つ、指定期間に関するものが 2 つ、応募資格に関するものが 2 つ、募集要領に関するものが 1 つである。

前述したとおり、指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることにある。

かかる目的を達成するために、指定管理者の選定手続は公正でなければならない。特に、指定管理者の募集は、幅広い参入の機会を確保し、選定手続の公正かつ透明性を確保するために、公募が原則とされている。

このような指定管理者制度の目的を達成し、幅広い参入の機会を確保するためには、指定管理者の募集を広く行い、間口を広くしておくことが重要である。たしかに、当該施設が設置された経緯等に照らし、非公募によって特定の団体を指定管理者とすることも理解できるところではある。しかし、当

該施設が設置された経緯は、あくまで選定の際に考慮すべきことであり、非公募にして間口を閉じてしまうと、選定手続の公正かつ透明性を阻害することになりかねないし、阻害しているとの誤解を与えかねない。

非公募で行う場合には、ガイドラインに規定された「特別な事情等がある場合には、公募を行わない合理的な理由があれば、特定の団体を指定することができる」という例外要件に充当しているかについて、より慎重に検討することが必要である。

施設名	指摘	意見
雲仙岳災害記念館	次回の指定管理者指定においては、公募を行うべきである。	
長崎県伊王島リゾート公園		今後も第3期の選定のように、公募により選定委員会の審査を経て候補者を決定するべきである。
長崎交通公園		今後仮に非公募とする場合には、かかる例外要件該当性の有無を慎重に判断することが望ましい。
海洋スポーツ基地カヤックセンター		今後も公募によって指定管理者を選定すべきである。
長崎県福江港ターミナルビル		今後、福江港ターミナルビルについて、県が指定管理者制度を維持して、その維持管理を継続するのであれば、公募することも検討することが望ましい。
長崎県営住宅（西海市）	第4期以降については、公募を行うべきである。	
長崎県立対馬青年の家		公募を行うことが望ましい。
長崎歴史文化博物館		現在の6年という指定期間については、合理的な根拠が見出せない以上、適切な期間について再検討することが望ましい。
長崎県福江港ターミナルビル		今後、福江港ターミナルビルについて、県が指定管理者制度を維持して、その維持管理を継続するのであれば、3年ないし5年を目安に指定期間を再検討することが望ましい。
海洋スポーツ基地カヤックセンター		応募資格の「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」については、見直しも含めて検討することが望ましい。
長崎県勤労福祉会館		応募資格の「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」については、見直しも含めて検討することが望ましい。
長崎県勤労福祉会館	事業所税の負担のうち、指定管理事業に係るものについては、事業計画書および収支精算書に計上するよう募集要領等における取り扱いを改定すべきである。	

(2) 県と指定管理者との協定内容の適法性・妥当性

ア 以下の表のとおり、県と指定管理者との協定内容等に関する指摘事項は7施設12事項、意見は3施設3事項である。監査を行った総施設数は18であるところ、このうち2分の1の9施設について指摘又は意見を述べた。

また、15ある指摘事項又は意見のうち、負担金に関するものが2つ、リスク分担に関するものが6つ、精算条項に関するものが4つ、その他が3つである。

これらはいずれも金銭を伴うものであり、基本協定や年度協定等の協定において、県及び指定管理者双方にとってできる限り明確になるよう規定しておく必要がある。

イ 新行政推進室に対する指摘事項（ガイドラインに関して）

特に、精算義務については、ガイドライン上においては、利用料金制を導入した場合のみ言及されており、利用料金制を導入していない場合において精算義務が発生するか否かについて一義的に明確でない。

利用料金制を導入していない場合の精算義務の取り扱いについて、誤解が生じないようにガイドラインに明記すべきである（指摘事項）。

なお、本来、精算義務については、最終的には各施設の特性等に応じて個別に判断すべきものと思われ、そうであるならば、利用料金制導入の有無を問わず、基本協定書等に精算条項の有無を記載するようガイドラインに規定すべきである（指摘事項）。

施設名	指摘	意見
土石流被災家屋保存公園	年度協定における負担金の金額表示につき、消費税に関する文言を追加すべきである。	
土石流被災家屋保存公園	基本協定又は年度協定において、負担金の支払時期を記載すべきである。	
土石流被災家屋保存公園	基本協定においてリスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作成すべきである。	
長崎県亜熱帯植物園	施設及び備品の修繕に関するリスク負担について、指定管理者との協定等において明示的に規定すべき。	
長崎県伊王島リゾート公園	施設の修繕等に関し、基本協定書において金額区分などを具体的に記載すべきである。	
長崎県看護キャリア支援センター		リスク分担に関し、1件あたり何万円以上の修繕が県負担等といった表現をするべきであり、リスク分担表の改定をすることが望ましい。

田平公園・平戸公園	基本協定においても、リスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作成すべきである。	
長崎県立総合体育館	基本協定書において、リスク分担に関する条項を定め、別紙としてリスク分担表を作成すべきである。	
長崎県伊王島リゾート公園	基本協定書において精算条項を規定すべきである。	
長崎県難病相談・支援センター	基本協定及び年度協定において、精算条項を記載すべきである。	
長崎県聴覚障害者情報センター	基本協定書や年度協定書において、精算条項を規定し、精算義務の有無について明確にすべきである。	
田平公園・平戸公園		基本協定等において、精算条項を規定しておくことが望ましい。
長崎県難病相談・支援センター	基本協定に、備品の取扱いに関する規定、及び指定期間満了の場合の手続規定等を設けるべきである。	
長崎県難病相談・支援センター	基本協定に第三者委託に関する条項を設けるべきである。	
長崎県立対馬青年の家		施設の補修・修繕については、必要な施設の補修・修繕や近代化がなされるような措置をとることが望まれる。

(3) 設置条例・協定に基づいた業務の遂行

以下の表のとおり、設置条例・協定に基づいた業務の遂行に関する指摘事項は3施設5事項である。監査を行った総施設数は18であるところ、このうち6分の1の3施設について、指摘を述べた(意見はなし)。なお、条例に反する旨の指摘事項・意見はなく、全て協定に基づいた業務がなされていない点に関するものであった。

協定は、県と指定管理者との間の関係を規律するものであり、協定に即した業務を遂行することが求められていることは当然である。仮に、協定どおりの業務を行うことが実務的に妥当ではない場合には、協定内容を改定することが必要であり、改定を行わずに協定とは異なる取り扱いを行うことは相当ではない。

県及び指定管理者ともに、協定どおりの業務が遂行されているか今一度吟味すべきと思料する。

施設名	指摘	意見
長崎県伊王島リゾート公園	基本協定書に従い、独立した会計区分にすべきである。仮に、指定管理者の管理実態、経費の算出方法から、独立した会計区分とすることが困難な場合は、基本協定書自体を変更するとともに、管理状況や経費の実態が確認できる書類を完備すべきである。	
長崎県伊王島リゾート公園	基本協定書で要求された事項を全て記載すべきである。仮に、このような指標の記載が困難な場合は、基本協定書自体を変更すべきである。	
長崎県伊王島リゾート公園	基本協定書において、毎年度事業計画を策定することが求められている以上、事業計画書を提出すべきである。	
長崎県難病相談・支援センター	基本協定に定められた運営委員会を設置するか、又は基本協定を改定すべきである。	
長崎県立総合体育館	ポイント制に関しては、事業計画に記載し県の承認を得るようにすべきである。	

(4) 適正な管理の確保

以下の表のとおり、適正な管理の確保に関する指摘事項は2施設2事項、意見は5施設5事項である。監査を行った総施設数は18であるところ、このうち3分の1の6施設について、指摘又は意見を述べた。

県は、指定管理者に対し適切な指導・助言等を行わなければならない。また、指定管理者自身も業務内容に関するセルフモニタリングを行うことが求められている。これは、指定管理者の管理する施設を適正に管理するためであり、サービス水準の維持向上を図るためでもある。

特に、指摘事項とした事業報告書の精査、及び利用者アンケートの実施については、適正な管理又はサービス水準の維持向上には欠かせないものであり、確実な実施が求められる。

施設名	指摘	意見
長崎歴史文化博物館		県は、指定管理者の事務所内に、総勘定元帳や残高試算表の写し等の書類の保管を求め、これらに基づき調査することが望ましい。
長崎県伊王島リゾート公園	県は、指定管理者から報告を受けた業務報告、事業報告書等の精査を確実に実施すべきである。また、事業報告書等の支出金額については、消費税込の金額を記載すべきである。	
長崎交通公園	利用者アンケートをとるべきである。	

長崎交通公園		県は、交通協会に対し、利用者からアンケートを取り、利用者の意見を取入れて施設運営を行うように指導することが望ましい。
長崎県勤労福祉会館		指定管理者が収支報告書を作成する際に、法人税等の計上は除外した上で、「指定管理事業にかかる法人税等相当額の影響は考慮していない」等の注記をするよう指導することが望ましい。
長崎県福江港ターミナルビル		適正な管理を行うため、今後は、県が指定管理者との間で定期的な会議を行い、指定管理者による業務遂行を確認するなどのモニタリングを行うことが望ましい。
長崎県営住宅（西海市）		事業報告書については、その内容の充実が望まれる。

(5) 各施設への来場者数

以下の表のとおり、各施設への来場者数に関連する指摘事項は1施設1事項、意見は2施設2事項である。監査を行った総施設数は18であるところ、このうち6分の1の3施設について、指摘又は意見を述べた。

監査を行った全ての施設において、来場者を増加させるため相当な努力を行っており、この点は評価できるものである。ただ、来場者を増加させるための方法論が不十分であったり、施設の特性から効果的な宣伝が限定されているところもある。

今後も来場者増加のため不断の努力を行っていただきたい。

施設名	指摘	意見
雲仙岳災害記念館	入館者数の増加を図るべく、リニューアルのみならず、広報・営業計画等の見直しを早急に行うべきである。	
土石流被災家屋保存公園		本施設自体の利用者実績をより正確に把握する論理的な手法を検討することが望ましい。
長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム		当面は梅屋庄吉ミュージアムにおける展示やイベント等の情報発信の強化、教育普及活動の充実によって施設認知度の向上を図るほか、観光客の来館を促すためのパネル・ポスター等の掲示等により入場者の増加を図っていくべきである。ただし、それでもなお入場者数が増加しない場合には、観光客が訪れやすい場所等への移転を検討することが望ましい。

(6) 会計処理の適法性・妥当性

以下の表のとおり、会計処理の適法性・妥当性に関する指摘事項は 3 施設 3 事項、意見は 3 施設 4 事項である。監査を行った総施設数は 18 であるところ、このうち 4 施設について、指摘又は意見を述べた。

かかる会計処理に関しては、見解の相違という側面が少なからず存在しており、違法性・不当性の高い事項が存在していたわけではない。

しかし、会計処理については、地方公共団体に対する信頼維持の観点からもより明確性・透明性が求められており、県民に対して容易に説明可能な処理でなければならない。

県も会計処理の適法性・妥当性の重要性については十分認識しているものと思われるが、今後もより一層明確性・透明性のある処理に努めてもらいたい。

施設名	指摘	意見
長崎交通公園		子供用三輪車、複写機、及びケーブル設置費用のような指定管理者としての管理業務に直接関連した支出については、「自動販売機販売手数料収支決算書」ではなく、収支決算書に記載することが望ましい。
長崎県難病相談・支援センター	当該センターに関する経費、協議会に関する経費、及び長崎県難病患者就労支援事業費補助金に関する経費のいずれにも共通して発生する経費に関しては、何らかの按分率を定めて、経費を按分して各部門に計上すべきである。	
長崎県難病相談・支援センター		運営経費の年度帰属に関し、発生主義を採用し、年度末において未払いのものについては未払金として計上し、翌年度ではなく当年度の会計帳簿に取り込むことが望ましい。
長崎県勤労福祉会館	指定管理事業にかかる消費税相当額を管理運営経費に算入すべきである。	
長崎県立総合体育館	会計に関しての内部統制を強化し、適正な会計処理を行うべきである。	
長崎県立総合体育館		県からの負担金の受け入れについては、預り金処理ではなく負担金の受入として会計処理を行うことが望ましい。
長崎県立総合体育館		総合体育館に関する会計区分に、売上及び売店に係る仕入、諸経費を計上することが望ましい。

(7) 物品・備品・資料等の適正な管理

以下の表のとおり、物品・備品・資料等の適正な保管に関する指摘事項は 5 施設 5 事項、意見は 7 施設 7 事項である。監査を行った総施設数は 18 であるところ、このうち 2 分の 1 の 9 施設について、指摘又は意見を述べた。

物品、備品、資料等は、県民の重要な財産である以上、適正な管理を行うべきことは当然である。また、施設内の物品や備品が壊れていた場合には、施設利用者に対する快適な環境を阻害する要因となり得るし、ときには安全管理上の問題ともなり得る。

これら物品・備品・資料等の適正な管理は、職員がその意識を高く持っていれば可能なことであると思われる。様々な事情によって適正な管理がなされていなかったものと思われるが、今後はより高い意識をもって適正な管理を行っていただきたい。

施設名	指摘	意見
土石流被災家屋保存公園	物品管理を適正に行うため、基本協定書別紙 1 に上記の通信音響機器（アンプ）を追加記載し、南島原市に対して物品管理簿の交付を行った上、物品管理簿に登録された整理番号の備品シールを貼付し管理すべきである。	
長崎歴史文化博物館		資料を点検する際には、随時記録に残し管理することが望ましい。
長崎県亜熱帯植物園	看板の状態等については、指定管理者の職員の意識改善によって容易に「清潔で快適な環境」に改善できるものであり、この点、職員の園内の基本的管理に対する意識改善をすべきである。	
長崎県亜熱帯植物園		特に温室のボイラーに関しては、約 10 年以上前から故障し修繕の必要があることを認識しながら、抜本的な対策を講じず修繕していないことは相当ではない。速やかに修繕を行うことが必要である。
長崎県伊王島リゾート公園		外灯について早急に修繕すべきである。
長崎県看護キャリア支援センター	長崎県物品取扱規則第 5 条第 3 項に従い、所管転換により受け入れた物品に関しても新しく長崎県物品管理簿に登録された整理番号の備品シールを貼付し管理すべきである。	

長崎県看護キャリア支援センター		寄付を受けた物品に関しても物品管理簿への記載等、県の所有であることが一義的に明確になるような管理をすることが物品管理上望ましい。
長崎県難病相談・支援センター	今後早急に整理票に不備のある物品に長崎県物品整理票を貼付して適正に管理すべきである。	
長崎県難病相談・支援センター		使用できない物品に関しては、取扱規則第31条(物品の不用決定及び処分)の規定に基づき、早急に物品の不用及び処分決定手続を行うことが望ましい。
長崎県民の森		改修等を伴う危険な遊具や施設については、早急に改修を行うべきである。
田平公園・平戸公園	県北振興局田平土木維持管理事務所所管の備品も指定管理者募集要領資料7に記載して、指定管理者にどのような備品が存在し、管理すべきであることを示すべきである。	
長崎県立総合体育館		使用していない物品については、早急に廃棄処分を行うことが望ましい。

(8) その他

上記監査視点のいずれにも該当しない指摘事項・意見は、以下の表のとおりであり、指摘事項は1施設3事項、意見は7施設11事項である。監査を行った総施設数は18であるところ、このうち8施設について、指摘又は意見を述べた。

このうち、予算の算出について意見としたものが2つある。これらはいずれも、予算を作成する際に、適正な算出を行うことを求めたものである。予算については財務事務の執行の範囲外であり監査の対象ではないと考えられるが、ここではあえて意見を述べた。予算と決算の額が異なること自体は何ら問題がないが、できる限り両者の額が近づくように明確な根拠のもとで実態を反映した適正な積算を行うように今後とも努力していただきたい。

施設名	指摘	意見
土石流被災家屋保存公園		適正な県負担額を算出するために、明確な根拠のもとでの予算を算出することが望ましい。
長崎県亜熱帯植物園		地すべり対策提言に基づき相当な予算を講じて抜本的な対策を講じるか、移転・廃園を含めた本格的な検討を急ぐことが望ましい。

長崎県亜熱帯植物園		県は、修繕費を負担する場合、修繕の施工業者と直接取引することが望ましい。
長崎県伊王島リゾート公園		予算算出の根拠は実態を反映していない点において不適切であり、実績に合わせた予算の積算を行うべきである。
海洋スポーツ基地カヤックセンター		隣接する海洋スポーツ基地カヤックセンターと小佐々海洋スポーツ基地については、ともに長崎県の施設にするか、佐世保市の施設にすることが望ましい。
海洋スポーツ基地カヤックセンター		佐世保市に対して、施設裏の崩落・落石防止の保全措置を今後も強く求めるべきである。
海洋スポーツ基地カヤックセンター		案内板を増やすことが望ましい。
海洋スポーツ基地カヤックセンター		カヤックの利用料金を見直すことが望ましい。
長崎県聴覚障害者情報センター		複合機リースの次回更新時においては、購入することによる余分なコストの削減又は、相見積によるランニングコストの削減を検討することが望ましい。
長崎県勤労福祉会館		定期清掃の費用については、人件費に含めて積算することが望ましい。
長崎県営住宅（西海市）	指定管理者の人件費の積算については、事務作業量によって積算されるべきである。	
長崎県営住宅（西海市）	指定管理者の業務に必要な人件費については、修繕費増加のリスクとして指定管理者に負担させるべきではなく、長崎県が負担するように最大限配慮すべきである。	
長崎県営住宅（西海市）	指定管理事業にかかる帳簿を他の事業にかかる帳簿と明確に区分した上で、指定管理者の事業所内においていつでも確認できるような態勢を整備すべきである。	
長崎県営住宅（西海市）		決裁文書等について、今後、記載の正確性については慎重を期されたい。

第3 包括外部監査の結果報告・各論

以下に、各施設ごとに結果報告及び報告に添えた意見を述べる。ただし、指摘事項、意見のいずれにも該当しない事項についても、特筆すべき事項として述べている場合がある。また、各施設の報告の末尾に、別紙として収支計算書推移表を掲載しているが、端数処理の関係で合計額の記載が各項目の合計額と一致していない場合がある。

1 雲仙岳災害記念館（愛称；「がまだすドーム」）

（1）施設概要

設置目的	雲仙・普賢岳噴火災害の後世への伝承及び火山関係資源の活用を図る（雲仙・普賢岳噴火災害の脅威と教訓を学習・伝承する施設、水無川流域一帯の「火山観光フィールドミュージアム構想」の中核施設、全国からの支援に対する感謝の気持ちを表す施設）。
設置年月日	平成14年7月1日
所在地	島原市平成町1-1
面積	敷地面積 6ha 建物延べ床面 5,904 m ² 1階展示棟 1,908 m ² 1階管理棟 3,035 m ² 2階 738 m ² 塔屋 76 m ² 屋外施設 147 m ²
設置条例	雲仙岳災害記念館条例
所管課	企画振興部 地域づくり推進課
指定管理者	公益財団法人 雲仙岳災害記念財団
職員数	25名（職員2名、嘱託職員5名、パート職員18名）
開館時間	午前9:00～午後6:00
閉館日	年中無休（ただし、年10日程度のメンテナンス閉館あり）
主な展示内容	有料展示（以下の3点の他に約250点の展示アイテムあり） ・「平成大噴火シアター」 火砕流と土石流を直径14mのドーム型スクリーンで再現。映像と連動して動く床、吹き出す熱風で災害を疑似体験できる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「島原大變劇場」 1792年の「島原大變肥後迷惑」を歌舞伎の手法を取り入れ昔話風に表現。 ・「火砕流の道」 火砕流によってなぎ倒された木々を長さ40mにわたって再現。走り去る光で火砕流のスピードを体感。 <p>○メディアライブラリー（無料） 噴火に関する記録映像や資料の他、島原半島の歴史や観光情報を最新のメディア装置を使って学習できる。</p>
附帯施設	<p>○駐車場（一般400台、バス20台、管理用15台）</p> <p>○カフェレストラン（約70席）</p> <p>○ミュージアムショップ</p> <p>○メモリアルガーデン（災害により失われた土地・緑を象徴して構成）</p>
入館料	<p>（個人）大人1,000円、中高生700円、小学生500円</p> <p>（団体）大人800円、中高生560円、小学生400円</p>

（2）指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成18年4月1日 ～平成21年3月31日 (以下「第1期」という。)	財団法人雲仙岳災害記念財団	非公募
平成21年4月1日 ～平成24年3月31日 (以下「第2期」という。)	財団法人雲仙岳災害記念財団	非公募
平成24年4月1日 ～平成27年3月31日 (以下「第3期」という。)	公益財団法人雲仙岳災害記念財団	非公募
平成27年4月1日 ～平成30年3月31日 (以下「第4期」という。)	公益財団法人雲仙岳災害記念財団	非公募

イ 指定管理者の選定

(ア) 第 1 期

任意に候補者を指定（「非公募」と同義と思われる）

選定方法

以下の理由により、任意に候補者を選定。

）「指定管理者制度導入に関するガイドライン」が特定の団体を指定することができる場合として定める規定（「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」）に記念館が該当すること。

）候補者は、雲仙岳災害記念館設置条例第 5 条の指定基準を満たしていること。

）雲仙岳災害記念館は、これまで管理運営のために設立された財団法人によって管理されており、県の負担は不要であったこと。

選定理由

）雲仙岳災害記念館は、噴火災害の脅威と教訓を後世に伝承・学習する公益性の高い施設であること。

）候補者は、その設置経緯や運営体制等から他の団体に代替できないこと。

なお、ここでいう設置経緯及び運営体制とは、以下のことをいう。

- ・ 候補者は、「がまだす計画・27 大プロジェクト」で計画され、既に解散した財団法人雲仙岳災害対策基金の寄付により設置された団体であること。
- ・ 候補者の運営体制は、地元経営者等で構成する理事会を中心として、島原半島の活性化に資するものとなっていること。
- ・ 記念館運営スタッフには、開館当初から、民間人のみを起用して効率的な運営に努めていること。

選定委員会等

選定委員会は開催されておらず、よって審査結果も存在しない。

(イ) 第 2 期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募理由

）記念館の管理運営に財団法人雲仙岳災害記念財団（以下「雲仙岳記念財団」という。）の運用財産を 1 億 5200 万円取り崩した（平

成 17 年～平成 19 年)が、雲仙岳記念財団がなければ県の一般財源で負担すべき経費であったこと。

) 公募により指定管理者が雲仙岳記念財団以外の第三者となった場合、支障が生じてくることが危惧される(財団は島原市長が理事長を務める独立の公益法人であり、新たな事業に運用財産を充てることも制度上は可能。そうなれば館の運営費に県費支出の可能性が出てくる。また、語り部ボランティア等、地元の協力体制が継続できるか危惧される。)

) 雲仙岳記念財団では、「雲仙岳災害記念館のあり方に関する懇話会」報告(H17)に基づき、「経営委員会」を設置して経費節減等に取り組んでおり、現時点では一般公募の前提である「さらに抜本的な改革が必要とされる」という判断を下す状況にはないと考えられる。

選定方法

平成 20 年 10 月 22 日、外部有識者委員 6 名で構成される指定管理者選定委員会を開催し、管理運営方針や事業計画等に関する候補者のプレゼンテーションや委員によるヒアリングを経て、委員による採点・審議の上、候補者を決定。

選定結果

936 点(1,200 点満点)

選定理由

) 新たに学芸員(非常勤)を雇用し企画展の開催や火山学習活動の充実を図るなど、噴火災害の伝承・学習につながる利用促進策を具体的に示している。

) 火山や防災、ジオパーク等の情報を地域住民に発信するための公開セミナーや講演会を開催するなど、火山学習情報を活用した地域活性化策を具体的に示している。

) 年間入館者数 18 万人(有料入館者)以上の達成に努力しようとしている。

) 効率的な運営によりコスト縮減に努力している。

(ウ) 第 3 期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募理由

) 雲仙岳記念財団の役員は、理事長が島原市長、その他も半島内経

営者等と雲仙・普賢岳噴火災害の伝承や地域活性化に資する体制である。

）雲仙岳災害記念館の運営経費は、入館料と雲仙岳記念財団の運用財産（雲仙岳災害対策基金からの寄付）でまかなっており、県の負担金はない。

）雲仙岳記念財団の財産の活用により災害の脅威・教訓の伝承や火山関係資源による半島の活性化が期待でき、当該財団を指定することが県の負担面のみならず雲仙岳災害記念館の設置目的を達成するためにも適切である。

選定方法

平成 23 年 10 月 27 日、外部有識者委員 5 名で構成される指定管理者選定委員会を開催し、委員によるヒアリングを経て、委員による採点・審議の上、候補者を決定。

選定結果

771 点（1,000 点満点）

選定理由

）全般的に運営計画の考え方等はしっかりしており、新しい取り組みを行うなど管理運営の方向性として適切である。

）近隣施設とのネットワーク化や世界ジオパークに認定された島原半島ジオパークの中核施設としての機能を果たしていくための取組が具体的に示されている。

）安定した組織体制のもとで管理運営能力を備え、噴火災害の伝承・学習及び火山関係資源の活用に対する考え方や取組を具体的に示している。

（エ）第 4 期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募理由

）雲仙岳記念財団は、「がまだす計画」及び「火山観光化基本計画」に基づき、解散した財団法人雲仙岳災害対策基金から寄付を受け設置された団体である。

）雲仙岳災害記念館の運営経費は、入館料と雲仙岳記念財団の運用財産でまかなわれている。

）雲仙岳記念財団の財産の活用により災害の脅威・教訓の伝承や火山関係資源による島原半島の活性化が期待でき、当該財団を指

定することが県の負担面のみならず記念館の設置目的を達成するためにも適切である。

選定方法

平成 26 年 11 月 4 日、外部有識者 5 名で構成される指定管理者選定委員会を開催し、委員によるヒアリングを経て、委員による採点・審議の上、候補者を決定。

選定結果

830 点（1,000 点満点）

選定理由

）全般的に運営計画の考え方等はしっかりしており、新しい取り組みを行うなど管理運営の方向性として適切である。

）近隣施設とのネットワーク化や世界ジオパークに認定された島原半島ジオパークの中核施設としての機能を果たしていくための取り組みが具体的に示されている。

）安定した組織体制のもとで管理運営能力を備え、噴火災害の伝承・学習及び火山関係資源の活用に対する考え方や取り組みを具体的に示している。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担（「基本協定」第 21 条）

県は、雲仙岳記念財団の設置経過及び運用財産の保有目的に鑑み、雲仙岳記念財団に対し、雲仙岳記念財団が行う本業務の実施に要する経費を負担しないものとする。

（イ）利用料金収入の取扱い（「基本協定」第 22 条）

雲仙岳記念財団は、本施設に係る利用料金を雲仙岳記念財団の収入として収受することができる。

（ウ）リスク管理・責任分担

管理施設の改修等の業務にかかる費用負担と実施責任については、以下のとおり定められている（「基本協定」別紙 3）。

施設改修の負担区分

）県

- ・ 大規模改修

建物の本体及び附帯施設の老朽化に伴い実施する改修のう

ち、原則として 250 万円以上のもの。

- ・ 災害復旧

) 財団 (雲仙岳記念財団)

- ・ 軽微な改修

建物の本体及び附帯施設の老朽化に伴い実施する改修のうち、原則として、250 万円未満のもの。

- ・ 増収やサービスの向上を目的とする改修

投資的改修 (展示のリニューアル・改修等)、サービス向上のための改修 (雨天対策、車いす置き場新設、照明新設等)

備品等の負担区分

施設の完成時点で県が準備した備品の更新及び新規購入にかかる経費について、財団負担とする。

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移

(単位：千人)

年度	有料入館者数	年度	有料入館者数
平成 15 年	296	平成 21 年	158
平成 16 年	215	平成 22 年	142
平成 17 年	146	平成 23 年	156
平成 18 年	172	平成 24 年	117
平成 19 年	166	平成 25 年	115
平成 20 年	159	平成 26 年	98

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

前述したとおり、県負担金はない。

(4) 入館者数減少に対する対策

ア 「雲仙岳災害記念館のあり方検討調査」(以下「あり方調査」という。)の実施

雲仙岳災害記念館は、平成 14 年の開館以来、その入館者数の減少に歯止めがかからない状況であり、平成 25 年度には約 11 万 5000 人と、当時の過

去最低を記録した（なお、翌平成 26 年には更に過去最低を更新した。）。

そこで、雲仙岳災害記念館の設置目的や雲仙岳記念財団の公益性を堅持しつつ、施設リニューアルにより新たな魅力・話題性を創出し集客を図るとともに、運営体制の見直しや経費節減等の経営努力につなげるための「あり方構想案」策定に向け、平成 25 年度にあり方調査を実施した。

イ 「雲仙岳災害記念館のあり方検討に関する FS 調査」（以下「実現可能性調査」という。）の実施

あり方調査の実施及び報告書の提出を受けて、平成 26 年度に、あり方調査の実現可能性を検証するための FS 調査（フィージビリティ・スタディ）を実施した。

ウ その後、以上のあり方調査及び実現可能性調査を受けて、雲仙岳記念財団として、今後の方向性について県と調整の上、検討を重ねている状況である。

（ 5 ）特筆すべき事項

ア 入館者数の減少について（指摘事項）

前述したとおり、雲仙岳災害記念館の入館者は、大幅に減少しており、平成 15 年度は約 29 万 6000 人であった入館者数が、平成 26 年度には初めて 10 万人を割り込み、平成 15 年度の約 3 分の 1 である約 9 万 8000 人まで減少している。個人客、団体客ともに減少しており、近時は修学旅行客数も減少している。

かかる入館者数減少を受けて、前述したとおり、平成 25 年度にはあり方調査が行われ、平成 26 年度にはあり方調査結果に対する実現可能性調査が行われた。この両調査は、リニューアルに重点を置いた報告となっているが、リニューアルの他にも広報・営業計画や組織体制についても見直すべきとの報告がなされている。

雲仙岳災害記念館は、開館以来、有料展示ゾーンにおけるシアター及び展示物につき変化がなく、リニューアルが行われていないことは、入館者数減少の大きな要因の 1 つである。あり方調査によれば、再来館率は 24% ということであり、魅力的なリニューアルがなされれば再来館率の上昇が期待できる。

しかし、リニューアルのみでは、一時的な入館者数の増加は見込めるものの、継続的な入館者数の増加については、広報・営業活動が重要である。

この点、両調査の報告にあるとおり、現在の広報・営業では不十分であり、抜本的な見直しが必要であると考え。特に、雲仙岳災害記念館は、教育的価値が非常に高い施設であり、小学生・中学生・高校生が授業の一環として定期的に来館する状況が望ましい。現状では、島原市内の小学3年生のみが社会科見学で定期的を訪れているとのことであるが、県内の各市町村教育委員会及び県教育委員会と連携する等して、小学生・中学生・高校生が授業の一環として定期的に来館するように努力すべきである。

入館者数の増加を図るべく、リニューアルのみならず、広報・営業計画等の見直しを早急に行うべきであり、この点指摘事項とする(指摘事項)。

イ 指定管理者の非公募による指定について(指摘事項)

前述したとおり、雲仙岳災害記念館における指定管理者の選定は、第1期から第4期までの全てにおいて非公募により行われている。

各期における非公募とした主な理由は、以下のとおりである。

第1期

- ・ ガイドラインが特定の団体を指定することができる場合として定める「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」に雲仙岳災害記念館が該当すること。
- ・ 県の負担が不要であったこと。

第2期

- ・ 雲仙岳記念財団がなければ県の一般財源で負担すべき経費であったこと。
- ・ 指定管理者が雲仙岳記念財団以外の第三者となった場合には、県費支出の可能性が出る等の支障が生じることが危惧されること。
- ・ 一般公募の前提である「さらに抜本的な改革が必要とされる」という判断を下す状況にないと考えられること。

第3期

- ・ 雲仙岳記念財団の役員構成が災害伝承や地域活性化に資する体制であること。
- ・ 県の負担金がないこと。
- ・ 雲仙岳記念財団を指定することが県の負担面のみならず雲仙岳災害記念館の設置目的を達成するためにも適切であること。

第 4 期

- ・ 運営経費は、入館料と雲仙岳記念財団の運用財産でまかなわれていること。
- ・ 雲仙岳記念財団を指定することが県の負担面のみならず雲仙岳災害記念館の設置目的を達成するためにも適切であること。

第 1 期から第 4 期まで一貫して非公募の理由とされているのが、県の負担金がないという点である。これは、第 1 期から現在に至るまで指定管理者として指定されている雲仙岳記念財団が、解散した財団法人雲仙岳災害対策基金（以下「同基金」という。）から合計 25 億円の寄付を受けた上で、雲仙岳災害記念館の管理運営を目的として設立されたことが大きく関係している。すなわち、雲仙岳記念財団は、同基金から寄付された財産を運用して、その運用益等をもって雲仙岳災害記念館の管理運営を行うために設立された団体であり、雲仙岳災害記念館はそもそも県の負担金が発生しないことを前提として設置されたものと考えられる。

たしかに、指定管理者制度導入当初においては、非公募によって雲仙岳記念財団を指定管理者に指定したことには、合理的な理由が存在したと考える。すなわち、雲仙岳災害記念館の「雲仙・普賢岳噴火災害の後世への伝承及び火山関係資源の活用」という設置目的は、県の施策である島原地域再生行動計画（いわゆる「がまだす計画」）と密接に関係しており、公募すると県の負担金が発生するため、「雲仙岳記念財団の運用益を利用した運営」という当初の目的を達成しがたい場合に該当すると判断することは可能であり、ガイドラインにいう非公募にできる例外的な要件（特別な事情等があり、公募を行わない合理的な理由がある場合）に該当すると判断できる。

しかし、遅くとも第 4 期においては、第 3 期の期間である平成 24 年度以降急激に入館者数が減少していることに鑑みると、公募を行わない合理的な理由があるとは考えられない。

雲仙岳記念財団の運用益等を利用することによって、県の負担金が発生しないことは重要ではあるが、そのことに拘泥して入館者数の減少に歯止めがかからない状況は、県民にとって有益とはいえない。

今後、記念館のより効率的な運営体制を構築するために、県災害対策基金を原資とする財団の財産について、記念館の運営に拠出する仕組みを整理しつつ、経営の部分において、他団体も含め競争性を持たせることが必要である。

よって、次回の指定管理者指定においては、公募を行うべきであり、この点指摘事項とする（指摘事項）。

ウ 運営協議会の不開催について

県と指定管理者との間で締結された基本協定第 34 条では、「本業務を円滑に実施するため、情報交換や事業調整等を図る目的で運営協議会を設置する」と規定されている。また、同条に基づいて運営協議会の設置に必要な事項を定めた「雲仙岳災害記念館運営協議会設置要綱」第 2 条では、運営協議会の構成員につき、「長崎県地域振興部地域政策課（現；地域づくり推進課）職員」と「財団職員」である旨規定されている。

よって、基本協定に従えば、県の担当課職員と財団職員とで構成される運営協議会を開催しなければならないところ、平成 24 年度以降かかる運営協議会は開催されていない。これは基本協定違反である。

しかし、他方、県の担当課職員（管理職を含む。）と財団職員（幹部職員を含む。）は、運営協議会という名称を付してはいないものの、事実上協議を頻繁に行っている。

基本協定に定められている以上、「運営協議会」という名称の会議を開催する必要があるが、前述したとおり、運営協議会と構成員が重なっている事実上の協議を頻繁に行っており、実質的には県と指定管理者との間で情報交換や事業調整等が行われているといえる。

よって、「運営協議会」という名称の会議が行われていなくても、実質的には基本協定第 34 条の目的は達成しているといえることから、この点は指摘事項や意見とはしないこととする。

(別紙)

収支計算書推移表

雲仙岳災害記念館

(単位：千円)

科目	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	入場料収入	109,172	112,715	147,250	130,870	142,880	125,042	131,250	120,016	131,120	117,370
	ショップ売上収入	16,000	17,636	20,500	21,800	22,488	23,208	23,374	17,661	21,528	19,757
	その他事業収入	1,625	1,777	2,000	1,600	1,604	1,533	1,533	1,442	1,600	1,476
	雑収入	12	64	10	108	10	145	50	198	150	62
	その他収入				915		2,840		260	2,000	2,022
	一般会計繰入金収入	20,000	20,000	25,000	25,000	55,000	54,946	29,700	29,476	28,000	28,000
	収入計	146,809	152,192	194,760	180,293	221,982	207,713	185,907	169,053	184,398	168,688
支出	人件費	41,659	41,345	49,960	43,236	44,956	42,397	46,881	42,731	48,750	46,573
	光熱水費	18,715	18,348	22,000	20,060	20,240	19,249	20,350	19,685	21,400	18,334
	委託費	39,676	34,882	34,157	36,958	62,500	30,676	34,300	29,443	34,246	33,935
	ショップ仕入	8,672	9,488	10,000	12,616	12,500	13,352	10,500	10,357	12,900	13,185
	その他事業費	54,729	53,177	71,400	63,704	73,870	60,308	67,062	57,483	61,674	56,590
	その他管理費					2,110	3,984	3,650	4,292	3,880	3,927
	投資活動支出	6,453	6,453	5,843	4,920	3,723	31,385	2,069	1,960	2,730	1,250
	予備費			1,000		1,000		1,000		1,000	
	支出計	169,904	163,693	194,360	181,494	220,899	201,351	185,812	165,951	186,580	173,793
収支差額	23,095	11,501	400	1,201	1,083	6,362	95	3,102	2,182	5,105	

科目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	入場料収入	128,160	104,181	77,400	67,372	77,000	82,592	92,400	80,158	92,400	67,887
	ショップ売上収入	21,500	17,312	22,600	16,722	16,000	16,324	18,000	16,979	18,500	14,467
	その他事業収入	1,600	1,472	1,555	1,581	1,500	1,528	1,300	1,931	2,138	1,488
	雑収入	150	319	150	43	150	501	50	1,872	50	2,822
	その他収入	2,500	1,887	11,000	15,470						
	一般会計繰入金収入	32,100	29,835	130,965	124,331	85,000	85,000	80,000	80,000	65,000	65,000
	収入計	186,010	155,005	243,670	225,518	179,650	185,944	191,750	180,941	178,088	151,663
支出	人件費	47,900	47,656	46,991	47,616	47,650	47,030	47,700	48,470	60,250	61,470
	光熱水費	20,500	17,626	18,500	17,465	18,200	17,658	19,350	19,229	19,930	22,181
	委託費	31,000	26,559	32,560	30,566	31,500	30,412	33,000	33,003	34,000	31,169
	ショップ仕入	11,800	10,530	13,900	11,828	10,000	10,956	12,000	11,546	12,000	10,910
	その他事業費	65,235	60,868	77,569	71,601	65,555	62,240	70,145	64,524	47,452	25,676
	その他管理費	3,980	3,184	3,300	2,643	2,200	1,907	3,270	1,924	2,000	2,069
	投資活動支出	6,435	4,668	61,427	55,607	6,624	6,759	5,250	2,267	511	511
	予備費	1,000		1,000				1,000		1,000	
支出計	187,850	171,090	255,247	237,327	181,729	176,962	191,715	180,963	177,143	153,986	
収支差額	1,840	16,085	11,577	11,808	2,079	8,982	35	23	945	2,323	

2 土石流被災家屋保存公園

(1) 施設概要

設置目的	雲仙・普賢岳噴火災害による土石流被災家屋を保存し公園化することにより、災害のすさまじさとその教訓を後世に継承し、防災の重要性を県内外に伝え、又、県民の防災意識の高揚を促すこと
設置年月日	平成 11 年 4 月 1 日（供用開始）
所在地	長崎県南島原市 深江町丁 2150 番地
面積	6,187.44 m ² （うちテント構造展示場 1,207.27 m ² ）
設置条例	土石流被災家屋保存公園条例
所管課	企画振興部 地域づくり推進課
指定管理者	南島原市
職員数	0 名（管理等は隣接施設に委託）
開園時間	テント内保存家屋開館は午前 9:00～午後 5:00 屋外保存家屋は 24 時間見学可
休園日	年中無休
施設・設備の概要	展示場（テント構造） 保存家屋 11 棟（うち状態のよい 3 棟をテント内に保存） 休憩施設 1 棟、案内板 1 基、外灯 5 基、木柵等
利用料金等	無料

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日 （以下「第 1 期」という。）	南島原市	非公募
平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日 （以下「第 2 期」という。）	南島原市	非公募
平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日 （以下「第 3 期」という。）	南島原市	非公募
平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日 （以下「第 4 期」という。）	南島原市	非公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募とした理由

ガイドラインが特定の団体を指定できる場合として定める「当該施設が所在する市町村の施策等に関連しており、当該市町村を指定することが適当と認められる場合」に保存公園が該当している。

選定方法

平成 17 年 8 月 25 日、地域振興部内で指定管理者を非公募とし、任意に指定することを決定。当時、施設の管理受託者であった深江町(平成 18 年 4 月 1 日からは南島原市)と協議の上、深江町を指定することを部内決定。平成 17 年 12 月、議会で指定管理者指定の議決。

選定理由

- ・ 保存公園が、所在する深江町の施策等に密接に関連していること。

候補者は、土石流被害にかかる災害復旧事業の対象地域外となった、川原端地区の被災家屋を保存して周辺を道の駅とする「がまだず計画」に参画していたこと。

候補者は、被災した旧大野木場小学校校舎を保存・公開するなど、町の施策として噴火災害の伝承と防災意識の向上に努めていること。

- ・ 候補者は、道の駅(みずなし本陣ふかえ)の一体的な管理が可能であること

候補者は、道の駅(みずなし本陣ふかえ)を構成する「ふれあい公園」の直営管理に加え、駐車場等の道路施設の管理業務を分担し、物販等を手がける第 3 セクターへ出資するなど、道の駅全体の管理に携わっており、遺構公園として無料で公開しているために入場料収入のない保存公園の管理は、候補者が、道の駅として一体的に管理することが効率的であること。

(イ) 第 2 期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募理由

現存資料からは不明。

選定方法

平成 20 年 10 月 22 日、外部委員 6 名で構成される指定管理者選定

委員会を開催し、保存公園の管理運営方針や事業計画等について、申請者に対するヒアリング、申請書の審査を行い、予め定めた審査項目について採点し、審査選定した。

選定結果（審査評価）

402点（600点満点）

選定理由

- ・ 道の駅を運営する第三セクター（(株)みずなし本陣）など地域の団体との連携を深めながら、公園を関係施設と一体的に管理し、サービスや運営面の効率化を図るなど、施設の活用策を具体的に示している。
- ・ 安定した組織体制のもとで管理経費の縮減（競争入札の導入）に努力している。
- ・ 非常に貴重な噴火災害の遺構である公園を活用した防災意識の啓発に努めている。

（ウ）第3期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募理由

- ・ 保存公園は災害の脅威と教訓を後世に伝承し、防災意識を高めるために設置したものであり、南島原市の施策とも合致していること。
- ・ 南島原市は隣接する道の駅、ふれあい公園を含めて一体的に管理しているため管理運営費を節減していること。

選定方法

平成23年10月27日、外部委員5名で構成される指定管理者選定委員会を開催し、事業計画の概要説明や委員によるヒアリングを経て、委員による採点・審議の上、候補者を決定。

選定結果（審査評価）

374点（500点満点）

選定理由

- ・ 災害の脅威・教訓の伝承及び火山学習の場としての活用に向けて、「道の駅」等との関係施設とともに一体的な管理により効率的な運営に努めている。
- ・ 施設の適切な保存を行うために、安定した組織体制のもとで、施設の維持管理能力を備えている。

(工) 第4期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募理由

- ・ 災害の脅威と教訓を後世に伝承し、防災意識を高めるために設置した土石流被災家屋保存公園は、旧大野木場小学校などとともに同施設を「陸の玄関口と大地の力体験ゾーン」としてまちづくりを進める南島原市の施策とも合致している。
- ・ 隣接するふれあい公園、情報施設、トイレ等とともに「みずなし本陣ふかえ」を構成する施設として南島原市が一体的に管理することにより、効率的な管理運営が可能である。

選定方法

平成26年11月4日、外部委員5名で構成される指定管理者選定委員会を開催し、事業計画の概要説明や委員によるヒアリングを経て、委員による採点・審議の上、候補者を決定。

選定結果（審査評価）

388点（500点満点）

選定理由

- ・ 災害の脅威・教訓の伝承及び火山学習の場としての活用に向けた取り組みについて「道の駅みずなし本陣ふかえ」等との関係施設とともに一体的な管理による効率的な運営に努めている。
- ・ 安定した管理体制のもとで、施設の適切な保存を行うための維持管理能力を備えている。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

(ア) 経費負担（「基本協定」第18条1項、3項）

甲（県）は、本業務実施の対価として、乙（指定管理者）に対して負担金を支払う。

甲が乙に対して支払う負担金額については、別途年度協定に定めるものとする。

(イ) 負担金の支弁方法等（「基本協定」第18条2項）

甲（県）が乙（指定管理者）に対して支払う負担金は、各事業年度ごとに概算で支弁しこれを精算するものとする。

(ウ) 精算

上記(イ)参照。

(エ) リスク管理・責任分担

施設等の改修・修繕及び災害や事故等が発生した場合の管理責任に関するリスク分担については、リスク分担表は作成されていない。

基本協定書において、下記のように、第11条(管理施設の修繕等)、第19条(損害賠償)、第20条(第三者への賠償)、第23条(不可抗力によって発生した費用の負担等)が規定されている(「甲」は「長崎県」と、「乙」は「南島原市」と読み替え。)。

(管理施設の修繕等)

第11条 管理施設の修繕等の業務については、長崎県の負担において実施する。

2 管理施設の小規模な修繕等の業務については、別に年度協定に定める小規模修繕費の範囲内において、南島原市が実施するものとする。

(損害賠償)

第19条 南島原市は、故意または過失により管理物件を損傷し、また滅失したときは、それによって生じた損害を長崎県に賠償しなければならない。ただし、長崎県が特別の事情があると認めるときは、長崎県は、その全部または一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第20条 本業務の実施において、南島原市に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、南島原市はその損害を賠償しなくてはならない。ただし、その損害が長崎県の責めに帰すべき事由または長崎県南島原市双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 長崎県は、南島原市の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、南島原市に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償できるものとする。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第23条 不可抗力の発生に起因して南島原市に損害・損失や増加費用が発生した場合、南島原市は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって長崎県に通知するものとする。

- 2 長崎県は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で長崎県と南島原市の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して南島原市に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で長崎県が負担するものとする。なお、南島原市が付保した保険により補てんされた金額相当分については、長崎県の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して長崎県に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については長崎県が負担するものとする。

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移（但し、隣接する水なし本陣ふかえの来場数）

年度	入場者延べ総数 (人)	年度	入場者延べ総数 (人)
平成 15 年	805,744	平成 21 年	485,621
平成 16 年	680,947	平成 22 年	456,690
平成 17 年	582,012	平成 23 年	458,355
平成 18 年	531,989	平成 24 年	488,798
平成 19 年	532,191	平成 25 年	482,478
平成 20 年	499,888	平成 26 年	420,436

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移（H15～17は深江町への委託費、H18からは精算後の実績）

年度	県負担金（千円）	年度	県負担金（千円）
平成 15 年	2,194	平成 21 年	1,802
平成 16 年	4,964	平成 22 年	1,570
平成 17 年	2,223	平成 23 年	2,127
平成 18 年	2,089	平成 24 年	1,857
平成 19 年	1,488	平成 25 年	1,489
平成 20 年	1,709	平成 26 年	1,537

(4) 特筆すべき事項

ア 第1期の指定管理者候補者の選定過程について

前述したとおり、第1期においては、選定委員会の開催がなく、検討は部内のみであり、かつ審査評価が公にされていない。

これらはいずれも「第2 包括外部監査の結果報告・総論」で述べたガイドラインに反するものである。

しかし、平成17年7月にガイドラインが作成され、平成17年12月の議会議決となっているので、時間的な余裕がなかったことが推測されること、第2期以降は選定委員会が開催されていることなどから、第1期の選定方法に手続の不備はあったものの、以下で検討するように非公募とした理由及び選定結果が不相当とはいえないものと思われる。

非公募とした理由及び指定の相当性について検討する。ガイドラインにおいては、指定管理者の募集は公募を原則とし、特別な事情がある場合には、公募を行わない合理的な理由があれば、特定の団体を指定できる旨を定めている。公募を行わない例として、当該施設が所在する市町村の施策等に関連しており、当該市町村を指定することが相当と認められる場合が挙げられている。

選定理由によれば、深江町（現南島原市）は、被災家屋を保存して周辺を道の駅とする「がまだす計画」に参画していたこと、町の施策として噴火災害の伝承と防災意識の向上に努めていることが挙げられている。また、深江町は道の駅（みずなし本陣ふかえ）を構成する「ふれあい公園」を直営管理し、駐車場等道路施設管理業務を分担し、道の駅を運営する第三セクターへ出資するなど道の駅全体の管理に携わっており、遺構公園として無料公開されている保存公園の管理は深江町が道の駅として一体的に管理することが効率的であることが挙げられている。

防災に関する深江町の施策に保存公園が関連していることは明らかであり、深江町が隣接する公園を直営管理し、保存公園を含む道の駅全体を一体的に管理することは効率的であり、深江町を指定することに相当性が認められる。

したがって、非公募による選定はガイドラインに沿った例外的に許容される場合に該当し、指定の相当性も認められる。

イ 第2期の指定管理者候補者の選定過程について

前述したとおり、第2期においても、指定管理者は非公募にて選定されている。

非公募とした理由について、議事録要旨等の資料からは明らかではないが、前述の選定理由から推測するに、第1期の非公募理由から変化はないものと思料される。

非公募理由については議事録等に記載することが望ましいが、上記アで検討したように非公募による選定はガイドラインに沿った例外的に許容されるものと思われる。

ウ 第3期の指定管理者候補者の選定過程について

前述したとおり、第3期においても、指定管理者は非公募にて選定されている。

第3期における非公募理由は、「土石流被災家屋保存公園は、災害の脅威と教訓を後世に伝承し、防災意識を高めるために設置したものであり、南島原市の施策と合致していること。南島原市は、隣接する道の駅、ふれあい公園を含めて一体的に管理しているため、管理運営費を節減していること。」とされており、これはガイドラインに規定された非公募とする「特別の事情」の例として挙げられている「当該施設が所在する市町村の施策等に関連しており、当該市町村を指定することが相当と認められる場合」に該当すると考える。

したがって、第3期において非公募としたことは、ガイドラインに沿った例外的に許容される場合に該当する。

エ 第4期の指定管理者候補者の選定過程について

前述したとおり、第4期においても、指定管理者は非公募にて選定されている。

この点、第4期における非公募理由は、「災害の脅威と教訓を後世に伝承し、防災意識を高めるために設置した土石流被災家屋保存公園は、旧大野木場小学校などとともに同施設を「陸の玄関口と大地の力体験ゾーン」としてまちづくりを進める南島原市の施策と合致すること。隣接するふれあい公園、情報施設、トイレ等とともに「みずなし本陣ふかえ」を構成する施設として南島原市が一体的に管理することにより、効率的な管理運営が可能である。」とされており、これはガイドラインに規定された「特別の事情」の例として挙げられている「当該施設が所在する市町村の施策等に関連しており、当該市町村を指定することが相当と認められる場合」に該当すると考える。

したがって、第4期において非公募としたことは、ガイドラインに沿っ

た例外的に許容される場合に該当する。

オ 予算と実績の乖離に関して（意見）

土石流被災家屋保存公園（以下「保存公園」という。）管理業務に関しての平成18年度から平成26年度の各事業年度の予算と実績の推移は下記のとおりである。

（単位：円）

予算	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
（収入の部）									
県負担金	3,900,000	2,200,000	3,510,000	2,200,000	3,500,000	2,200,000	3,500,000	2,200,000	3,600,000
収入の部合計	3,900,000	2,200,000	3,510,000	2,200,000	3,500,000	2,200,000	3,500,000	2,200,000	3,600,000
（支出の部）									
水道料	30,000	30,000	30,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	21,000
電気料	90,000	90,000	90,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	72,000
電話代	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	41,000
警備委託料	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000	267,000
清掃・樹木剪定委託料	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	750,000	771,000
消防設備総合点検委託料	0	0	0	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	62,000
小規模改修工事	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,029,000
シロアリ駆除	1,700,000	0	1,310,000	0	1,300,000	0	1,300,000	0	1,337,000
施設事故賠償責任保険	30,000	30,000	30,000	0	0	0	0	0	0
支出の部合計	3,900,000	2,200,000	3,510,000	2,200,000	3,500,000	2,200,000	3,500,000	2,200,000	3,600,000
実績									
（収入の部）									
県負担金	2,088,696	1,487,750	1,708,586	1,801,539	1,569,571	2,127,300	1,856,875	1,489,234	1,536,583
収入の部合計	2,088,696	1,487,750	1,708,586	1,801,539	1,569,571	2,127,300	1,856,875	1,489,234	1,536,583
（支出の部）									
水道料	12,600	12,600	14,490	12,600	12,600	12,270	12,020	11,670	11,530
電気料	34,691	49,322	51,565	42,697	52,832	60,396	49,817	59,272	63,293
電話代	31,000	31,128	31,071	31,092	31,089	31,074	31,038	31,032	31,840
警備委託料	309,750	309,750	297,150	239,400	239,400	239,400	239,400	239,400	246,240
清掃・樹木剪定委託料	744,000	744,000	670,000	720,000	720,000	728,700	728,700	728,700	822,960
消防設備総合点検委託料	0	0	0	57,750	57,750	57,750	57,750	19,950	21,600
小規模改修工事	242,655	340,950	119,100	278,000	59,000	997,710	234,150	399,210	4,320
シロアリ駆除	714,000	0	525,210	420,000	396,900	0	504,000	0	334,800
施設事故賠償責任保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出の部合計	2,088,696	1,487,750	1,708,586	1,801,539	1,569,571	2,127,300	1,856,875	1,489,234	1,536,583

上記から明らかなように、予算と実績の乖離が毎年度多額になっている。負担金に関しては、長崎県と南島原市との基本協定第18条（本業務に要する経費の負担金）において、下記のように定められている。

（本業務に要する経費の負担金）

第18条 甲（長崎県）は、本業務実施の対価として、乙（南島原市）に対して負担金を支払う。

2 甲が乙に対して支払う負担金は、各事業年度ごとに概算で支弁しこれを精算するものとする。

3 甲が乙に対して支払う負担金額については、別途年度協定に定めるものとする。

つまり予算と実績が乖離していたとしても、最終的に精算されるので、特に問題は無いと思われるが、そもそも毎年これだけの予算と実績に差が生じているということは、予算の計上根拠が不適切であることを露呈しているものと思われる。

実際に経費算出根拠資料によると、基本的に過去の実績額を参考に算出

と記載されているが、明らかに過去の実績よりも多額に予算が計上されている事は明らかであり、算出根拠としては妥当性が見いだせない状況である。

また、平成 27 年度から平成 29 年度の管理経費算出根拠資料に記載された予算額は下記のとおりであるが、数値は過去の予算計上額とそこまで変更されていない。

また、平成 26 年度においては消費税の改正による税率変更により期中に年度協定の変更が行われているが、その消費税率の変更に関しての平成 27 年度以降の予算額への反映もなされていない状況を見る限り、到底予算の見込みが正確になされているとは言い難い状況である。

適正な県負担額を算出するために、明確な根拠のもとでの予算を算出することが望ましい（意見）。

予算	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(収入の部)			
県負担金	3,600,000	2,300,000	3,600,000
収入の部合計	3,600,000	2,300,000	3,600,000
(支出の部)			
水道料	20,000	20,000	20,000
電気料	70,000	70,000	70,000
電話代	40,000	40,000	40,000
警備委託料	260,000	260,000	260,000
清掃・樹木剪定委託料	850,000	850,000	850,000
消防設備総合点検委託料	60,000	60,000	60,000
小規模改修工事	1,000,000	1,000,000	1,000,000
シロアリ駆除	1,300,000	0	1,300,000
支出の部合計	3,600,000	2,300,000	3,600,000

カ 物品管理に関して（指摘事項）

長崎県と南島原市との基本協定第 4 条（管理物件）では、下記のように定められている。

（管理物件）

第 4 条 本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、別紙 1 のとおりとする。

2 乙（南島原市）は、善良なる管理者の注意義務をもって管理物件を管理しなければならない。

備品の管理状況を確認したところ、平成 25 年 2 月 15 日購入の取得価額 63,000 円の通信音響機器（アンプ）に関して、備品シールが貼付されていなかった。

この原因としては、基本協定別紙 1 に上記の通信音響機器（アンプ）が記載されていないこと、及び長崎県から南島原市に対して物品管理簿が交

付されていないことがあげられる。

物品管理を適正に行うため、基本協定書別紙 1 に上記の通信音響機器(アンプ)を追加記載し、南島原市に対して物品管理簿の交付を行った上、物品管理簿に登録された整理番号の備品シールを貼付し管理するべきである(指摘事項)。

キ 年度協定における消費税の取り扱いについて(指摘事項)

長崎県と南島原市との年度協定第 4 条(負担金)における負担金の金額に関しては、金額のみが記載されているが、それだけでは消費税込なのか、消費税抜きなのかの判断ができないと思われる。

よって、消費税に関する文言を追加すべきである(指摘事項)。

ク 負担金の支払時期に関して(指摘事項)

負担金の支払時期に関しては、基本協定、年度協定のいずれにおいても、具体的に記載されていない。

そのため各年度で請求書の提出、負担金の支払時期が大幅に異なっている。

このような状態では、長崎県、南島原市双方ともに支払に関しての事務を失念するような事態も皆無ではなく、支出負担行為に影響を及ぼす可能性もある。よって、負担金に関して、基本協定又は年度協定においてその支払時期を記載すべきである(指摘事項)。

ケ 本施設の利用状況に関して(意見)

長崎県と南島原市との基本協定第 15 条(業務報告書の提出)2 項(2)「本施設の利用状況」に関して、今現在みずなし本陣の利用者実績の算出方法は、情報提供施設にみずなし本陣の職員 1 名を配置して、1 時間ごとに駐車場に駐車している車の数をカウントすることにより算出している。そもそも保存公園には常時人員を配置している訳でもなく、この方法は観光統計の数値を算出する際に利用されている事、みずなし本陣に来た観光客のほとんどが保存公園に来るとの前提から便宜的に採用されている事は理解できるが、算出された利用者実績の数値がアバウトな数値でしかない事は明確であり、保存公園自体の利用者実績をより正確に把握する論理的な手法を検討することが望ましい(意見)。

(参考)現在の利用者カウント方法:乗用車 1 台につき 3 名来場、ワゴン車 1 台につき 5 名来場、バス 1 台につき 30 名来場と仮定してカウント。それ以外カウントせず。

コ リスク分担に関して（指摘事項）

指定管理者制度の運用に関するガイドラインにおいて、「リスク管理・責任分担事項として、大規模修繕時における指定管理者と県の費用負担をはじめ、運営管理にかかる責任分担や不測の事態へのリスク管理について想定しうるものは、紛争防止のため募集要領において周知するとともに、協定等において事前に定めるものとする。」と記載されている。

長崎県と南島原市との基本協定にはリスク分担に関する条項が具体的に定められていない。

例えば管理施設の修繕に関しては、基本協定第 11 条(管理施設の修繕等)において、「管理施設の修繕等の業務については、甲の負担において実施する。管理施設の小規模な修繕等の業務については、別に年度協定に定める小規模修繕費の範囲内において、乙が実施するものとする。」と定められているのみであり、年度協定の別紙にも小規模修繕の総額の予算額のみ記載され、案件ごとの修繕金額基準に関しては記載されていない。

通常指定管理者制度でのリスク分担として取り決められている物価変動、金利変動その他の事項に関しても、年度協定等に記載がなされていない状況であることから、基本協定においてリスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作成すべきである（指摘事項）。

(別紙)

収支計算書推移表

土石流被災家屋保存公園

(単位：千円)

科目	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	県負担金収入		0		0		3,900	2,088	2,200	1,487	3,510	1,708	
	委託料		2,195		4,964		2,223						
	収入計	0	2,195	0	4,964	0	2,223	3,900	2,088	2,200	1,487	3,510	1,708
支出	電気使用料		44		53		35	90	35	90	49	90	52
	水道使用料		13		13		13	30	12	30	12	30	14
	電話使用料		36		36		31	40	31	40	31	40	31
	清掃管理・樹木剪定		744		744		744	750	744	750	744	750	670
	警備等委託料		252		252		252	260	310	260	310	260	297
	小規模修繕		999		1,050		1,050	1,000	242	1,000	341	1,000	119
	シロアリ駆除		0		1,690		0	1,700	714	0	0	1,310	525
	施設事故賠償責任保険		0		28		28	30	0	30	0	30	
	その他経費		107		1,110		80	0	0	0	0	0	0
支出計	0	2,195	0	4,976	0	2,233	3,900	2,088	2,200	1,487	3,510	1,708	
収支差額	0	0	0	12	0	10	0	0	0	0	0	0	

科目	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	県負担金収入	2,200	1,801	3,500	1,569	2,200	2,127	3,500	1,856	2,200	1,489	3,600	1,536
	委託料												
	収入計	2,200	1,801	3,500	1,569	2,200	2,127	3,500	1,856	2,200	1,489	3,600	1,536
支出	電気使用料	70	43	70	53	70	60	70	50	70	59	72	63
	水道使用料	20	12	20	12	20	12	20	12	20	12	21	11
	電話使用料	40	31	40	31	40	31	40	31	40	31	41	32
	清掃管理・樹木剪定	750	720	750	720	750	729	750	729	750	729	771	823
	警備等委託料	260	239	260	239	260	239	260	239	320	259	329	268
	小規模修繕	60	58	60	58	60	58	60	57	1,000	399	1,029	4
	シロアリ駆除	0	420	1,000	59	1,000	998	1,000	234	0	0	1,337	335
	施設事故賠償責任保険	1,000	278	1,300	397	0	0	1,300	504	0	0	0	0
	その他経費	0	0										
支出計	2,200	1,801	3,500	1,569	2,200	2,127	3,500	1,856	2,200	1,489	3,600	1,536	
収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

3 - 1 長崎歴史文化博物館

(1) 施設概要

設置目的	貴重な長崎の歴史及び文化に関する資料の観覧及び学習の機会を提供することを通じて、情報の交流と文化活動の活性化を図り、もって長崎の学術及び文化の発展並びに地域の振興に寄与すること。
開館年月日	平成 17 年 11 月 3 日
所在地	長崎市立山 1 丁目 1 番 1 号
設置者	長崎県及び長崎市
設置条例	長崎歴史文化博物館条例（長崎市）、長崎歴史文化博物館条例（長崎県）
敷地面積	13,852 m ²
建築面積	5,091 m ²
延床面積	12,239 m ² (但し、駐車場 2,581 m ² を含む)
施設構成	<p>< 本館 ></p> <p>(3 F) 企画展示室 (約 1,032 m²)、展示準備室等</p> <p>(2 F) 常設展示室 (約 1,276 m²)、奉行所木造復元部分 (498 m²)、奉行所関連展示室 (約 410 m²)、茶室・和室等</p> <p>(1 F) 収蔵庫、ホール、レファレンスルーム、講座室、ショップ、事務所等</p> <p>< その他施設 ></p> <p>イベント広場、伝統工芸体験工房、長屋門、奉行所階段、レストラン等</p> <p>< 駐車場 ></p> <p>屋内 67 台 (普通 59 台、身障者用 3 台、大型バス 5 台)</p> <p>屋外 5 台 (トラックヤード側)</p> <p>< 立山防空壕 (長崎県防空本部跡) ></p> <p>防空壕の管理運営は長崎県原爆資料館が行うが、緑地公園部分は長崎歴史文化博物館の指定管理者が管理。</p>
所管課	文化観光国際部 文化振興課
指定管理者	株式会社 乃村工藝社
職員数	25 名 (うち学芸員 11 名)
開館時間	<p>展示室 8:30 ~ 19:00 (最終入館 30 分前)</p> <p>資料閲覧室 9:30 ~ 18:00 (12/30 ~ 1/3 は閉室)</p>

	<p>ショップ 8:30～19:00</p> <p>レストラン「銀嶺」 10:30～21:00（オーダーストップ 1時間前）</p> <p>伝統工芸体験工房・貸工房 9:00～18:00</p> <p>施設貸出 9:00～21:00</p> <p>駐車場 8:30～22:00 12/30～1/3は駐車場を除き、10:00～18:00</p>
休館日	<p>毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）</p> <p>その他メンテナンスのため休館する場合あり。</p>
観覧料	<p>常設展示 大人 600円〔480円〕 小中校生 300円〔240円〕</p> <p>〔 〕内は15名以上団体料金。長崎県内在住の小・中学生は無料。学校行事の一環として、県内の小・中・高・盲学校・聾学校・養護学校が利用する場合は引率の先生を含め無料。障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）保持者及び介護者1名は5割減。認定を受けた観光客ボランティアの観光客を伴う入館は無料。</p> <p>企画展示 別料金</p>

（2）指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成17年4月1日 ～平成22年3月31日 (以下「第1期」という。)	(株)乃村工藝社	公募
平成22年4月1日 ～平成28年3月31日 (以下「第2期」という。)	(株)乃村工藝社	公募
平成28年4月1日 ～平成34年3月31日 (以下「第3期」という。)	(株)乃村工藝社	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第1期

応募団体

6団体

選定方法

平成17年2月1日、指定管理者選定委員会を開催し、ヒアリング(20分のプレゼンテーション、20分の質疑回答)を実施した。

そして、かかるヒアリングを踏まえ、6団体の提案について、長崎歴史文化博物館条例第6条に規定する指定の基準及び募集要領の指定管理者の指定の選定基準により選定協議を行った。

選定委員

選定委員6名(非公表)

選定結果(審査評価)

(株)乃村工藝社及び(株)トータルメディア開発研究所の2者を候補者とするに決定。

選定理由

- ・ 6者ともに特徴を活かした内容であった。
- ・ 6者の中から総合的選定の結果、優位にあった2者に絞り込んで、詳細な検討を行った。
- ・ 文化度、経営能力、その他について、甲乙つけ難く、両者を選定した。

(イ) 第2期

応募期間

平成21年3月3日～同年6月5日

応募団体

1団体(株式会社乃村工藝社)

選定方法

平成21年7月8日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、長崎歴史文化博物館の管理運営方針や事業計画等について審査を行った。

選定委員

観光商工関係者、地域振興関係者、建築関係者、経営関係者、大学関係者(2名)

選定結果（審査評価）

427点（600点満点）

選定理由

- ・ 今までの経験実績をふまえて博物館運営について多方面に目配りがなされており評価できる。
- ・ 6年間を通じて年間入場者数40万人以上の達成に努力しようとしている。
- ・ 運営に関する様々な業務に対して、きめ細かくバランス良く配慮された提案となっている。
- ・ 経験実績に基づき、人員・組織づくりへの取組みが明確に提案されており評価できる。

（ウ）第3期

応募期間

平成27年4月24日～同年7月17日

応募団体

1団体（株式会社乃村工藝社）

選定方法

平成27年8月4日、外部委員7名で構成される指定管理者選定委員会を開催し、長崎歴史文化博物館の管理運営や事業項目及びその内容等を中心に、応募者から提出された事業計画書等の審査を行った。

選定結果（審査評価）

1,502点（2,065点満点）

選定理由

- ・ 開設後10年にわたり、新たな博物館としての基礎を築き、国内有数の入館者を誇るまでに導いてきた。
- ・ 長崎は、世界遺産登録や外国人観光客・国際クルーズ船の増加など、国際観光都市へ成長するチャンスを迎えている。外国人の視点も重視した研究を深化させるとともに、国際的な情報の発信にも留意した取組みが期待できる。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担（「長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定書」第15条）

県は、指定管理者に対し、指定管理者が行う指定管理業務の遂行に要する事業経費のうち、利用料金及びその他自主事業収入を適用しない経

費（以下「負担金」という。）を負担する。

利用料金及びその他自主事業収入を適用する経費ならびに、負担金の内容区分については、以下のとおり（「長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定書」別紙3）。

負担金等の対象となる業務経費

人件費（ショップ、レストラン等に係る従業員の人件費を除く）

施設維持管理業務費

- 光熱水費
- 施設維持管理費
 - ・ 施設設備保守点検費等
 - ・ 清掃、警備、樹木管理等
 - ・ 施設の修繕費・消耗品費
 - ・ 受付案内業務費等

事業活動費

- 調査研究業務費
- 教育普及・生涯学習支援業務費
- 資料修復費等

その他、県が負担金で支出することが適当と認めた業務費

利用料金等の対象となる業務経費

事業活動費

- 展覧会及び展示事業費
 - ・ 常設展示、展示替えに係る経費
 - ・ 企画展示に係る経費
 - ・ 図録等の作成費
- 業務経費
 - ・ 広報、マーケティング費用
 - ・ 寸劇、イベント等自主事業費
 - ・ 駐車場運営費
 - ・ 施設貸出業務費
- ボランティア経費
- ミュージアムショップ経費
- レストラン経費

その他

博物館の管理運営にかかる業務で、指定管理者が独自に実施する業務費

(イ) 負担金の支弁方法等

負担金は、事業年度ごとに支弁するものとし、その額及び支弁方法については、毎事業年度前に、事業計画の内容等を考慮し、県と指定管理者で協議のうえ、事業年度ごとに締結する細目協定により定める（「長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定書」第 16 条）。

(ウ) リスク管理・責任分担

指定管理業務に関する県と指定管理者のリスク分担については、以下の「リスク分担表」のとおり定められている（「長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定書」第 17 条、同別紙 4）。

なお、「長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定書」別紙 4 には、以下のリスクの種類の外に、物価変動・金利変動・法令の変更・税制度の変更・セキュリティ等がある。

また、博物館施設及び附属設備等の修繕に関しては、「長崎歴史文化博物館の管理運営に関する基本協定書」別紙 2「指定管理業務の範囲」において、「原則として、1 件あたり 20 万円以下の少額修繕については、指定管理者の責任において行うものである、1 件あたり 20 万円以上の修繕については、県と指定管理者が協議のうえ、責任分担を決定する」と規定されている。

リスクの種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
事業の変更	県の責めによる理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
	上記以外		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		

施設・設備の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
資料等の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外で相手方が特定できないもの		
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外		
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移

年度	総入館者数(人)	年度	総入館者数(人)
平成 17 年	297,399	平成 22 年	953,860
平成 18 年	609,424	平成 23 年	403,091
平成 19 年	468,067	平成 24 年	454,633
平成 20 年	445,026	平成 25 年	419,264
平成 21 年	609,577	平成 26 年	444,288

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

(単位：円)

年度	予算額	決算額	年度	予算額	決算額
平成 17 年	110,460,000	110,460,000	平成 22 年	172,923,500	165,932,270
平成 18 年	170,996,000	170,996,000	平成 23 年	174,275,000	174,275,000
平成 19 年	173,918,500	173,918,500	平成 24 年	174,275,000	174,275,000
平成 20 年	172,722,500	172,722,500	平成 25 年	174,275,000	174,118,786
平成 21 年	172,722,500	170,142,047	平成 26 年	179,242,500	179,242,500

(4) 特筆すべき事項

ア 第2期及び第3期の指定管理者の指定について(意見)

第2期及び第3期は、いずれも指定管理者の指定期間が6年となっている。

県が作成した「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)においては、指定管理者の指定期間について、以下のとおり定められている。

「・会館等施設で維持管理業務が主たる業務の場合 3年以内
 ・より安定的な管理が必要で、業務に専門性が認められる場合、5年以内を一応の目安とする。ただし、施設の効果的かつ安定的な管理運営ならびに指定管理者による計画的な管理運営等の視点から、個々の施設の目的や実情を踏まえ、適切な期間を設定することができることとする。」

長崎歴史文化博物館は、貴重な収蔵資料の収集・保管・修復等、その業務には専門性が認められることから、ガイドライン上は、指定管理者の指定期間は5年以内となるのが原則である。

しかし、前述したとおり、ガイドラインにおいては、「施設の効果的かつ安定的な管理運営ならびに指定管理者による計画的な管理運営等の視点から、個々の施設の目的や実情を踏まえ、適切な期間を設定することができることとする」と規定されていることから、長崎歴史文化博物館がかかる例外要件に該当するかにつき以下検討する。

この点、県は、「平成19年5月24日には日本学術会議声明『博物館(美術館を含む。)は、展示に関しても他館からの資料借用等を伴う場合は、実現までに3年以上を要することがしばしばであることから、指定管理期間は10年(既存館)~15年(新設館)を目安とすることが望ましい。』もあり、民間が3年で経営計画を策定することから、指定管理者の実態も

踏まえその2回の事業計画サイクルに相当する6年間で設定しております」との見解である。

たしかに、日本学術会議声明が、展示に関する他館からの資料借用に伴う期間を根拠に10年～15年の指定期間を目安としていることには合理的根拠があるものとする。

しかし、県が主張する「民間が3年で経営計画を策定することから、指定管理者の実態も踏まえその2回の事業計画サイクルに相当する6年間で」との見解については、まず「民間が3年で経営計画を策定する」という明確な根拠は見出せない。経営計画には短期・中期・長期とあり、いずれの経営計画を指しているのかも不明である。また、仮に、3年で経営計画を策定するのが一般的だったとしても、「2回の事業計画サイクル」が必要とする合理的根拠は見出せない。さらに、「指定管理者の実態も踏まえ」とあるが、これは素直に解せば、「現在の指定管理者の実態を踏まえた」ということになる。この点、県は最終的に「第2期当時、美術館・博物館の全部門を指定管理者としている都道府県は現実問題として全国的に少なく、指定管理者として実際に管理運営にあたった乃村（注；長崎歴史文化博物館の指定管理者である乃村工芸社）、財団（注；長崎県美術館の指定管理者である長崎ミュージアム振興財団）の両者からヒアリングして5年からの延長期間を検討した」との意見を述べているが、長崎歴史文化博物館において指定管理者は公募しているのであり、次期においては指定管理者候補者となるにすぎない特定の、しかもわずか2団体の実態を踏まえるということは、公正・公平とはいえず、相当ではない。

また、5年でも10年でもなく、6年とした合理的根拠も見出せない。

日本学術会議声明がいうとおり、博物館においては、展示に関して資料借用等を伴う場合には、実現までに3年以上を要する以上、施設の効果的かつ安定的な管理運営等の視点からすると、5年より長期の指定期間とすること自体は、ガイドラインの例外要件に該当するものとする。

しかし、現在の6年という指定期間については、合理的な根拠が見出せない以上、適切な期間について再検討することが望ましい（意見）。

イ 指定管理者に対する指導等について

（ア）博物館資料の管理について（意見）

「長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館資料の管理等基準」（以下「管理等基準」という。）第2条において、「資料の管理は、指定管理者が行う」と規定されている。

また、長崎歴史文化博物館に収蔵されている資料は約 48,000 点存在するところ、基本協定書別紙 2「指定管理業務の範囲」においては、指定管理業務の範囲について「収蔵資料の情報を適正に管理、更新するとともに、収蔵資料については、年間 1,000 点以上の点検を行う。うち、重要物品である収蔵資料については毎年全数点検を行う。」と記載されている。

さらに、管理等基準第 4 条では、「県は、資料の管理状況を、随時点検するとともに、指定管理者に対して適切な指導助言を行う」と規定されている。

指定管理者と県は、これらの規定等に基づき資料の点検を行っているが、県は、資料の点検について文書等による報告書を作成していない。

約 48,000 点という資料を点検・管理するには相当の時間と作業量が必要と思われる。

よって、資料を点検する際には、随時記録に残し管理することが望ましい(意見)。

(イ) 会計帳簿等の指導について(意見)

基本協定書第 25 条では、「県は、長崎歴史文化博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して指定管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査及び評価を行い、又は必要な指示をすることができる。」と規定されており、県は、この規定に基づき、指定管理者の会計帳簿等を調査している。

ただし、県は、その調査において、会計帳簿の主要簿である総勘定元帳や、その集計表である残高試算表を確認していない。

これは、指定管理者の本店が県外にあり、会計帳簿の作成が県外で行われているため、長崎歴史文化博物館内にある指定管理者の事務所に保管されていないためである。

県は、指定管理者が会計ソフトから抽出して作成した会計データの一覧表や集計表をもとに、事業報告書や領収証等の証憑書類と突合しており、一定程度の正確性は確保できていると思われる。

しかし、会計データの一覧表が勘定科目ごとに集計されていないため、勘定科目の集計確認が必要となる等、調査に時間がかかる事が予想される。

県は、指定管理者の事務所内に、総勘定元帳や残高試算表の写し等の書類の保管を求め、これらに基づき調査をすることが望ましい(意見)。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎歴史文化博物館

(単位：千円)

科目	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	県負担金収入	220,920	220,920	341,992	341,992	347,837	347,837	345,445	345,445	345,445	340,284
	利用者負担金収入			1,500	321	550	493	550	589	550	464
	指定管理者負担金										
	その他収入										
	収入計	220,920	220,920	343,492	342,313	348,387	348,330	345,995	346,034	345,995	340,748
支出	管理運営人件費	94,000	80,229	118,294	122,060	118,675	119,608	118,675	120,414	118,675	117,610
	運営事業費	25,940	33,002	30,059	31,032	27,655	33,314	28,575	31,692	28,575	31,225
	光熱水費	39,060	47,074	80,400	72,406	78,960	68,552	76,053	75,074	76,053	67,017
	維持管理費	61,920	68,923	114,739	124,444	123,097	127,447	122,692	119,233	122,692	124,895
	支出計	220,920	229,227	343,492	349,942	348,387	348,921	345,995	346,413	345,995	340,748
収支差額	0	8,307	0	7,629	0	591	0	379	0	0	

科目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	県負担金収入	345,847	331,864	348,550	348,550	348,550	348,550	348,550	348,237	358,485	358,485
	利用者負担金収入	550	810	550	789	550	767	550	771	565	607
	指定管理者負担金										4,388
	その他収入				1,994						
	収入計	346,397	332,674	349,100	351,333	349,100	349,317	349,100	349,009	359,050	363,480
支出	管理運営人件費	118,010	113,114	123,870	124,019	124,950	124,707	123,250	119,949	126,768	128,771
	運営事業費	29,590	28,042	30,240	36,248	34,255	35,487	31,855	28,251	32,756	29,380
	光熱水費	76,000	70,959	70,000	72,330	68,000	72,216	73,000	82,349	75,084	87,024
	維持管理費	122,797	120,557	124,990	119,910	121,895	117,025	120,995	118,459	124,442	118,304
	支出計	346,397	332,674	349,100	352,507	349,100	349,436	349,100	349,009	359,050	363,480
収支差額	0	0	0	1,174	0	118	0	0	0	0	

3 - 2 長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

(1) 施設概要

基本理念	孫文と梅屋庄吉の交流、長崎の近代交流史と国重要文化財の旧香港上海銀行長崎支店を検証し、展示や関連事業を通じて広く情報発信する。また、国内外の博物館等と連携するとともに、県民に関われ、国内はもとより、中国をはじめ東アジアの要人も訪れる友好のシンボルとなる施設として、今後の友好交流に寄与することを目指す。
開館年月日	平成 26 年 4 月 26 日
所在地	長崎県長崎市松が枝町 4-27(長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館内)
設置者	長崎県及び長崎市
設置条例等	長崎歴史文化博物館条例(長崎市)、長崎歴史文化博物館条例(長崎県)、長崎歴史文化博物館条例施行規則(長崎県)
面積	敷地面積 550 m ² 建築面積 364 m ² 延床面積 1,093 m ² (ミュージアム部分 632.1 m ²)
施設構成	(3Fの一部) 展示室(約 103.95 m ²) (2F) 展示室(約 148.18 m ²) 多目的室(約 14.90 m ²) *ミュージアムが設置されている長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館は、国指定重要文化財となっている。
所管課	文化観光国際部 文化振興課
指定管理者	株式会社 乃村工藝社
職員数	5名(常勤職員3名、非常勤職員2名)
開館時間	午前9時～午後5時 *利用者のサービス向上のために、必要に応じて県の承認を得て開館時間を延長する場合あり。
休館日	毎月第3火曜日
入館料	高校生・大学・一般 300円〔240円〕 県外の小中学生 150円〔90円〕 県内の小中学生 無料 *〔 〕内は15名以上の団体料金。

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 26 年 4 月 26 日 ～平成 28 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	(株)乃村工藝社	非公募
平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 34 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	(株)乃村工藝社	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募・指定先選定理由

長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム(以下「梅屋庄吉ミュージアム」という。)は、「旧香港上海銀行長崎支店の歴史」及び「長崎の近代交流史」にかかる展示や情報発信等をするための施設であり、管理運営にあたっては、「長崎学」の拠点施設であり、調査・研究、施設管理のノウハウや人員が整っている長崎歴史文化博物館と一体的に管理運営することが効果的であることから、長崎歴史文化博物館の指定管理者である株式会社乃村工藝社を指定管理者候補者として選定した。

選定方法

事務局による指定申請書及び事業計画書の審査、申請者へのヒアリングを実施し、平成 26 年 2 月 21 日、指定管理者候補者を決定。

そして、平成 26 年 2 月 28 日、指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者候補者から提出された事業計画書について、申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングにより評価を行い、指定管理業務を実施するにあたっての留意すべき点等について意見聴取を行った。

選定委員

大学関係者及び会計専門家を含む外部委員 6 名。

審査結果(審査評価)

434 点(600 点満点)

* 展示物の保存、見せ方、扱い方がしっかりしており、長崎歴史文化博物館及び他県の博物館等での運営も行うなど十分な実績があり、信頼できる企業であり、指定管理者として相応しい。

(イ) 第 2 期

* この期から、梅屋庄吉ミュージアムを長崎歴史文化博物館分館と位置づけ、以下に記載する指定管理者募集及び指定管理者選定についても長崎歴史文化博物館と一体的に行っている。

応募期間

平成 27 年 4 月 24 日～同年 7 月 17 日

応募団体

1 団体（株式会社乃村工藝社）

選定方法

平成 27 年 8 月 4 日、外部有識者 7 名で構成する指定管理者選定委員会を開催し、応募者から提出された事業計画等の審査を行った上で、指定管理者の候補者として決定。

選定結果（審査評価）

1,502 点（2,065 点満点）

選定理由

- ・ 長崎は、世界遺産登録や外国人観光客・国際クルーズ船の増加など、国際観光都市へ成長するチャンスを迎えている。外国人の視点も重視した研究を深化させるとともに、国際的な情報の発信にも留意した取り組みが期待できる。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

(ア) 経費負担（「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」第 15 条）

県は、指定管理者に対し、指定管理者が行う指定管理業務の遂行に要する事業経費のうち、利用料金及びその他自主事業収入を適用しない経費（以下「負担金」という。）を負担する。

利用料金及びその他自主事業収入を適用する経費ならびに、負担金の内容区分については、以下のとおり（「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」別紙 3）。

負担金等の対象となる業務経費

人件費

施設維持管理業務費

() 光熱水費

() 施設維持管理費

- ・ 施設設備保守点検費等

- ・ 清掃、警備等
- ・ 施設の修繕費・消耗品費
- ・ 受付案内業務費等

事業活動費

- () 調査研究業務費
- () 教育普及・生涯学習支援業務費
- その他、県が負担金で支出することが適当と認めた業務費

利用料金等の対象となる業務経費

事業活動費

- () 展覧会及び展示事業費
 - ・ 常設展示、展示替えに係る経費
 - ・ 企画展示に係る経費
 - ・ 図録等の作成費

- () 業務経費
 - ・ 広報、マーケティング費用
 - ・ イベント等自主事業費
 - ・ 駐車場運営費
 - ・ 施設貸出業務費

- () ボランティア経費

その他

博物館の管理運営にかかる業務で、指定管理者が独自に実施する業務費

(イ) 負担金の支弁方法等

負担金は、事業年度ごとに支弁するものとし、その額及び支弁方法については、毎事業年度前に、事業計画の内容等を考慮し、県と指定管理者で協議のうえ、事業年度ごとに締結する細目協定により定める（「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」第 16 条）。

(ウ) リスク管理・責任分担

指定管理業務に関する県と指定管理者のリスク分担については、以下の「リスク分担表」のとおり定められている（「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」第 17 条、同別紙 4）。

なお、「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの管理運営に関する基本協定書」別紙 4 には、以下のリスクの種類の外に、物価変動・金利変動・法令の変更・税制度の変更・セキュリティ等がある。

リスクの種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望への対応		
	上記以外		
事業の変更	県の責めによる理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
	上記以外		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		
施設・設備の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
資料等の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
第三者への	指定管理者の故意又は過失によるもの		

賠償	の		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外		
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移

年度	ミュージアム入館者数(人)
平成 26 年	10,480

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

(単位：円)

年度	予算額	決算額
平成 26 年	5,235,500	5,235,500

(4) 特筆すべき事項

ア 第1期指定管理者の非公募による指定について

前述したとおり、第1期は、非公募によって指定管理者が選定されている。

ガイドラインにおいては、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するため、公募が原則」とされ、「特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば」例外的に非公募とできる旨規定されている。

この点、第1期における非公募理由は、「『旧香港上海銀行長崎支店の歴史』及び『長崎の近代交流史』にかかる展示や情報発信等をするための施設であること」、及び「管理運営にあたっては、『長崎学』の拠点施設であり、調査・研究、施設管理のノウハウや人員が整っている長崎歴史文化博物館と一体的に管理運営することが効果的である」という点に尽きる。

たしかに、長崎歴史文化博物館と一体的に管理運営することが効果的で

あることは否定できないが、指定管理者選定にあたって公募が原則とされた趣旨は、幅広い参入の機会を確保し、選定手続の公正かつ透明性を確保する点にあることに鑑みると、非公募とするのはガイドラインにいう例外要件に該当する場合に限られるというべきであり、今後仮に非公募とする場合には、かかる例外要件該当性の有無を慎重に判断すべきである。

ただし、第2期においては公募による選定がなされている点に鑑みて、この点は指摘事項や意見としない。

イ 有料展示室入場者数について（意見）

（ア）入場者数について

平成26年度事業計画における収支計画では、入館料収入が400万円となっており、これは有料展示室入場者数を3万人と想定した数字である。すなわち、平成26年度事業計画においては、有料展示室入場者数を3万人と計画していたことになる。そして、この3万人の内訳は、クルーズ船等による外国人入場者が約1万人、教育関係者入場者が約1万人、その他一般入場者が約1万人ということであった。

しかし、平成26年度の実際の有料展示室入場者数は、前述したとおり、1万480人であり、計画の約3分の1にすぎない。その内訳も、クルーズ船等による外国人入場者はほぼ0、教育関係者も数百であり、わずかにその他一般客のみ計画どおり約1万人であった。

平成27年度事業計画（収支計画）においても、有料展示室入場者数の目標は3万人とされているが、この達成は著しく困難な見通しである（但し、この目標はその後1万2500人に下方修正され、この目標は達成される可能性がある）。

たしかに、平成26年度は開館初年度であり、見通しが困難であったことは理解できるが、それにしても計画・想定約3分の1しか有料展示室入場者が存在しなかったことは問題である。

（イ）設置建物について

上記のとおり、入場者数は目標とした数字を大幅に下回っている。

これは、当初計画したクルーズ船等による外国人と教育関係者の入場者数がほとんどなかったことによるものであるが、その原因の一つに、梅屋庄吉ミュージアムの存在する建物の特性によるところが大きいと思われる。

梅屋庄吉ミュージアムは、旧香港上海銀行長崎支店記念館（以下「記

念館」という。)内に存在し、県は、この記念館がクルーズ船の乗降場所の近くにあるため、クルーズ船の観光客や出航待ちの乗船者等の入場者を見込んでいた。

この記念館は国指定重要文化財であり、建物外に看板を出せない、飲食物を提供できない等様々な制約が課されているため、記念館は、建物の特性上、観光客を誘導するのが難しい。

クルーズ船で訪れた観光客向けに、ターミナルでパネル・ポスターを掲示して宣伝する予定とのことだが、それでどれだけの効果があるか不明である。

また、建物内は、エレベータがなく階段の勾配が急なため、車いすや高齢者等の入場は難しいと思われる。

ホテルやレストランに割引券を配布したり、グラバー園との共同チケットを作成する等、営業及び広報活動を積極的に行っている点は評価できるが、前述した建物の特性に鑑みると、有料展示室入場者数が当初計画の3万人にまで大幅に増加することは考えにくい。

(ウ) 意見

梅屋庄吉ミュージアムは、設置されてから約2年しか経っておらず、認知度向上にむけた取組みの中途であると考えられることから、当面は梅屋庄吉ミュージアムにおける展示やイベント等の情報発信の強化、教育普及活動の充実によって施設認知度の向上を図るほか、観光客の来館を促すためのパネル・ポスター等の掲示等により入場者の増加を図っていくべきである。ただし、それでもなお入場者数が増加しない場合には、観光客が訪れやすい場所等への移転を検討することが望ましい(意見)。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

(単位：千円)

科目		平成26年度	
		予算	決算
収入	県負担金収入	10,471	10,471
	利用者負担金収入	100	
	指定管理者負担金		90
	収入計	10,571	10,561
支出	管理運営人件費	6,438	6,387
	運営事業費	279	67
	光熱水費	1,567	1,157
	維持管理費	2,285	2,950
	支出計	10,571	10,561
収支差額		0	0

4 長崎県亜熱帯植物園

(1) 施設概要

設置目的	亜熱帯植物の栽培及び展示を行い、広く県民に憩いの場を提供し、植物の観賞とレクリエーション施設の利用を通じて、観光の発展と県民の福祉の向上に寄与する。
設置年月日	昭和 48 年 4 月
所在地	長崎市脇岬町 833
面積	32.5ha (うち建物 4,947.14 m ²)
設置条例	長崎県亜熱帯植物園条例
所管課	文化観光国際部 観光振興課
指定管理者	一般財団法人 長崎市野母崎振興公社
職員数	23 名 (職員 1 名、嘱託職員 3 名、臨時職員 19 名)
開園時間	午前 9:00 ~ 午後 5:00
休園日	毎月第 3 水曜日 (祝日の場合は翌日) 及び年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 2 日)
施設・設備の概要	植物 約 1,200 種、約 45,000 本 主な施設 ビジターセンター、カスケード、大温室、フラワーガーデン温室、ハイビスカス温室、果樹温室、レストハウス、野外ステージ、トロッコ型モノレール
利用料金等	(個人) 大人 300 円、小中高生 150 円 (団体) 大人 250 円、小中高生 120 円 * 幼児及び県内在住の小中校生は無料

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 16 年 11 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	財団法人野母崎町振興公社	公募
平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	財団法人長崎市野母崎振興公社	公募

平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という。)	財団法人長崎市野母崎振興 公社	非公募
平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日 (以下「第 4 期」という。)	財団法人長崎市野母崎振興 公社	非公募
平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日 (以下「第 5 期」という。)	一般財団法人長崎市野母崎 振興公社	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

応募期間

平成 16 年 6 月 22 日～同年 7 月 21 日

応募団体

1 団体 (財団法人野母崎町振興公社)

選定方法

平成 16 年 7 月 28 日、選考委員会 (部内) を開催し、財団法人野母崎振興公社を指定管理者候補者として決定。ただし、選定理由は不明。

選定委員

部内

選定結果 (審査評価)

不明

選定理由

不明

(イ) 第 2 期

応募期間

平成 18 年 10 月 17 日～同年 11 月 30 日

応募団体

2 団体

選定方法

平成 18 年 12 月 22 日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、各応募団体から事業計画書の内容等についてのプレゼンテーションを受け、質疑応答を行った上で、予め定めた審査項目について採点し、審査選定した。

選定委員

外部委員 5 名、内部委員 1 名

選定結果（審査評価）

623 点（720 点満点）

* なお、選定されなかった 1 者の審査評価は、582 点

選定理由

以下の条件を付帯した上で、審査項目の全項目において優れていた財団法人長崎市野母崎振興公社を指定管理者の候補に選定した。

- ・ 民間的発想をもって営業活動を強化し、観光客の集うにぎわいの場とするよう努め、県負担金の縮減を図るよう収支改善に取り組むこと。
- ・ 県立植物園としての機能の充実（希少植物の保護や緑の相談窓口の開設）を図るとともに、癒しを含めた県民の多様なニーズに対応するよう努めること。
- ・ 芝生広場に草スキー場を作る計画は時期尚早であり、既存施設を活かし県民が楽しめる場とすること。

（ウ）第 3 期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募理由

外部委員会を設置し、長崎県亜熱帯植物園のあり方検討を行っており、平成 23 年度末までに提言書が提出され、平成 24 年度に県の方針が決定される予定であることから、指定管理期間を平成 24 年度の 1 年間としたため。

選定方法

平成 24 年 1 月 13 日、外部委員 3 名で構成される指定管理者選定委員会を開催し、事業計画の概要説明や委員によるヒアリングを経て、委員による採点・審議の上、候補者を決定。

選定結果（審査評価）

353 点（450 点満点）

選定理由

- ・ 植物園の公的役割を認識し、利用者に対し公平な運営を期待できる。
- ・ 植物の栽培管理などの面で十分な技術力があり、植物園の安定した運営が期待できる。

- ・ 積極的な集客対策に加え、レストランにおける新メニュー開発など収入増加策にも取り組む意欲がある一方、コスト削減にも努めている。

(エ) 第4期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募理由

平成 23 年度末に長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する調査検討委員会から長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する提言書が提出され、平成 24 年度末までに県の方針を決定し、平成 25 年度に実施する候補者選定に反映させる予定であることから、指定管理期間を平成 25 年度の1年間としたため。

選定方法

平成 25 年 1 月 15 日、外部委員 3 名で構成される指定管理者選定委員会を開催し、事業計画の概要説明や委員によるヒアリングを経て、委員による採点・審議の上、候補者を決定。

選定結果（審査評価）

340 点（450 点満点）

選定理由

- ・ 植物園の公的役割を認識し、利用者に対し公平な運営を期待できる。
- ・ 植物の栽培管理などの面で十分な技術力があり、植物園の安定した運営が期待できる。
- ・ アドバイザー等を導入して、植物園の魅力向上や入場者の増加対策に取り組んでいる。

(オ) 第5期

応募期間

平成 25 年 6 月 11 日～同年 8 月 30 日

応募団体

1 団体（財団法人長崎市野母崎振興公社）

選定方法

平成 25 年 9 月 19 日、外部委員 4 名で構成される指定管理者選定委員会を開催し、事業計画の概要説明や委員によるヒアリングを経て、委員による採点・審議の上、候補者を財団法人長崎市野母崎振興公社に決定。

選定結果（審査評価）

391点（600点満点）

選定理由

- ・ 植物園の公的役割を認識し、利用者に対し公平な運営を期待できる。
- ・ 植物園の運営にかかる経験があり、管理運営に必要な知識及び経験がある職員を配置できている。
- ・ 広く県民が利用しやすい料金体系となっている。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担（「長崎県亜熱帯植物園の管理に関する基本協定書」第21条）

県は、指定管理者に対し、各事業年度毎に指定管理者が行う指定管理業務の遂行に要する経費（以下「事業経費」という。）のうち、別途年度協定に定める金額を長崎県亜熱帯植物園管理運営負担金（以下「負担金」という。）として、各事業年度毎に支払う。

事業経費については、利用料金収入及びその他の収入並びに県が指定管理者に対して支払う負担金をもって充てるものとする。

（イ）負担金の支弁方法等（「長崎県亜熱帯植物園の管理に関する基本協定書」第22条）

県は、負担金を各事業年度ごとに、指定管理者の請求に基づき四半期毎に前金払いにより支払うものとする。

（ウ）精算（「長崎県亜熱帯植物園の管理に関する基本協定書」第23条）

指定管理者が指定管理業務を確実に実施する中で、収支決算の結果、経費の節減など指定管理者の経営努力により余剰金が生じたとき、又は過不足が生じたときについても、年度協定のなかで定める通常分の負担金については、精算しないものとする。

ただし、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合においては、負担金の精算をするものとする。

（エ）リスク管理・責任分担

施設等の改修・修繕及び災害や事故等が発生した場合の管理責任に関するリスク分担については、以下の「リスク分担表」のとおり定められ

ている（「長崎県亜熱帯植物園の管理に関する基本協定書」別紙3）。

なお、「長崎県亜熱帯植物園の管理に関する基本協定書」別紙3には、リスクの種類として、以下の外、物価変動・金利変動・法令の変更・セキュリティ等がある。

しかし、施設及び備品の修繕に関するリスク負担については明示的に規定されていない（以下の「施設等の損傷」の「経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設、設備、備品の損傷」に含めて考えられており、リスク負担としては「協議事項」となっている。）。

リスクの種類	内容	負担者	
		設置者	指定管理者
不可抗力	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		
書類の誤り	県が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設、設備、備品の損傷	協議事項	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移

年度	入園者延べ総数 (人)	年度	入園者延べ総数 (人)
平成 15 年	67,886	平成 21 年	47,277
平成 16 年	59,869	平成 22 年	41,694
平成 17 年	46,298	平成 23 年	43,821
平成 18 年	40,348	平成 24 年	35,106
平成 19 年	37,625	平成 25 年	39,871
平成 20 年	42,275	平成 26 年	32,340

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

年度	県負担金(千円)	年度	県負担金(千円)
平成 15 年	85,500	平成 21 年	52,000
平成 16 年	57,172	平成 22 年	52,000
平成 17 年	53,000	平成 23 年	52,000
平成 18 年	53,000	平成 24 年	52,000
平成 19 年	52,000	平成 25 年	61,432 (内訳) 通常運営資金分：52,000 増収対策分：4,019 減収補填分：5,413
平成 20 年	52,000	平成 26 年	70,175 (内訳) 通常運営資金分：53,237 増収対策分：5,958 減収補填分：4,252 施設整備分：6,728

(4) 利用客数減少に対する対策

ア 「長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する調査検討委員会」の設置

(ア) 設置経緯

長崎県亜熱帯植物園の入園者数は、平成10年にリニューアルオープンした効果等により、同年には過去最高の12万人となった。しかし、その後は減少し、平成23年ころにはピーク時の約3分の1にとどまっている。また、同年ころ、県外からの来園者は、入園者全体の約2割にとどまっている状況にあった。

そこで、長崎県亜熱帯植物園の今後のあり方を検討するため、長崎県の諮問を受けて、平成23年9月、「長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する調査検討委員会」（以下「あり方検討委員会」という。）が設置された。

(イ) 提言

あり方検討委員会は、平成23年9月2日から平成24年3月21日にかけて合計6回開催され、以下の提言をまとめた。

施設の目的・運営方針について

『長崎県亜熱帯植物園』は従来のような広域的な観光施設としてよりも、まずは、植物の観賞等を通じて県民の憩いの場としての役割に重点を置きながら、植物園や野母崎地域の魅力を発信し入園者の増加に努め、併せて県民が期待する教育・学習・体験等の施設としての機能の充実を図ること。

施設整備について

『長崎県亜熱帯植物園』に必要な地すべり対策工事の検討を含め、中長期的な施設の維持補修計画を策定するとともに、植物観賞の施設として植物の魅力・ボリューム・展示方法について改善を図ること。

運営管理体制について

運営は民間ノウハウを活かし、工夫ができる指定管理者制度を支持するが、設置者である県が基本的な方針を示し、県と指定管理者がこれまで以上に緊密な連携を図りつつ、指定管理者の運営機能の強化を図るとともに、『長崎県亜熱帯植物園』と大学、長崎市、地域等との協力体制構築のため、県が積極的に関与すること。

イ 「長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する基本方針」の策定

(ア) 策定の趣旨

あり方検討委員会の提言及び県議会の意見を受けて、平成 25 年 3 月、県として今後の「長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する基本方針」(以下「あり方に関する基本方針」という。)をまとめた。

(イ) 目指す基本的方向性

県民に「憩い」と「教育・学習・体験」の場を提供し、県民生活に「癒し」を与え、県民の「自然や環境を学び、育む心」を育てる。

県民や地域との幅広い連携・協働の体制を構築する。

今ある植物園の施設を有効に活用し、より親しみやすく、利用しやすくすることにより、多くの県民に利用してもらう。

(ウ) 今後の運営の基本方針及び基本方針の実現に向けた具体的施策

植物鑑賞の施設としての魅力の充実

植物の魅力アップ・ボリュームアップ・展示方法の改善、職員のスキルアップ

(今後の植物の展示に関する基本方針)

) 温室においては、既存の亜熱帯植物の展示方法を、その魅力・特徴をより活かすことのできる展示の仕方に改善する。

) 温室内に果樹など、子どもにもわかりやすく、親しみやすい植物の展示を充実する。

) 屋外においては、長崎県の気候にあった長崎県特有の植物を季節に応じて植栽し、「長崎の植物園」らしさを演出し、四季折々に花が楽しめ、ボリューム感が不足しないよう花の選択、エリアごとの植栽を工夫する。

(具体的対応策) * 一部のみ記載

- ・ カスケードの周辺の改善に最優先で取り組み、本格的な地中海式庭園として仕上げる。
- ・ 大温室内に子どもが見て楽しめるバナナ、パイナップル、パパイヤなど果樹を配置するとともに、花木の展示方法を改善する。
- ・ ハイビスカス温室のボリュームアップ、フラワーガーデン温室の花の見せ方を工夫する。
- ・ 園内園路沿いの岩を覆う植栽、冬の花のボリュームアップを図る。

県民の「憩い」と「教育・学習・体験」の場として貢献
大人や中高年層への「憩い」や「癒し」の提供、及び子どもを対象
とした体験プログラムの構築等

(具体的対応策) *一部のみ記載

- ・ レストラン等を活用した大人が憩えるスペースの整備や、景色を活かしたビュースポット、休憩所などの充実。
- ・ 植物園ならではの子どもたちの体験メニュー等の充実。
- ・ 長崎大学教育学部の蓄積型体験学習プログラムの活用による大学生が子どもの体験学習等をサポートする体制の構築。

県民との協働・連携の推進

長崎市、県内の大学、県市の教育関係者等との協働・連携

(具体的対応策) *一部のみ記載

- ・ 長崎大学教授を亜熱帯植物園の特別顧問として委嘱し、植物研究に関する連携体制を確保。
- ・ 県内の理科教諭の団体である長崎理科教育研究会等との連携による教育体験学習プログラムの開発。
- ・ 県内の老人会・自治会、幼稚園、小中学校の利活用に向けた啓発、協力の依頼。

県民がより親しみやすく、利用しやすく

新しいコンセプト等を積極的に発信し、多くの県民が利用しやすい料金システムの導入。植物園の魅力や楽しみ方を伝え、気軽に利用していただけるよう工夫するとともに、清潔で快適な環境を整え、おもてなしの心でお客様をお迎えする。

(具体的対応策) *一部のみ記載

- ・ 大人は入園料 300 円、高校生以下は無料を基本とする。
- ・ 地元住民は、ファンクラブへの登録を前提に無料とする。
- ・ より親しみやすい愛称などを検討する。
- ・ おもてなしの心を大切に、これまで以上に充実したサービスを提供する。

情報発信と集客の強化

植物園の情報のみならず周辺地域全体の観光地やイベント情報など積極的な情報発信を行うとともに、レストランや売店についても見直しを行い入園者の増加を図る。

(具体的対応策) *一部のみ記載

- ・ 新聞、テレビ、ラジオ等のパブリシティなどの情報発信を強化。

- ・ ホームページをリニューアルし、動画の導入、周辺地域全体の観光・イベント情報や専門家のコメント付情報を発信。

管理運営体制の強化

(具体的対応策) * 一部のみ記載

- ・ 指定管理者指定基準の見直し。
- ・ 経営評価委員会の設置。
- ・ 庁内関係部局による連携体制の構築。

(5) 特筆すべき事項

ア 第 1 期の指定管理者候補者の選定過程について

前述したとおり、第 1 期においては、選定委員会は開催されているものの、選定委員は部内のみであり、かつ審査評価及び選定理由が公にされていない。

これらはいずれも「第 2 包括外部監査の結果報告・総論」で述べたガイドラインに反するものである。

しかし、第 1 期の選定(平成 16 年 7 月)は、ガイドライン策定(平成 17 年 7 月)以前であること、及び第 2 期以降の選定にあたっては外部委員を含めた選定委員による選定委員会が開催され、その結果(審査評価及び選定理由)が公表されていることに鑑みると、手続として妥当とは言い難いものの、やむを得なかったものと評価できる。

イ 第 3 期の指定管理者候補者の選定過程について

前述したとおり、第 3 期においては、指定管理者は非公募にて選定されている。

ガイドラインにおいては、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するため、公募が原則」とされ、「特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば」例外的に非公募とできる旨規定されていることから、第 3 期における非公募による選定が、ガイドラインに沿った例外的に許容されるものであったか検討する。

この点、第 3 期における非公募理由は、「外部委員会を設置し、長崎県亜熱帯植物園のあり方検討を行っており、平成 23 年度末までに提言書が提出され、平成 24 年度に県の方針が決定される予定であることから、指定管理期間を平成 24 年度の 1 年間としたため。」とされており、これはガイドラインに規定された「特別な事情」に該当すると考える。

また、県の方針が決定しない限り、募集要領に記載すべき指定管理者が

行う管理基準・業務の範囲・業務の内容が確定せず、募集要領を作成することができない。よって、県の方針が確定していないことは、「公募を行わない合理的理由」に該当する。

したがって、第3期において非公募としたことは、ガイドラインに沿った例外的に許容される場合に該当する。

ウ 第4期の指定管理者候補者の選定過程について

前述したとおり、第4期においても、指定管理者は非公募にて選定されている。

この点、第4期における非公募理由は、「平成23年度末に長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する調査検討委員会から長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する提言書が提出され、平成24年度末までに県の方針を決定し、平成25年度に実施する候補者選定に反映させる予定であることから、指定管理期間を平成25年度の1年間としたため。」とされており、これはガイドラインに規定された「特別の事情」に該当すると考える。

また、第3期と同様、県の方針が決定しない限り、募集要領に記載すべき指定管理者が行う管理基準・業務の範囲・業務の内容が確定せず、募集要領を作成することができない。よって、県の方針が確定していないことは、「公募を行わない合理的理由」に該当する。

したがって、第4期において非公募としたことは、ガイドラインに沿った例外的に許容される場合に該当する。

エ リスク負担について

(ア) リスク負担の明確化について(指摘事項)

前述したとおり、リスク負担については、「長崎県亜熱帯植物園の管理に関する基本協定書」別紙3において「リスク分担表」が定められているものの、施設及び備品の修繕に関するリスク負担については明示的に規定されておらず「協議事項」とされている。

この点、ガイドラインにおいては、「大規模修繕時における指定管理者と県の費用負担をはじめ、管理運営にかかる責任分担や不測の事態へのリスク管理について想定しうるものは、紛争防止のため募集要領にて周知するとともに、協定等において事前に定めることとする。」とした上で、具体例として、「施設等が損傷した場合の負担者」を挙げている。これは、経年劣化等により施設や備品が損傷することは通常起こり得ることである上、明確に規定していないと立場の弱い指定管理者側が無制

限にそのリスクを負担せざるを得ない事態となりかねないことから、指定管理者の予測可能性及び公平なリスク負担の観点から、予め明示されることが規定されているものであると考える。

指定管理者制度を導入している他の施設において、経年劣化等通常の修繕に関するリスク負担については明示的に規定されていることに鑑みても、長崎県亜熱帯植物園においてかかるリスク負担が明示されていないことは相当ではない。

施設及び備品の修繕に関するリスク負担について、指定管理者との協定等において明示的に規定することが必要であり、この点指摘事項とする。

(イ) リスクの負担方法について(意見)

施設の修繕費は、前述した「リスク分担表」により、県又は指定管理者が負担することとなっており、県が負担すべき修繕費は、その修繕を行った業者に、県が直接支払うべきものと思われる。

平成 26 年度に、スロープカー給電用トロリー取替工事費他 3 件 6,728,400 円の修繕費があるが、これは、「リスク分担表」の「施設・備品等の損傷」に該当し、その負担は協議事項となっている。

この修繕費は、協議の結果、県が負担することとなったが、その負担方法は、年度協定書の一部を変更し、この修繕費に見合う負担金を県が追加支給することとされた。

この結果、指定管理者は、県から負担金を受取り、修繕の施工業者へ修繕費を支出している。

この方法で県が修繕費を負担する場合、修繕費が発生する度に年度協定書を変更する必要があるため、合理的な方法とはいえない。

県は、修繕費を負担する場合、修繕の施工業者と直接取引をすることが望ましい(意見)。

オ 入園者数減少の要因について

(ア) 長崎県亜熱帯植物園の入園者数は、前述したとおり、平成 10 年度の 12 万人をピークに減少していき、あり方検討委員会の提言を受けて県が「あり方に関する基本方針」をまとめた後の平成 25 年度には、増収対策分の負担金を増加させたこと等による効果もあり、前年度より若干回復の兆しがみられたものの、平成 26 年度には例年のない悪天候や高速バスツアーによる団体客減少といった悪条件が重なったこともあり、3 万

2340 人にまで減少した。

他方、県は、平成 25 年度以降、それまで負担していた通常運営資金分に加えて、増収対策分及び減収補填分を上積みして負担するようになり、その額は、平成 25 年度には 943 万 2000 円、平成 26 年度には 1,021 万円であった。

入園者が基本的に減少の一途をたどっているのは、複数の要因が複合的に重なっているものと思われるが、現地確認を実施した中で、取り組むべき根本的課題があると感じられた。

ここでは、以下の 2 点について指摘する。

(イ) 園内管理について(指摘事項)

園内には各所に、順路を示す看板や植物の名前を記した看板が存在する。しかし、これらの看板のうち決して少なくない数の看板が、曲がっていたり斜めに倒れる等している。

また、園内の室外にある植物の葉の部分等には、多数の蜘蛛の巣が張ったままの状態になっており、中には相当大きな蜘蛛の巣も多数存在する。ただし、蜘蛛の巣については管理が難しい面があることは理解できる。

平成 25 年 3 月に県がまとめた「あり方に関する基本方針」の「今後の基本方針」の第 4 項には「県民がより親しみやすく、利用しやすく」と記され、その「具体的施策」には「清潔で快適な環境を整え、おもてなしの心でお客様をお迎えします」と記載されている。

指定管理者において、限られた予算、人員の中で、可能な限りの対応を行っていることは理解でき、スタッフによる入園者に対する対応は十分であると思われるが、前述した看板の状態等は、「清潔で快適な環境」とは言い難く、「おもてなしの心」を入園者に与えるものとは言い難い。これらの状態については、利用者アンケートにおいても指摘を受けているところであり、入園者減少の一因であると考えられる。

看板の状態等については、指定管理者の職員の意識改善によって容易に「清潔で快適な環境」に改善できるものであり、この点、職員の園内の基本的管理に対する意識改善が必要である。この点、指摘事項とする。なお、施設の維持管理については、平成 18 年度の包括外部監査においても意見として述べられているところである。

(ウ) 施設の修繕について(意見)

園内には、鑑賞温室が4つ存在するところ、そのうちフラワーガーデン温室については約10年以上前から、果樹温室については約7~8年前からボイラーが故障したままの状態になっている(なお、故障した時期について明確な記録は存在しない。しかし指定管理者によると、県には同時期から修繕を求めていたということであり、県も同時期から認識していたものと思われる。)。また、カスケード(階段状に連続した滝)についても、水漏れによる故障の状態が続いている。

温室のボイラーについては、そもそも温室自体が植物園にとって非常に重要な施設であるにもかかわらず、その故障により温室内を暖房することができず、温室としての機能を果たしていない状態である。また、カスケードについては、カスケードが園内の最も目立つ場所に存在し、メインの施設ともいえるにもかかわらず、水が流れないことによって滝にはなっておらず、本来の機能を果たしていない。

前述したとおり、長崎県の諮問を受けて設置されたあり方検討委員会が、平成24年3月、「長崎県亜熱帯植物園のあり方に関する提言書」(以下「提言」という。)をまとめているが、その提言の第2項には「施設整備」として、「中長期的な施設の維持補修計画を策定するとともに、植物観賞の施設として植物の魅力・ボリューム・展示方法について改善を図ること」とされている。また、かかる提言を受けて、平成25年3月、県が策定した「あり方に関する基本方針」では、「今後の植物の展示に関する基本方針」として、「温室においては、既存の亜熱帯植物の展示方法を、その魅力・特徴をより活かすことのできる展示の仕方に改善する。」とされ、その具体的対応策として、「カスケードの周辺の改善に最優先で取り組み、本格的な地中海式庭園として仕上げる。」、「ハイビスカス温室のボリュームアップ、フラワーガーデン温室の花の見せ方を工夫する。」とされている。

たしかに、フラワーガーデン温室においては、一部保温可能なエリアを設置した上、それ以外のエリアでは加温がなくても展示可能な植物を配置し、カスケード周辺においても、植栽方法、鉢物の配置方法を工夫する等、限られた予算の中で対応可能なものは取り組まれている。

しかし、温室全体を暖房することができなければ、温室としての機能を十分活用できない以上、提言にいう「植物の魅力・ボリューム・展示方法について改善を図る」ことは十分には達成できないはずであるし、基本方針にいう「魅力・特徴をより活かすことのできる展示の仕方に改

善する」こともできないはずである。また、カスケードの水漏れが直らない以上、「カスケードの周辺の改善に最優先で取り組み、本格的な地中海式庭園として仕上げる。」ことはできない。

よって、温室のボイラー及びカスケードの修繕を行っていないことは、提言及び「あり方に関する基本方針」に反しており、そもそも提言及び「あり方に関する基本方針」が入園者減少への危機感から作成された趣旨に鑑みると、利用者減少の大きな要因となっているものと考えられる。

もちろん、これらの修繕には相当な費用の支出が見込まれ、予算化することが難しい面があることや、限られた予算の中でできる限りの対応をしていることは理解できるものの、特に温室のボイラーに関しては、約10年以上前から故障し修繕の必要があることを認識しながら、抜本的な対策を講じず修繕していないことは相当ではない。速やかに修繕を行うことが必要である（意見）。

カ 地すべりについて（意見）

（ア）地すべり発生等の経過概要

平成3年度、果樹温室下において50cm以上の地すべり変動を確認した他、合計4か所で地すべりを確認。

平成5年度、ビジターセンター横、温室付近において、1.0～1.4メートル以上の地すべり変動を確認。

平成9年度、駐車場下等合計2か所において1メートル以上の地すべり変動を確認。

平成18年度、駐車場下において50cm以上の地すべり変動を確認した他、Bブロックの下部斜面通路において4.5メートルの地すべり変動を確認。

平成24年度以降毎年、駐車場下及びうさぎ小屋・冒険広場ロータリー等合計4個所において地すべりの累積変動を確認。

（イ）地すべり対策

地すべり変動については、県も発生当初から認識しており、その都度対策工事も行われており、現在においては、伸縮計・孔内傾斜計・雨量計を設置し24時間態勢で監視を行い安全確保に努めている。

また、県は、平成25年度及び平成26年度に、外部業者に対して地すべり工事対策のための観測業務や地すべり発生状況の把握、対策工事費の算定を委託した上、平成27年7月27日、「長崎県亜熱帯植物園の地

すべりに関する意見聴取会」(以下「意見聴取会」という。)を開催し、「地すべり対策工に対する提言」(以下「地すべり対策提言」という。)をいただいている。なお、かかる地すべり対策提言の内容は、以下のとおりである。

地下水排除等の抑制工主体の対策を講じつつ、地すべり変動が顕著な A、B ブロック末端部分には、抑止杭工等の抑止工を施工。

併せて、ソフト対策(対策工の効果確認及び来園者の安全確保のために、観測による警戒・監視態勢を敷く。)を講じる。

また、意見聴取会によれば、地すべり対策提言に基づく対策工事を行った場合、最低限必要と見込まれる概算事業費(工事費・概算調査費・設計費の合計)は約 31 億円にのぼり、休園せずにかかる工事を実施した場合、別途海上輸送費として約 5 億円が必要とのことである。

(ウ) 意見

入園者の安全性に関わる重要な問題であることから、地すべり対策提言に基づき相当な予算を講じて抜本的な対策を講じるか、移転・廃園を含めた本格的な検討を急ぐことが望ましい(意見)。

キ 管理運営体制の強化について

上記(4)イ(ウ)のとおり、「あり方に関する基本方針」に、「管理運営体制の強化」があげられた。

その具体的対応策の一つに、「県と指定管理者の定例協議会の開催」があり、その内容は、「県は、関係部局も含め、指定管理者が定例的に実施する植物園及び運営に関する会議に出席し、現場職員を含めた指定管理者職員からの意見聴取や情報の共有、連携に必要な体制を確保するとともに、専門的な視点に立った助言や指導を実施」することである。

この点、平成 25 年 5 月以降、指定管理者、名誉園長、長崎市、県関係部局(観光振興課、自然環境課、農林技術開発センター、農産園芸課、都市計画課、総務課、義務教育課、生涯学習課)が出席し、定例会議が開催されている。

そして、この定例会議は、平成 26 年度まではほぼ毎月 1 回開催されており、平成 27 年度は地すべりの問題があったため、毎月 1 回は開催されていないものの、定例会議以外の会議は頻繁に実施されている。

このように県が指定管理者との間で頻繁に協議を行うことは重要であり、これまでの取組は評価できる。今後も引き続き管理運営体制の強化に取り組んでいただきたい。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎亜熱帯植物園

(単位：千円)

科目	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	入園料収入	18,810	14,299	14,100	12,451	14,194	11,824	14,004	12,795	14,457	15,426
	売上収入	15,930	13,257	13,391	13,678	13,601	16,524	16,731	15,821	18,071	20,031
	遊具利用料収入	2,950	1,962	2,007	1,857	2,023	1,702	2,322	1,884	2,045	1,995
	雑収入	70	2,583	250	158	238	435	243	868	700	989
	県負担金収入	53,000	53,000	53,000	53,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	収入計	90,760	85,102	82,748	81,145	82,056	82,486	85,300	83,370	87,273	90,443
支出	人件費	44,443	42,098	44,165	42,973	43,937	42,267	44,279	42,243	44,011	42,940
	需用費	29,116	23,931	23,065	21,998	21,529	23,525	21,819	23,393	23,723	26,369
	役務費	4,029	4,810	4,445	4,808	5,112	5,381	5,677	5,586	5,484	5,805
	公課費	2,897	2,571	2,781	2,466	2,895	2,437	2,616	2,532	2,512	2,585
	仕入	8,432	7,357	7,321	7,358	7,764	8,895	9,353	8,238	9,648	10,403
	その他経費	1,843	2,078	971	1,539	819	789	1,556	1,375	1,895	1,986
	支出計	90,760	82,848	82,748	81,145	82,056	83,296	85,300	83,370	87,273	90,090
収支差額	0	2,254	0	0	0	809	0	0	0	353	

科目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	入園料収入	15,050	13,530	15,285	14,158	15,843	11,118	7,528	6,593	6,870	4,937
	売上収入	18,097	16,575	17,396	17,455	19,336	12,348	16,388	12,010	13,000	9,532
	遊具利用料収入	2,034	1,965	2,003	1,843	2,142	1,544	1,816	1,960	1,900	1,498
	雑収入	981	1,120	976	1,721	1,335	1,457	1,168	1,896	1,463	1,339
	県負担金収入	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000	61,900	61,432	70,572	70,174
	収入計	88,162	85,191	87,660	87,178	90,656	78,469	88,800	83,893	93,805	87,483
支出	人件費	44,050	43,411	44,486	43,179	43,991	38,513	40,147	37,630	37,858	37,318
	需用費	24,338	25,188	23,909	25,321	24,229	22,046	28,414	24,464	34,357	29,562
	役務費	6,067	5,518	5,943	5,504	5,585	4,623	5,483	5,049	4,886	4,803
	公課費	2,554	2,470	2,549	2,529	2,659	2,462	2,419	2,508	4,399	3,750
	仕入	9,164	8,927	8,828	9,427	10,052	6,570	8,348	6,465	6,800	5,135
	その他経費	1,989	1,148	1,945	1,217	4,140	3,893	3,989	5,939	5,505	6,208
	支出計	88,162	86,665	87,660	87,178	90,656	78,109	88,800	82,059	93,805	86,778
収支差額	0	1,473	0	0	0	359	0	1,834	0	704	

5 長崎県伊王島リゾート公園

(1) 施設概要

設置目的	広く県民にいきいとふれあいの場を提供し、施設の利用を通じて、観光の発展及び県民の健康と福祉の増進に資する。
設置年月日	平成元年4月
所在地	長崎市伊王島町1丁目字仙崎 3275-11 外
面積	16,009.72 m ² (芝生公園 14,609.72 m ² 、植栽帯 1,400 m ²)
設置条例	長崎県伊王島リゾート公園条例(平成元年3月28日)
所管課	文化観光国際部 観光振興課
指定管理者	株式会社 KPG HOTEL & RESORT
職員数	常勤1名 非常勤6名
開園時間	常時
休園日	なし
施設・設備の概要	芝生公園 パーゴラ、アーチトリレス、ゲート、ベンチ、水飲、車止、散水栓、花壇、芝生、植栽 植栽帯 芝生、植栽
利用料金等	無料

(2) 指定管理者の選定経緯等

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成18年4月1日 ～平成23年3月31日 (以下「第1期」という。)	株式会社ケーピージーエコ ロジックリゾート・長崎	非公募
平成23年4月1日 ～平成26年3月31日 (以下「第2期」という。)	株式会社 KPG HOTEL & RESORT	非公募
平成26年4月1日 ～平成29年3月31日 (以下「第3期」という。)	同上	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

非公募により指定管理者候補者を選定

非公募理由

「指定管理者制度の導入に関するガイドライン」では、特別な事情がある場合については、非公募とし、特定の団体を指定することができる」とされている。

よって、以下の理由から、非公募で候補者を選定することとした。

- ・ 公園は、隣接するリゾート施設を一体的に活用されてきた経緯があり、今後とも一体的に行われることが、双方の施設の有効活用や管理の効率化につながる。
- ・ やすらぎ伊王島スタッフのノウハウを活用することで、円滑な施設の運営が期待できるとともに、管理運営経費の縮減が図れる。

選定方法

平成 18 年 2 月 1 日、地域振興部内で、株式会社ケーピージーエコロジックリゾート・長崎を候補者として決定。

選定理由

- ・ 株式会社ケーピージーエコロジックリゾート・長崎は、平成 17 年 6 月の長崎市議会において、平成 18 年 4 月からの 10 年間、やすらぎ伊王島の指定管理者としての指定を受けていること。
- ・ 提出された事業計画書等の内容が指定基準を満たしていること。

(イ) 第 2 期

非公募により指定管理者候補者を選定。

非公募理由

長崎県伊王島リゾート公園（以下「公園」という。）は、隣接するリゾート施設「やすらぎ伊王島（旧ルネサンス長崎・伊王島）」の周辺整備事業として整備され、一体的に利用されてきた経緯がある。

今後も「やすらぎ伊王島」と一体的に利用・管理されることが、公園の有効活用につながるうえ、効率的な管理も可能となる。

また、「やすらぎ伊王島」の設置者である長崎市は、平成 18 年度から平成 27 年度まで(株)KPG HOTEL&RESORT を指定管理者に指定しており、利用料金収入がない当該公園の管理については、「やすらぎ伊王島」の指定管理者に管理させることにより経費を削減できている。

（現指定管理期間：平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

以上のことから、指定管理者ガイドラインの中の公募を行わない例「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」に該当するものであり非公募とした。

選定方法

平成 23 年 1 月 13 日に決裁文書を起案の上、観光推進本部内で候補者を決定。

選定理由

当公園は隣接するリゾート施設「やすらぎ伊王島」の周辺整備事業として整備され一体的に利用されてきた経緯があり、今後も「やすらぎ伊王島」と一体的に利用・管理されることが公園の有効活用につながるうえ、効率的な管理も可能となる。また、「やすらぎ伊王島」には指定管理者が常駐しているため、緊急時の迅速な対応が可能である。これらを総合的に評価した。

(ウ) 第 3 期

応募期間

平成 25 年 7 月 18 日～同年 8 月 30 日

応募団体

1 社 株式会社 KPG HOTEL & RESORT

選定方法

平成 25 年 9 月 19 日、指定管理者選定委員会を開催し、委員長及び副委員長の選任、審査方法の決定を行い、申請者へのヒアリングを経て、下記 3 名の選定委員による採点后、審議の上、候補者を決定。

選定委員

まちづくりアドバイザー、財務専門家、旅行関係会社役員

選定結果（審査評価）

226 点（300 点満点）

選定理由

当公園は隣接するリゾート施設「やすらぎ伊王島」と一体的に利用されることが多く、今後も「やすらぎ伊王島」と一体的に利用・管理されることが公園の有効活用につながるうえ、効率的な管理も可能となる。また、「やすらぎ伊王島」には指定管理者が常駐しているため、緊急時の迅速な対応が可能である。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）管理に要する経費の負担（平成 26 年 3 月 31 日付け長崎県伊王島リゾート公園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第 9 条以下。）

第 9 条 甲（長崎県）は、乙（株式会社 KPG HOTEL & RESORT）に対し、各事業年度毎に乙が行う指定管理業務の遂行に要する経費（以下「事業経費」という。）のうち、別途「年度協定」に定める金額を、伊王島リゾート公園管理運営負担金（以下「負担金」という。）として、各事業年度毎に支払うものとする。

2 事業経費については、甲が乙に対し支払う負担金をもって充てるものとする。

3 自然災害等で大規模修繕が必要となった場合（軽易な維持補修（消耗品交換など）を除く。）、その費用については、原則、甲が負担するものとし、甲乙協議するものとする。

（イ）負担金の支弁方法等（基本協定書第 10 条等）

（基本協定書）

第 10 条 甲は、前条第 1 項に規定する負担金を、各事業年度毎に、乙の請求に基づき四半期毎に前金払いにより支払うものとする。

（長崎県伊王島リゾート公園の管理に関する平成 27 年度協定書）

第 2 条 甲は、指定管理業務の実施の対価として、金 1,269,600 円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

（ウ）精算

精算の規定はない。

（エ）リスク分担（基本協定書）

第 11 条 指定管理業務に関する甲と乙のリスク分担については、別に定めるものを除き、別紙「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議のうえでリスク分担を決定する。

リスクの種類	内 容	負 担 者	
		設 置 者	指 定 管 理 者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応		
	上記以外		
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更 (既に公布された税制改正分を除く)		
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		
書類の誤り	県が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		
施設等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		
	上記以外の理由により損害を与えた場合		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移

統計なし。

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

年度	県負担金(千円)	年度	県負担金(千円)
平成 18 年	1,246	平成 23 年	1,246
平成 19 年	1,246	平成 24 年	1,246
平成 20 年	1,246	平成 25 年	1,246
平成 21 年	1,246	平成 26 年	1,270
平成 22 年	1,246		

(4) 特筆すべき事項

ア 第1期、第2期を非公募としたこと及び選定方法について(意見)

(ア) 前述のように、第1期及び第2期については、いずれも非公募で指定管理者が選定され、また、いずれも選定委員会が開催されていない。

(イ) 第1期において、非公募とした理由は下記のとおりである。

- ・ 公園は、隣接するリゾート施設を一体的に活用されてきた経緯があり、今後とも一体的に行われることが、双方の施設の有効活用や管理の効率化につながる。
- ・ やすらぎ伊王島スタッフのノウハウを活用することで、円滑な施設の運営が期待できるとともに、管理運営経費の縮減が図れる。

(ウ) 第2期において、非公募とした理由は下記のとおりである。

長崎県伊王島リゾート公園(以下「公園」という。)は、隣接するリゾート施設「やすらぎ伊王島(旧ルネサンス長崎・伊王島)」の周辺整備事業として整備され、一体的に利用されてきた経緯がある。

今後も「やすらぎ伊王島」と一体的に利用・管理されることが、公園の有効活用につながるうえ、効率的な管理も可能となる。

また、「やすらぎ伊王島」の設置者である長崎市は、平成18年度から平成27年度まで(株)KPG HOTEL&RESORTを指定管理者に指定しており、

利用料金収入がない当該公園の管理については、「やすらぎ伊王島」の指定管理者に管理させることにより経費を削減できている。（現指定管理期間：平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

以上のことから、指定管理者ガイドラインの中の公募を行わない例「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」に該当するものであり非公募とした。

（エ）指定管理者制度の導入に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）には、「特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば、特定の団体を指定することができる」と記載されている。上記の非公募とした理由は、要するに隣接するリゾート施設と公園が一体的に活用されてきた経緯があり、そのリゾート施設のノウハウが活用できるということである。隣接する長崎市の当該リゾート施設は、指定管理者制度導入前も（株）KPG HOTEL&RESORT（当時の名称は（株）ケーピージーエコロジックリゾート・長崎）が長崎市からの運営委託を受けており、そのような経緯も踏まえ、公園の指定管理者も（株）KPG HOTEL&RESORT が妥当と判断しているが、それだけの事情でガイドラインにいう「特別な事情等」にあたるのか多大な疑問がある。また、公園の管理という高度な専門性までは必要のない管理業務について、公募を行わない合理的な理由も見出しがたい。

また、選定方法について、ガイドラインによれば、非公募とする場合も選定委員会を開いての審査が必要と解されるが、第 1 期、第 2 期ともに選定委員会が開催されていない。

（オ）第 3 期は公募の上、選定委員会の審査を経て候補者を決定しているところ、今後も、第 3 期の選定のように、公募により、選定委員会の審査を経て候補者を決定するべきである（意見）。

イ 会計区分に関して（指摘事項）

基本協定書第 15 条 2 項で「指定管理業務に関する会計処理については、他の事業から独立した会計区分としなければならない」と規定されているが、現状は独立した会計区分となっていない。

よって、基本協定書に従い、独立した会計区分にすべきである。

仮に、指定管理者の管理実態、経費の算出方法から、独立した会計区分

とすることが困難な場合は、基本協定書自体を変更するとともに、管理状況や経費の実態が確認できる書類を完備すべきである（指摘事項）。

ウ 事業報告書の提出書類に関して（指摘事項）

基本協定書第 15 条 1 項の事業報告書に関して、今現在提出されているものは各月の公園の管理運営に要した経費の実績と指定管理業務の実施報告書のみであり、同条項で記載が求められている入園者数等の成果指標は記載されていない。

基本協定書で要求された事項を全て記載すべきである。

仮に、このような指標の記載が困難な場合は、基本協定書自体を変更すべきである（指摘事項）。

エ 修繕に関して（指摘事項）

施設の修繕に関しては、基本協定書第 9 条（管理に要する経費の負担）第 3 項において、「自然災害等で大規模修繕が必要となった場合（軽易な維持補修（消耗品交換など）を除く。）その費用については、原則、甲が負担するものとし、甲乙協議するものとする。」と規定され、基本協定書の別紙「伊王島リゾート公園の維持管理要求水準」（以下「要求水準」という。）では「2. 要求水準 公園施設の維持管理及び軽微な補修『施設修繕及び改良』事項として、使用価値や効用を積極的に高めるために必要となる一定規模以上の修繕及び改良等は、協議のうえ県が実施することとする。（災害等によるものも含む。）」と記載されているのみである。

すなわち、施設の修繕に関して、基本協定書においてはリスク分担が具体的に規定されておらず、またリスク分担表では「不可抗力」及び「施設等の損傷」欄で県と指定管理者のどちらがリスクを負担するかを定めているが、基本協定書及びリスク分担表において、通常施設及び備品修繕に関しての具体的な記載がなされていない。

施設の修繕等に関し、基本協定書において金額区分などを具体的に記載すべきである（指摘事項）。

オ 外灯の修繕に関して（意見）

公園内の外灯に関して、2 灯用のうち 2 基（それぞれ 1 灯が損傷）、1 灯用のうち 1 基が平成 24 年度に発生した台風により損傷しており外灯がつかなくなったままで放置されている状況である。このような状況は、夜間の安全性の面で問題が生じると思われる。

上記「工 修繕に関して」で記載した要求水準から判断すると県が修繕を実施すべき事項と考えられるため、早急に修繕すべきである（意見）。

カ 精算条項の不存在（指摘事項）

負担金に関して、基本協定第 9 条（管理に要する経費の負担）で下記のように定められている。

第 9 条 甲は、乙に対し、各事業年度毎に乙が行う指定管理業務の遂行に要する経費（以下「事業経費」という。）のうち、別途「年度協定」に定める金額を、伊王島リゾート公園管理運営負担金（以下「負担金」という。）として、各事業年度毎に支払うものとする。

2 事業経費については、甲が乙に対して支払う負担金をもって充てるものとする。

3 自然災害等で大規模修繕が必要となった場合（軽易な維持補修（消耗品交換など）を除く。）その費用については、原則、甲が負担するものとし、甲乙協議するものとする。

しかし、予算と決算とで乖離が生じた場合の精算条項については、基本協定書には規定されておらず、年度協定書においては規定している年度と規定していない年度とがあり、その取り扱いにばらつきが見られる。

伊王島リゾート公園の指定管理に関する負担金は、利用料金制度を採用していないにもかかわらず負担金の精算は行われないう特殊なケースであることからすると、基本協定書は長崎県と指定管理者の間の権利義務関係を規律するものであるから、基本協定書において精算条項を規定すべきである（指摘事項）。

キ 収支予算書の作成に関して（意見）

別紙の収支計算書推移表でも明らかなように、支出のうち、人件費及び消耗品費、その他項目に関して、予算と決算で指定管理者導入の平成 18 年以降毎年相当額の乖離が見受けられる。

また、指定管理者からの事業計画書に記載されている内容と、事業報告書に計上されている経費の内容が、平成 18 年度以降ほぼ合致しておらず、県の予算の算出根拠についても、平成 18 年度の指定管理者制度導入以降、見直しは行われていない。ともに、実態が反映されていない状況がこれまで続いている。

予算額と決算額の乖離については、県が求める要求水準以上の頻度で指定管理者が芝刈等の業務を行っていることが大きな要因となっているが、県の予算の算出については、実績に合わせた積算を行うべきである（意見）。

ク 管理運営に要した経費等の収支状況等の確認に関して（指摘事項）

基本協定書第 15 条で提出が求められている管理運営に要した経費等の収支状況に関して、平成 26 年度において提出された経費の実績が誤りであることが監査実施日に報告された。

当初提出された実績と修正された実績は以下のとおりである。

	修正前数値			修正後数値		
	支出			支出		
	人件費	消耗品費	その他	人件費	消耗品費	その他
4 月	80,325	2,370	1,004	80,325	652	1,004
5 月	96,900	2,267	1,296	96,900	1,607	1,296
6 月	87,550	3,651	1,243	87,550	603	1,231
7 月	102,425	2,576	1,127	102,425	1,053	1,112
8 月	130,050	6,329	1,558	130,050	2,003	1,543
9 月	120,700	3,754	1,027	120,700	1,203	1,006
10 月	107,950	3,739	922	107,950	1,502	986
11 月	87,550	3,975	921	85,850	1,553	961
12 月	76,500	3,975	921	76,500	801	921
1 月	76,500	3,975	921	76,500	1,453	865
2 月	76,500	2,355	893	74,800	100	834
3 月	76,500	2,355	893	76,500	451	868
計	1,119,450	41,321	12,726	1,116,050	12,981	12,627

人件費の誤りの原因は業務日数のカウント誤り、消耗品費及びその他（燃料費）に関しては単価、係数の誤りによるものであるが、特に人件費に関しては 11 月分において 12 月 1 日実施分を 11 月 31 日実施分として、2 月分として 3 月 2 日実施分を 2 月 30 日実施分として、いずれも誤計上（二重計上）したことによる間違いで、基本協定書第 15 条で提出が求められている指定管理業務の実施状況を精査していれば誤りを発見しうるものであると考えられる。

また、県は、指定管理者から報告を受けた収支計算書と、総勘定元帳や証憑書類（領収証、請求書等）との突合による検証を行っていない。

ところで、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項では、「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求

め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」と定められている。

また、本協定書第 16 条（甲による業務実施状況の確認）では、「甲は、前条により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。甲は、前条における確認のほか、乙による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、公園へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。」、基本協定書 21 条（業務状況報告の徴収等）においては、「知事は、法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づき、乙の管理する公園の管理の適正を期するため、乙に対して業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」と定められている。

さらにガイドラインにおいても、県によるモニタリングとして、「運営経費の県負担を伴う場合は、事業報告書の内容等を踏まえ検証し、必要に応じ負担額の改定等を行う」とされている。

以上を踏まえ、県は、指定管理者から報告を受けた業務報告、事業報告書等の精査を確実に実施すべきである。

さらに、今現在提出されている事業報告書等の支出金額が、全て税抜金額となっている。支出金額を厳密に算定するためにも、消費税込の金額を記載すべきである（指摘事項）。

ケ 事業計画書の提出に関して（指摘事項）

基本協定書第 8 条（事業計画書）において、「乙は、各事業年度毎に甲が指定する日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。」と定められているが、平成 27 年度の年度協定書を締結する際に、平成 27 年度の事業計画書の提出が省略されている。

省略された理由は内部決裁書類によると下記のとおりである。

1. 現在の指定管理について

平成 26 年度から平成 28 年度までの指定管理期間とすることで平成 26 年 3 月 31 日付での基本協定書を締結済み。

その際、平成 27 年度の事業計画書では、消費税率が平成 27 年 10 月 1 日から 10%となることを想定した金額（消費税の上昇分だけそのまま増額）となっていたが、平成 27 年度中は、8%のままとなることから、負担金額は平成 26 年度と同額となる。

当時の指定管理者募集要領では、消費税の扱いについて、「消費税の税

率（平成 27 年 10 月 1 日から税率 10%）が変更された場合は、改めて、変更後の税率で事業計画書の作成を指示する場合がある。」としており、今回は平成 26 年度の事業計画と同様となることから、作成指示までは、求めないものとする。

しかし、平成 26 年度と事業計画が結果として同様となるにしても、基本協定書第 8 条において、毎年度事業計画を策定し、それにもとづき収支計画等も立てることが求められている以上、その提出を省略すべきではなく、事業計画書は提出すべきである（指摘事項）。

(別紙)

収支計算書推移表

伊王島リゾート公園

(単位：千円)

科目	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	県負担金収入		1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246
	収入計	0	0	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246
支出	人件費		393	734	393	768	393	951	393	1,143
	光熱費		306	304	306	302	306	267	306	253
	消耗品費		328	131	328	49	328	25	328	23
	その他		219	35	219	43	219	41	219	23
	支出計	0	0	1,246	1,204	1,246	1,162	1,246	1,284	1,246
収支差額	0	0	0	42	0	84	0	38	0	196

科目	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	県負担金収入	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,270	1,270
	収入計	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,246	1,270	1,270
支出	人件費	393	1,036	393	925	393	1,087	393	884	393	1,119
	光熱費	306	240	306	218	306	231	306	230	315	232
	消耗品費	328	21	328	28	328	22	328	14	337	41
	その他	219	19	219	131	219	14	219	9	225	13
	支出計	1,246	1,316	1,246	1,302	1,246	1,354	1,246	1,137	1,270	1,405
収支差額	0	70	0	56	0	108	0	109	0	135	

6 長崎交通公園

(1) 施設概要

設置目的	児童等に対し、交通知識の普及及び交通道德の ^{かん} 養を 図るとともに、県民に憩いの場を提供し、もって県民の 福祉の増進に資すること。
設置年月日	昭和 46 年 7 月 1 日
所在地	長崎市油木町 6 - 4 0
面積	9,597.19 m ² (うち事務所 459 m ²)
設置条例	長崎県交通安全の保持に関する条例 長崎交通公園条例
所管課	県民生活部 交通・地域安全課
指定管理者	一般財団法人 長崎県交通安全協会
職員数	5 名 (嘱託職員 4 名、臨時職員 1 名)
開園時間	午前 9:00 ~ 午後 5:00
休園日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日) 及び年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)
施設・設備の概 要	管理棟及び交通教室 鉄筋コンクリート造 2 階建 自転車・ゴーカートの指定コース 450 メートル 自転車・ゴーカートコースの中に、自転車コーナー、 遊技コーナー (ブランコ、飛行機型ジム、球形ジャン グルジム、ロッキングハッピー)、ベビーカーコーナ ー、芝生広場、砂場、信号機一式、標識設置 球技広場 1,600 m ² 駐車場 350 m ² 広場 675 m ² 屋根付き休憩所 屋外トイレ 遊具 (足踏みゴーカート 29 台、電動ゴーカート 19 台、 自転車 42 台、補助付自転車 23 台、3 人乗り自転車 1 台、ベビーカー 19 台)
利用料金等	入園料及び遊具の使用料は無料

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	財団法人長崎県交通安全協 会	非公募
平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	財団法人長崎県交通安全協 会	公募
平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という。)	財団法人長崎県交通安全協 会	公募
平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日 (以下「第 4 期」という。)	一般財団法人長崎県交通安 全協会	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

平成 17 年 1 月、公の施設の管理方針検討会議が開催され、募集方法として非公募とすること、指定予定先を財団法人長崎県交通安全協会とすることが決定され、同年 10 月 31 日、非公募により指定管理者候補者が最終決定された。

なお、非公募・指定先選定理由は以下のとおりである。

長崎交通公園は「交通安全教育」という国、県の施策に則った施設である。

児童等に対する交通安全教育は、発達の段階に応じたきめ細やかな教育手法を必要とするが、そのノウハウを持つ団体は財団法人長崎県交通安全協会以外にない。

行革大綱に則り、現在長崎市への移管について市と協議中であり、公募とすれば、現状の市 1/2 負担の見直しに及ぶ可能性もある。

(イ) 第 2 期

応募期間

平成 20 年 8 月 11 日～同年 9 月 19 日

応募団体

1 団体（財団法人長崎県交通安全協会）

選定方法

平成 20 年 10 月 1 日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、長崎交通公園の管理運営方針や事業計画等について審査を行った。

選定委員

大学関係者、幼児教育者、利用関係者、会計専門家、交通安全対策関係者 2 名

選定結果（審査評価）

901 点（1,200 点満点）

選定理由

- ・ 利用者に応じた交通安全教育に取り組む事業計画であり、教育能力を有する人材も確保されている。
- ・ 効率的な運営によりコスト縮減に努めている事業計画である。
- ・ 過去の運営実績が良好であり安定している。

（ウ）第 3 期

応募期間

平成 23 年 8 月 5 日～同年 9 月 5 日

応募団体

1 団体（財団法人長崎県交通安全協会）

選定方法

平成 23 年 9 月 22 日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、長崎交通公園の管理運営方針や事業計画等について審査を行った。

選定委員

大学関係者、幼児教育者、利用関係者、会計専門家、交通安全対策関係者 2 名

選定結果（審査評価）

973 点（1,200 点満点）

選定理由

- ・ 今までの経験をいかして利用者に応じた交通安全教育に取り組む事業計画となっており、かつ人材も確保されていること。
- ・ 効率的な運営に努めている事業計画となっていること。

- ・ 今までの運営実績が良好であり安定していること。

(エ) 第4期

応募期間

平成26年8月5日～同年9月5日

応募団体

1団体（一般財団法人長崎県交通安全協会）

選定方法

平成26年10月2日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、長崎交通公園の管理運営方針や事業計画等について審査を行った。

選定委員

大学関係者、幼児教育者、利用関係者、会計専門家、交通安全対策関係者2名

選定結果（審査評価）

957点（1,200点満点）

選定理由

- ・ 団体のもつノウハウや事業実績をいかして、交通公園利用者に応じた交通安全教育に取り組む事業計画であり、教育能力を有する人材も適切に確保されていること。
- ・ 経費縮減に努めている事業計画となっていること。
- ・ 交通公園の目的や運営に対する理解が十分であり、安定的な施設管理・事業運営が期待でき、前回の指定管理期間の公園利用者も増加しているなど過去の運営実績も良好であり安定していること。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

(ア) 経費負担

県は、指定管理者が行う指定管理業務の遂行に要する事業経費（以下「負担金」という。）を負担する（「長崎交通公園の管理運営に関する基本協定書」第11条）。

(イ) 負担金の支弁方法等

県は、負担金を各事業年度ごとに概算で支弁し指定期間終了時に精算する。負担金の額については、事業実施計画の内容等を考慮し、協議のうえ年度協定により定める（「長崎交通公園の管理運営に関する基本協定書」第12条）。

(ウ) リスク管理・責任分担

施設等の改修・修繕及び災害や事故等が発生した場合の管理責任に関するリスク分担については、以下の「リスク分担表」のとおり定められている（「長崎交通公園の管理運営に関する基本協定書」別紙１）。

なお、「長崎交通公園の管理運営に関する基本協定書」別紙１には、以下のリスクの種類の外に、物価変動・金利変動・法令の変更・火災保険加入・セキュリティ等がある。

リスクの種類	内容	負担者	
		設置者	指定管理者
不可抗力	不可抗力に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		
施設及び備品の修繕	年間の修繕費合計で年度協定で定める額を超えるもの		
	年間の修繕費合計で年度協定で定める額まで		
書類の誤り	県が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・備品等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移

年度	入園者延べ総数 (人)	年度	入園者延べ総数 (人)
平成 15 年	131,823	平成 21 年	108,659
平成 16 年	124,178	平成 22 年	112,186
平成 17 年	125,341	平成 23 年	109,627
平成 18 年	127,952	平成 24 年	117,607
平成 19 年	123,160	平成 25 年	119,795
平成 20 年	118,122	平成 26 年	121,558

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

(単位:円)

年度	予算額	決算額	年度	予算額	決算額
平成 18 年	17,074,000	17,074,000	平成 23 年	16,024,000	15,211,944
平成 19 年	17,074,000	16,847,000	平成 24 年	15,900,000	15,900,000
平成 20 年	17,074,000	15,517,950	平成 25 年	15,900,000	15,900,000
平成 21 年	15,954,000	15,954,000	平成 26 年	15,900,000	15,099,097
平成 22 年	16,024,000	16,024,000			

(4) 特筆すべき事項

ア 第1期指定管理者の非公募による指定について(意見)

前述したとおり、第1期は、非公募によって指定管理者が選定されている。

ガイドラインにおいては、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するため、公募が原則」とされ、「特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば」例外的に非公募とできる旨規定されている。そして、公募を行わない例の1つとして「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」が挙げられている。

この点、第1期における非公募理由の1つである「行革大綱に則り、現在長崎市への移管について市と協議中であり、公募とすれば、現状の市1/2

負担の見直しに及ぶ可能性もある。」という点は、ガイドラインに規定された「特別の事情」に該当する。

また、非公募理由の1つの「長崎交通公園は『交通安全教育』という国、県の施策に則った施設である。」という点は、長崎交通公園の「児童等に対し、交通知識の普及及びかん養を図る」という設置目的が、県の「交通安全教育」という施策と密接に関係しており、この点は「公募を行わない合理的理由」の一因となり得る。

しかし、第2期以降は指定管理者の公募がなされていることに鑑みても、財団法人長崎県交通安全協会（以下「交通安全協会」という。）以外の団体では長崎交通公園の設置目的を達成しがたいとする根拠は見出せず、関係書類にもかかる根拠は明示されていない。また、その他に非公募とした合理的理由は見当たらない。

そうすると、第1期において「公募を行わない合理的理由」は存在しなかったというべきである。

指定管理者選定にあたって公募が原則とされた趣旨は、幅広い参入の機会を確保し、選定手続の公正かつ透明性を確保する点にあることに鑑みると、非公募とするのはガイドラインにいう例外要件に該当する場合に限られるというべきであり、今後仮に非公募とする場合には、かかる例外要件該当性の有無を慎重に判断することが望ましい（意見）。ただし、第2期以降現在に至るまで公募による選定がなされている点に鑑みて、この点は指摘事項とはしなかった。

イ 自動販売機設置手数料について（意見）

（ア）経過

）平成21年度途中、指定管理者である交通安全協会がV・ファーレン及び飲料業者の三者間で契約を締結し、長崎交通公園内に自動販売機を設置した。

）そして、交通安全協会が指定管理者として県に提出した平成21年度の事業報告書（収支決算書の収入実績欄）に、かかる自動販売機設置手数料の記載が存在しなかったことから、県監査事務局によって、平成22年11月11日、年度の事業報告書に記載し報告するよう指導がなされた。

また、平成23年4月18日、県内部において協議がなされ、県監査事務局からは以下の見解が示された。

平成22年度報告書の収入欄に、自動販売機による収入を「雑収入」

として計上する。

自動販売機手数料収入を指定管理業務経費と切り離して処理する場合は、翌年度の繰越金の対象としない旨明記して整理することで差し支えない。

) これを受けて、交通安全協会は、平成 22 年度及び平成 23 年度の事業報告書別紙の収支決算書において、その収入実績欄に雑収入として自動販売機設置手数料を計上した上、収支決算書の欄外に県負担金返還金の計算式を記載し、自動販売機設置手数料を翌年度の繰越金の対象としない旨明記した。

) しかし、平成 24 年度以降の事業報告書別紙の収支決算書では、再び自動販売機手数料収入に関する記載がなくなり、その代わりに、事業報告書別紙として、収支決算書とは別に「自動販売機販売手数料収支決算書」として記載されている。これは、指定管理者である長崎県交通安全協会が、平成 25 年度に一般財団法人に移行することに伴い、自動販売機手数料の取り扱いについて公益法人所管課の改善指導を受け、交通・地域安全課により取扱変更指導がなされたからである。

(イ) 検討

自動販売機設置手数料収入は、交通安全協会が指定管理者として長崎交通公園の管理業務を行うにあたって、入園者の便宜のために公園内部に設置したものであり、指定管理者としての管理業務と密接に関連する収入である。

従って、交通安全協会が県に対する事業報告書の中で、かかる収入を報告すべきは当然のことであると考えられる。ただし、その報告の方法は、収入を報告していれば足り、収支決算書の収入欄に雑収入として記載するか、これとは別に「自動販売機販売手数料収支決算書」として記載するかは問われない。

よって、交通安全協会が平成 24 年度以降に前述したように取り扱いを変更したこと自体は、適切である。

しかし、平成 24 年度以降に作成された「自動販売機販売手数料収支決算書」には、各年度ごとに「支出実績」が記載されているところ、この内訳は、以下のとおりとなっている。

< 平成 24 年度 >

(単位 : 円)

区分	予算額	決算額	差額	内訳 (積算など)
業務経費	150,848	50,848	100,000	
需用費	150,848	50,848	100,000	子供用三輪車、 ゴミ箱、台所用品等
合計	150,848	50,848	100,000	

< 平成 25 年度 >

(単位 : 円)

区分	予算額	決算額	差額	内訳 (積算など)
業務経費	209,072	161,482	47,590	
需用費		157,480		流し台・食器棚・ 複写機等
役務費		4,000		お茶等
公課費		2		所得税
合計	209,072	161,482	47,590	

< 平成 26 年度 >

(単位 : 円)

区分	予算額	決算額	差額	内訳 (積算など)
業務経費	171,115	22,677	148,438	
需用費		3,116		ケーブル設置費用
役務費		19,558		お茶・コーヒー碗 5 客等
公課費		3		所得税
合計	171,115	22,677	148,438	

以上のとおり、支出の内訳は、子供用三輪車、ゴミ箱、台所用品、流し台、食器棚、複写機、お茶、ケーブル設置費用、コーヒー碗、及び所得税等である。このうち、子供用三輪車、複写機、及びケーブル設置費用については、自動販売機設置手数料収入に関連した支出というよりは、指定管理者としての管理業務に直接関連した支出というべきである。

そうすると、これらの支出については、「自動販売機販売手数料収支決算書」に記載すべきではなく、収支決算書に記載することが望ましい (意見)。

ウ 指定管理者への指導等について

(ア) 業務実態状況の確認等

「長崎交通公園の管理運営に関する基本協定書(第21条)」に、「県は、指定管理者に対して指定管理業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」と規定している。

県は、事業報告書の提出を受けて次の事項を確認し、不備等があれば指摘し、指導を行っており、この点は適切である。

収支決算

事業報告書に記載の収支決算報告と、元帳や支出証拠書類を突合して確認。

契約等手続

3万円以上の支出について2者見積もり、30万円以上の支出について3者見積もりの実施の有無の確認。

物品について

備品台帳記載の備品と現物との確認。

(イ) 利用者からのアンケートについて(指摘事項、意見)

交通安全協会は、利用者の大半が幼児や児童であること、屋外施設がメインであること等の理由により、アンケートを記入する利用者が少ないと判断したこと、及び利用者からの感謝の手紙や直接利用者からの要望に対応していたことにより、サービス向上に向けた取組は着実に進んでいると考えていたことから、平成22年度を除き利用者からのアンケートを実施していない。

また、県も、交通安全協会に対して、利用者からアンケートを取るよう指導していない。

たしかに、利用者は幼児や児童が大半だが、そのほとんどに保護者や責任者が同伴しており、その保護者や責任者は、施設の利用状況等を客観的に見ることができる。

アンケート用紙があれば、施設の状況等について気付いた事を記入してもらえ、機会が増え、施設運営に反映させることができ、より利用者の立場に立った施設運営ができると思われる。

ガイドラインにおいても、指定管理者は、定期又は随時に利用者アンケートを実施することによってセルフモニタリングすべきとされており、交通安全協会は利用者アンケートをとるべきである(指摘事項)。

また、県は、交通安全協会に対し、利用者からアンケートを取り、利用者の意見を取入れて施設運営を行うように指導することが望ましい（意見）。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎交通公園

(単位：千円)

科目	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	県負担金収入	17,074	17,074	17,074	16,847	17,074	17,074	15,954	15,954	16,024	16,024
	受取利息						8		1		1
	雑収入										106
	前期繰越金			1,455	1,455	2,010	2,010			1,878	1,878
	収入計	17,074	17,074	18,529	18,302	19,084	19,092	15,954	15,955	17,902	18,010
支出	人件費	11,611	11,222	11,629	11,221	11,578	11,707	10,874	10,820	10,966	10,606
	業務経費	3,196	2,253	3,178	3,121	3,229	4,020	3,297	1,633	5,152	4,288
	施設維持管理費	1,454	1,330	1,454	1,373	1,454	1,373	1,021	968	1,021	974
	その他の経費	813	813	813	586	813	435	762	654	763	463
	予備費			1,455		2,010					
	支出計	17,074	15,618	18,529	16,302	19,084	17,536	15,954	14,077	17,902	16,334
自動販売機収入()											106
収支差額		1,455		2,000		1,556		1,878			1,569

科目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	県負担金収入	16,024	16,024	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900
	受取利息		1		0		1		1
	雑収入		107						
	前期繰越金	1,569	1,569			1,093	1,093	1,757	1,757
	収入計	17,593	17,702	15,900	15,900	16,993	16,994	17,657	17,658
支出	人件費	10,893	10,658	10,818	10,773	10,850	10,700	10,866	10,748
	業務経費	4,916	4,680	3,367	2,478	4,445	3,051	4,672	4,363
	施設維持管理費	1,021	946	958	957	941	941	941	940
	その他の経費	763	497	757	597	757	544	1,178	804
	予備費								
	支出計	17,593	16,782	15,900	14,807	16,993	15,237	17,657	16,857
自動販売機収入()		107							
収支差額		812		1,093		1,757		800	

() 自動販売機収入は、雑収入に指定管理者の独自事業である自動販売機手数料収入が含まれているため、収支差額から控除している。

なお、平成24年度からは、「自動販売機販売手数料収支決算書」として別会計で処理している。

7 海洋スポーツ基地カヤックセンター

(1) 施設概要

設置目的	環境省及び県、佐世保市により実施した西海国立公園九十九島海のダイヤモンド事業の一環として、西海国立公園北九十九島地域において、シーカヤック等の海洋スポーツを通じて、当該海域での「海とのふれあい」、「無人島体験」、「海洋からの自然観察」など、当該国立公園内でも数少ない海洋スポーツの拠点とし国立公園の更なる利用の増進を図ると共に、自然体験を通じて自然保護の普及啓発を図ることを目的としている。																	
設置年月日	平成 20 年 3 月 31 日																	
所在地	佐世保市小佐々町西川内 215																	
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所棟 建築面積 344.18 m²、延べ面積 288.81 m² (木造平屋棟) ・ 艇庫棟 建築面積 199.25 m²、延べ面積 199.25 m² (鉄骨造平屋建) ・ 駐車場 764.2 m² (アスファルト舗装) ・ 附帯設備 浄化槽、ポンツーン 1 基、艇用クレーン 1 基、休憩所 1 棟、外灯 1 基、ベンチ 6 基、木柵 163.3m 																	
設置条例	自然公園内県営公園施設条例																	
所管課	環境部 自然環境課																	
指定管理者	公益財団法人佐世保市体育協会																	
職員数	3 名																	
供用日	4 月 1 日～11 月 30 日、3 月 1 日～3 月 31 日																	
利用料金等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カヤック</td> <td>2 時間につき 100 円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1 時間につき 400 円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1 時間につき 110 円</td> </tr> <tr> <td>研修室エアコン</td> <td>40 分間につき 100 円</td> </tr> <tr> <td>温水シャワー</td> <td>5 分間につき 100 円</td> </tr> <tr> <td>ガスコンロ</td> <td>1 口につき 50 円</td> </tr> <tr> <td>ガス給湯器</td> <td>1 回につき 50 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	利用料金	カヤック	2 時間につき 100 円	研修室	1 時間につき 400 円	調理室	1 時間につき 110 円	研修室エアコン	40 分間につき 100 円	温水シャワー	5 分間につき 100 円	ガスコンロ	1 口につき 50 円	ガス給湯器	1 回につき 50 円
区 分	利用料金																	
カヤック	2 時間につき 100 円																	
研修室	1 時間につき 400 円																	
調理室	1 時間につき 110 円																	
研修室エアコン	40 分間につき 100 円																	
温水シャワー	5 分間につき 100 円																	
ガスコンロ	1 口につき 50 円																	
ガス給湯器	1 回につき 50 円																	

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 20 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	財団法人佐世保市体育振興 会	非公募
平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	財団法人佐世保市体育協会	非公募
平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 33 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という。)	公益財団法人佐世保市体育 協会	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

選定方法

非公募

選定方法

選定委員会は開催されていない。

選定委員

なし

選定結果

財団法人佐世保市体育振興会を選定

非公募選定の理由

海洋スポーツ基地カヤックセンターは、佐世保市の海洋スポーツ施設と一体的に管理運営することを前提として整備しており、市の施設管理を行っている財団法人佐世保市体育振興会が指定管理者として適当と考えられるため、とされている。

(イ) 第 2 期

選定方法

非公募

選定方法

平成 22 年 12 月 16 日、選定委員会を開催し、候補団体によるプレゼンテーション等を行った上、財団法人佐世保市体育協会を指定管理者

候補者として決定。

選定委員

外部委員 5 名

選定結果

適 5 名 否 0 名

非公募選定の理由

(非公募の理由)

- ・ 県施設は西海国立公園九十九島海のダイヤモンド事業の一環として、既存の佐世保市施設を補完し、両施設を合わせて、海洋スポーツ基地としての機能を有するように計画し、整備している。このため、県及び市の施設を一体的にかつ効率的・効果的に管理運営するためには、指定管理者は同一であることが望ましいこと（A）。
- ・ 海洋スポーツ基地による海水面利用については、佐世保市（旧小佐々町）が小佐々町漁業協同組合から公有水面使用の同意（昭和 56 年 6 月 17 日付）を受けており、その後、市は(財)佐世保市体育協会の管理運営による海水面使用について同意を得ていること（B）。

(選定の理由)

- ・ 人員配置や緊急時の危機管理体制など適正な管理運営体制となっており、特に海洋スポーツであることから専門職員を配置するなど、安全・安心な利用とともに幅広い年代や障害者の利用も可能であるなど県民の平等な利用が確保されている。
- ・ 施設整備の目的である、海洋スポーツ初心者利用促進や学校・団体等における体験学習及び自然ふれあい体験の促進等のため、競技団体や B & G 財団、長崎県体育協会との連携のもと、施設を活かした活動に取り組むとともに、海洋生物観察教室などの自主事業の開催などこれまでの実績を踏まえた取り組みが期待できる。
- ・ 当施設以外の佐世保市内の複数の施設で管理実績を有し、また、財団自体の財務状況も良好であり、安定した管理運営ができる。
- ・ 効率的な運営によりコスト縮減が図られている。

(ウ) 第3期

選定方法

公募

選定方法

平成27年9月30日、選定委員会を開催し、公益財団法人佐世保市体育協会を指定管理者候補者として決定。

選定委員

外部委員4名

選定結果(審査評価)

適4名 不適0名 234点(280点満点)

選定の理由

- ・ 類似施設等の施設の運営実績がある。
- ・ 海洋スポーツ人口が年々減少する中、様々な積極的な取組みを計画していることが評価できる。

ウ 指定管理者との契約内容(特に経費負担・負担金、リスク分担について)

(ア) 経費負担・負担金の支弁方法・精算

長崎県は経費負担を行っていない。したがって、負担金の支弁はなく、精算もない。年度協定書も締結していない。

なお、佐世保市が経費負担を行っている。

(イ) リスク分担・責任分担

第1期及び第2期(県立公園施設の管理運営に関する基本協定書)

基本協定書の内容を表にした。

項目	負担者	
	県	指定管理者
施設の改修、改造、増築、移設(11条1項)		
施設の維持補修(11条2項)		
施設の維持補修で前項によりがたい場合(11条3項)	協議による	
緊急時の対応(12条1項)		○
苦情への対応(13条1項)		

第3期（基本協定書はまだ締結されていないため、海洋スポーツ基地カヤックセンター指定管理者募集要項による）

長崎県と指定管理者の責任分担は次の通りである。

項目	負担者	
	県	指定管理者
施設の維持管理		
修繕		
軽微な補修		
災害対応（被害調査、報告、応急措置、利用者の安全確保、避難誘導）		
災害復旧（復旧工事）	○	
苦情対応		○
事故対応		○
施設の火災保険加入	○	
管理責任 管理の瑕疵によるもの		○
設置の瑕疵によるもの	○	

施設等の改修・修繕及び災害や事故等が発生した場合の管理責任に関するリスク分担については、以下の表のとおり定められている。

なお、海洋スポーツ基地カヤックセンター指定管理者募集要領には、リスクの種類として、以下の外、物価変動・金利変動・法令の変更、税制の変更等がある。

リスクの種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望への対応		○
	上記以外	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他県または指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復及び事業履行不能		

施設・備品等の 損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外で相手方が特定できないもの	○	
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を停止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

イ 県負担金の有無・推移

負担金はもっぱら佐世保市が支給しており、これまで県の負担金は発生していない。

(4) 特筆すべき事項

ア 第1期及び第2期において非公募とされていたことについて（意見）

(ア) 指定管理者制度の運用に関するガイドライン

指定管理者制度の運用に関するガイドラインによれば、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するために、公募を原則とする。但し、特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的理由があれば、特定の団体を指定することができる。」とされ、公募を行うことが原則とされている。そして、例外として公募を行わない例として、「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」が挙げられており、これが、「特別な事情等があり」「公募を行わない合理的理由」の一例と考えられている。

この点、海洋スポーツ基地カヤックセンターにおいて、指定管理者が第 1 期及び第 2 期には非公募で、第 1 期は財団法人佐世保市体育振興会、第 2 期は財団法人佐世保市体育協会に決定されているので、検討を行う。

(イ) 非公募の理由

非公募の理由は、上記 A B である。すなわち、「県施設は西海国立公園九十九島海のダイヤモンド事業の一環として、既存の佐世保市施設を補完し、両施設を合わせて、海洋スポーツ基地としての機能を有するように計画し、整備している。このため、県及び市の施設を一体的にかつ効率的・効果的に管理運営するためには、指定管理者は同一であることが望ましいこと (A)。」「海洋スポーツ基地による海水面利用については、佐世保市 (旧小佐々町) が小佐々町漁業協同組合から公有水面使用の同意 (昭和 56 年 6 月 17 日付) を受けており、その後、市は (財) 佐世保市体育協会の管理運営による海水面使用について同意を得ていること (B)。」である。

(ウ) 検討 - 第 1 期について

海洋スポーツ基地カヤックセンターは、もともと環境省、長崎県、佐世保市により実施した西海国立公園九十九島海のダイヤモンド事業 (長崎県の事業実施期間は平成 16 年度から平成 22 年度まで) の一環として建設されたものである。

そして、海洋スポーツ基地カヤックセンターは、隣接する小佐々海洋スポーツ基地を補完し、両施設を合わせて海洋スポーツ基地としての機能を有するように計画し、整備しているとのことであるから、県及び市の施設を一体的にかつ効率的・効果的に管理運営するためには、指定管理者は同一であることが望ましい (A) という事自体は否定できない (但し、両施設は長崎県と佐世保市と異なる地方自治体の施設であり、それぞれ指定管理者制度を採用していることからすれば、両施設の指定管理者が異なることは制度上予定されているといえる。仮に、一体的にかつ効率的・効果的に管理運営するのであれば、両施設とも長崎県の施設にするか佐世保市の施設にすることが合理的である。)。

また、海洋スポーツ基地による海水面利用については、佐世保市 (旧小佐々町) が小佐々町漁業協同組合から公有水面使用の同意を受けており、その後、佐世保市が財団法人佐世保市体育協会の管理運営による海水面使用について同意を得ていること (B) からすれば、施設の運営開

始の時点において、その運用開始をスムーズにするために、既に隣接する小佐々海洋スポーツ基地の指定管理者となっていた財団法人佐世保市体育振興会を、海洋スポーツ基地カヤックセンターの指定管理者とすることは、一定の合理的理由があることは否定できない(但し、本来的には、海洋スポーツ基地カヤックセンターは長崎県の施設なのであるから、公募により指定管理者を選定した場合、長崎県はその指定管理者のために小佐々町漁業協同組合から公有水面使用の同意を得るべきである。あくまでBは、施設の運用開始をスムーズに行うための補助的な理由に過ぎないとする。)。

以上からすれば、第1期については、ガイドラインが述べる「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」に該当し、「特別な事情等があり」「公募を行わない合理的理由」があるといえる。

したがって、海洋スポーツ基地カヤックセンターについて、第1期を非公募にしたことについては問題がない。

(エ) 検討 - 第2期について

まず、Aについてであるが、海洋スポーツ基地カヤックセンターは、隣接する小佐々海洋スポーツ基地を補完し、両施設を合わせて海洋スポーツ基地としての機能を有するように計画し、整備しているとのことであるから、県及び市の施設を一体的にかつ効率的・効果的に管理運営するためには、指定管理者は同一であることが望ましい(A)ということ自体は否定できない。

しかし、Aについても、両施設は長崎県と佐世保市と異なる地方自治体の施設であり、それぞれ指定管理者制度を採用していることからすれば、両施設の指定管理者が異なることは制度上予定されているといえる。むしろ、一体的にかつ効率的・効果的に管理運営することを重視するのであれば、両施設とも長崎県の施設にするか、佐世保市の施設にするのが筋である。

次に、Bについては、施設の運用開始をスムーズに行うための補助的な理由なのであるから、既に実績がある施設の場合には、「公募を行わない合理的理由」になるとはいえない。

したがって、海洋スポーツ基地カヤックセンターについて、第2期を非公募にしたことは、合理的な理由があるとはいえない。

したがって、第2期については、公募すべきであったと考える。

なお、第3期においては公募しており、今後も公募によって指定管理者を選定すべきである（意見）。

イ 応募資格として「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」 - 第3期において1事業者しか応募がなかったことに関連して（意見）

第3期については、公募を行ったが1事業者しか応募がなかった。

理由については不明であるが、継続して指定管理者となっている事業者は、ノウハウの蓄積がなされ、どの程度コストがかかるのか予想がつくのに対し、新規参入を行おうとする事業者にとっては、ノウハウもなく、どの程度コストがかかるのかが不明であることによると思われる。

ところで、応募資格として、「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」という条件がある。おそらく長崎県内の事業者を優先する趣旨と思われるが、県外に主たる事業所を有する法人の場合には、そもそも応募資格がないことになる。県外で類似の事業を行っている事業者がいた場合、仮に上述のノウハウがあり、コストの見積もりもできたとしても、この条件により応募資格を満たさないことになってしまう。

そもそも、指定管理者の制度目的が、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等をはかること」であり、公募の趣旨がガイドラインにも記載してあるように、「幅広い参入の機会を確保」することにあることからすれば、県外の事業者を排除する理由はない。

したがって、応募資格の「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」については、見直しも含めて検討することが望ましい（意見）。

ウ 隣接する類似施設の所有者が異なることについて（意見）

海洋スポーツ基地カヤックセンターは、隣接する小佐々海洋スポーツ基地を補完し、両施設を合わせて海洋スポーツ基地としての機能を有するように計画し、整備しており、県及び市の施設を一体的にかつ効率的・効果的に管理運営することすることを重視するのであれば、両施設とも長崎県の施設にするか、佐世保市の施設にするのが筋である。

したがって、隣接する両施設については、ともに長崎県の施設にするか、佐世保市の施設にするのが望ましい（意見）。

エ 施設裏の崩落・落石の危険への対応について（意見）

本施設裏には崖がある。この崖からは、水がしみ出ており、また、一部崩落を起こした形跡がある。また、平成 26 年 8 月 16 日には、実際に、本施設の駐車場入り口付近で落石があった。利用者に被害はなかったが、一歩間違えば大きな事故につながった可能性があった（その後、応急措置はなされている。）。

仮に、本施設裏の崖や入り口付近の崖において崩落・落石があった場合、あるいはこれに付随して崖の木が倒れた場合、利用者や職員の死傷、施設の損壊を伴う大きな事故につながる可能性があるし、施設閉鎖となる可能性も否定できないことから早急な保全措置が求められる。

斜面上の道路は佐世保市が管理しており、長崎県や指定管理者からも保全措置を執ることを求めているが、抜本的な保全措置等は取られていないとのことであった。

しかし、大きな事故があつてからでは遅いのであるから、長崎県は、佐世保市に対して、施設裏の崩落・落石防止の保全措置を今後も強く求めるべきである（意見）。

オ 案内板が少ないこと（意見）

本施設は、海沿いのわかりにくい場所に位置しているところ、本施設の案内板は、現地の直前と 200 m 前の 2 か所しかない。初めての利用者は、高速道路をおりた周辺等、カーナビがないと道に迷う可能性がある。

また、利用者を増やす前提として、施設自体を知ってもらう機会を増やすことが望ましい。

したがって、案内板を増やすことが望ましい（意見）。

カ 利用客について

本施設の開場期間は、4 月 1 日～11 月 30 日、3 月 1 日～3 月 31 日であるところ、シーカヤック等の海洋スポーツは夏のスポーツであることから 3 月、4 月、10 月、11 月の利用客が非常に少ない。0 人や 1 桁のときもある。

本施設は、一度は子どもと一緒にいきたいと思わせる施設であるが、人口減少や子どもの海洋スポーツ離れという潜在的要因、季節的な事情とそのときの天気によって左右されることから、利用客を伸ばすことは容易ではないと思われる。また、自主事業についてもキャンセルが多いとのことであった。

成果指標として「利用客」が掲げられているが、利用客の伸び悩みをもって事業効果をさらに上げる余地があると評価されるのは、やや酷な印象がある。

キ カヤックの利用料金について（意見）

カヤックの利用料金は上記(1)のとおり、1人乗りの場合、2時間100円であるところ、近隣の類似施設である佐世保パールシー(株)運営の西海パールシーリゾートでは、1人乗りの場合、45分520円であり、これと比較すると、本施設の利用料金は相当程度安価であると思われる。

なお、利用料金が安価であるからといって、類似施設よりもサービスが悪いかということ、決してそういったことはなく、カヤックの出艇から格納に至るまで施設職員が作業に従事している。佐世保市からの指定管理料収入はあるものの、その作業に見合う利用料金が2時間100円ということであれば、やはり相当程度安価であると言わざるを得ない。

これでは、いくら利用料金制を導入しているとはいえ、今後、指定管理者の自助努力で成果を上げられる余地があるかといえ、甚だ疑問を感じざるを得ない。また、せっかく公募しても新たに別の企業が手を挙げる可能性はかなり低いと推測される。

仮に、現状2時間100円のところ、倍額の2時間200円に改定したとしても、料金を理由に利用者が減少するとは考えにくく、また、平成26年度の収支決算書によれば、カヤックの利用料収入は85,920円であることから、少なくとも現状より多くの利用料収入は確保できるはずである。

利用料収入が確保できれば、施設としてもイベントの実施、広告宣伝による集客など、新たな試みが可能となるはずである。したがって、カヤックの利用料金を見直すことが望ましい（意見）。

(別紙)

収支計算書推移表

海洋スポーツ基地カヤックセンター

(単位：千円)

科目		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		予算	決算	予算	決算(1)	予算	決算(2)	予算	決算
収入	負担金収入	6,340	6,340	4,755	4,755	4,845		4,650	4,650
	補助金収入			516	516	171		305	305
	利用料金収入	13	4	229	197	311	86	238	251
	雑収入	26	44						
	その他収入						5,229		
	収入計	6,379	6,388	5,500	5,468	5,327	5,315	5,193	5,206
支出	人件費	2,825	1,598	1,766	1,128	1,867	1,086	1,882	1,802
	需用費	2,259	1,264	1,341	1,104	1,425		1,266	1,077
	役務費	495	468	649	627	722		669	620
	委託料	585	551	568	566	568		568	567
	その他	215	146	383	283	336	2,840	405	359
	補助金にかかる経費							383	359
	自主事業にかかる経費			754	232	338		20	30
	支出計	6,379	4,027	5,461	3,940	5,256	3,926	5,193	4,814
収支差額		0	2,361	39	1,528	71	1,389	0	392

科目		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	負担金収入	5,182	5,182	4,789	4,789	4,800	4,800
	補助金収入	89	89	131	113		3
	利用料金収入	309	280	411	337	438	279
	雑収入						
	その他収入						
	収入計	5,580	5,551	5,331	5,239	5,238	5,082
支出	人件費	2,359	2,241	2,356	2,264	2,264	2,149
	需用費	1,229	1,290	1,022	970	1,130	1,066
	役務費	861	840	707	679	701	640
	委託料	568	567	568	564	585	519
	その他	336	281	316	221	311	254
	補助金にかかる経費	196	142	238	217	127	111
	自主事業にかかる経費	31	80	124	72	106	54
	支出計	5,580	5,441	5,331	4,987	5,224	4,793
収支差額		0	110	0	252	14	289

8 長崎県看護キャリア支援センター

(1) 施設概要

設置目的	看護職員の離職の防止、就業の支援等に資する研修の実施、情報の提供等を通じて、県内における質の高い看護職員の安定的な確保を図ること。
設置年月日	平成 27 年 4 月 1 日
所在地	長崎県佐世保市平瀬町 3 番 1 号
面積	R C 造 3 階建の 1 階部分所管面積 961.195 m ² 、専有面積 942.625 m ² 、共有面積 59.67 m ² (うちセンター所管 18.57 m ²)
設置条例	長崎県看護キャリア支援センター条例
所管課	福祉保健部 医療人材対策室
指定管理者	公益社団法人長崎県看護協会
職員数	7 名
開園時間	10:00 ~ 18:00
休園日	日曜日、祝日、年未年始
施設・設備の概要	<p>主な施設 研修室 3、スキルトレーニングルーム、演習室 3、多目的ホール</p> <p>研修教材 人体シミュレーター 3 体、吸引、経管、口腔ケア、採血・静注、点滴等シミュレーター</p>
利用料金等	<ul style="list-style-type: none"> ・研修費は受講者負担 ただし、新人研修や復職支援研修を中心に多数の無料研修あり ・会館貸料金(抜粋) <p>研修室 A (プロジェクターあり) 定員 45 10~12 時 1,400 円 13 時~18 時 3,500 円</p> <p>研修室 B・C 定員 45 (プロジェクターなし) 10~12 時 600 円 13 時~18 時 1,500 円</p>

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 32 年 3 月 31 日	公益社団法人長崎県看護協会	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

応募期間

平成 26 年 8 月 4 日～同年 9 月 12 日

応募団体

1 団体（公益社団法人長崎県看護協会）

選定方法

平成 26 年 7 月 31 日、下記 5 名の委員で構成される第 1 回指定管理者選定委員会を開催し、募集要領・審査基準を審議、決定した。同年 10 月 10 日、応募者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、採点、審査、候補者の決定を行った。

選定委員

看護関係者 2 名、大学関係者、会計専門家、看護学校関係者

選定結果（審査評価）

390.6 点（500 点満点）

選定理由

各種看護職員研修について豊富な開催実績があり、安定した運営が期待できること、各医療機関との連携も図れていることから、公益社団法人長崎県看護協会は、看護キャリア支援センターの設置目的に即した事業運営が可能と判断出来るため、指定管理者の候補者として適当である。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担（長崎県看護キャリア支援センターの管理に関する基本協定書（以下、「基本協定」という。）第 23 条）

第 23 条 長崎県は、長崎県看護協会に対して、各事業年度に長崎県看護協会が行う指定管理業務の遂行に要する経費（以下、「事業経費」という。）のうち、別途「年度協定」に定める金額を長崎県看護キャリア支援センター管理運営負担金（以下「負担金」という。）として、事業年度ごとに支払うものとする。

2 事業経費については、利用料金収入及びその他の収入並びに長崎県が長崎県看護協会に対し支払う負担金をもって充てるものとする。

3 自然災害等で大規模修繕が必要になった場合、その費用については、原則、長崎県が負担するものとする。

(イ) 負担金の支弁方法等(「基本協定」第24条)

第24条 長崎県は、前条第1項に規定する負担金を、事業年度ごとに長崎県看護協会の請求に基づき四半期毎に前金払いにより支払うものとする。

(ウ) 精算(「基本協定」第25条)

第25条 長崎県は、長崎県看護協会が基本協定第6条に規定する水準どおりに指定管理業務を確実に実施する中で、第20条に規定する収支決算の結果、経費の節減など長崎県看護協会の経営努力により余剰金が生じたとき、又は過不足が生じたときについても、年度協定のなかで定める通常の負担金については精算をしないものとする。ただし、第31条の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合においては、負担金の清算をするものとする。

(エ) リスク管理・責任分担

施設等の改修・修繕及び災害や事故等が発生した場合の管理責任に関するリスク分担については、以下の「リスク分担表」のとおり定められている(「長崎県看護キャリア支援センターの管理に関する基本協定書」別紙3)。

リスクの種類	内容	負担者	
		設置者	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応		
	上記以外	協議事項	
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更(既に法律が公布されたものを除く。)		

政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		
施設・備品等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		
	年間の修繕費合計で 10 万円を超えるもの		
	年間の修繕費合計で 10 万円まで		
火災保険加入	県有施設の火災保険加入		
書類の誤り	県が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合		協議事項

セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移（平成 27 年 4 月オープンのため同年 10 月までの月ごとの集計。相談数は来所、電話、FAX、メール等の総計）

（単位：人）

平成 27 年	研修受講者人数 （ ）内はセンターで実施 の研修	相談数 （求人）	相談数 （求職）	相談数 （進路他）
4 月	0	61	77	110
5 月	43	76	81	92
6 月	289(104)	63	52	159
7 月	362(95)	52	90	103
8 月	220(120)	85	69	101
9 月	113(85)	56	55	113
10 月	438(438)	42	58	91

イ 収支の推移

平成 27 年 4 月オープンなので年度ごとの推移はない。

ウ 県負担金の有無

平成 27 年度の県負担金 52,776 千円（消費税込）

(4) 特筆すべき事項

ア 物品管理（備品シール）に関して（指摘事項）

長崎県物品取扱規則第 5 条第 2 項、第 3 項で下記のように定められている。

第 2 項 物品管理者は、第 13 条第 1 項に規定する、物品出納簿にその出納を登記すべき物品については、次条第 1 号に規定する物品管理簿により、使用状況を明らかにして管理しなければならない。

第 3 項 物品管理者は、前項の規定により物品を管理するときは、第 10 条第 1 項各号に掲げる種類ごとに物品を整理し、1 点ごとに長崎県物品整理票（様式第 1 号）を貼付して行わなければならない。

旧佐世保看護学校からの所管転換（物品管理者がその管理に属する物品を他の物品管理者の管理に移すこと。）により支援センターに受け入れたロッカー等の物品に関して、所管転換前の備品シールのみしか貼られていないロッカー等が散見された。このような状態においては、長崎県物品管理簿と現物との照合を正確に行う事が出来ない。

上記長崎県物品取扱規則第5条第3項に従い、所管転換により受け入れた物品に関しても新しく長崎県物品管理簿に登録された整理番号の備品シールを貼付し管理すべきである（指摘事項）。

イ 寄付により受贈した絵画に関して（意見）

平成27年3月31日に、支援センターの落成記念として、絵画1点が寄贈されているが、この絵画に関しては物品登録がされていない。

県が作成した物品取扱規則等マニュアル（平成27年4月1日付）において、「8、物品の取得事務（1）寄付の受納【規第18条】【施第5-1】 物品の寄付の申し込みを受けたときは、書面により寄付の受納を決定しなければならない。また、寄付の受納を決定したときは、寄付申込者に対しその旨を文書により通知しなければならない。」と定められているだけで、特に物品管理簿に記載しなければならないとは定められていない。

しかし、寄付を受けた物品に関しても物品管理簿への記載等、県の所有であることが一義的に明確になるような管理をすることが物品管理上望ましい（意見）。

ウ リスク分担表に関して（意見）

支援センター指定管理者募集要領及び基本協定第11条において、リスク分担表が定められているが、そのうち施設等の損傷及び備品修繕に関してのリスクの種類において、年間の修繕費合計で10万円を超えるものが設置者負担、年間の修繕費合計で10万円までが指定管理者負担となっている。大規模修繕は県が負担し、小規模修繕は指定管理者の負担との趣旨と考えられる。本来、修繕に関しては、指定管理者による迅速・弾力的な対応を図るために、県又は指定管理者のどちらが負担するのかをリスク分担で定めていると解される。上記リスク分担表に従えば、仮に、10万円の修理を1件行ったら、その後は、大小にかかわらず、修理の都度、県が対応しなければならない、非効率的な運用になりかねない。

したがって、1件あたり何万円以上の修繕が県負担等といった表現をするべきであり、リスク分担表の改定をすることが望ましい（意見）。

(別紙)

収支計算書推移表

看護キャリア支援センター

(単位：千円)

科目		平成 27 年度以前		平成 27 年度	
		予算	決算	予算	決算
収入	県負担金収入	なし	なし	52,776	
	その他収入	なし	なし	1,151	
	収入計	なし	なし	53,927	0
支出	人件費	なし	なし	26,412	
	報償費	なし	なし	5,886	
	旅費	なし	なし	2,796	
	需用費	なし	なし	6,921	
	役務費	なし	なし	3,230	
	賃借料	なし	なし	2,825	
	光熱費	なし	なし	4,055	
	管理費	なし	なし	1,802	
	支出計	なし	なし	53,927	0
収支差額		なし	なし	0	0

(注)長崎県看護キャリア支援センターに対する指定管理は平成 27 年度からのため、平成 27 年度の実績及び平成 27 年度以前の予算、実績はなし。

9 長崎県難病相談・支援センター

(1) 施設概要

設置目的	地域で生活する難病患者やその家族等の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進、就労支援などを行う拠点施設として設置し、療養上の悩みや不安等の解消を図り、地域における難病患者等支援対策を推進する。
設置年月日	平成 18 年 10 月 22 日
所在地	長崎市茂里町 3-24
面積	約 620 ㎡ (うち廊下・ロビー約 200 ㎡)
設置条例	長崎県難病相談・支援センター条例(平成 18 年 3 月 31 日) 長崎県条例第 24 号
所管課	福祉保健部 国保・健康増進課
指定管理者	特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会
職員数	センター長 1 名、相談員 2 名、事務 1 名、登録職員 4 名
開所時間	平日 10:00～18:00、土日 10:00～17:00
休所日	毎週水曜、祝日、年末年始
施設・設備の概要	事務室、患者会活動室、相談室、談話室、交流活動室、調理実習室
利用料金	無料

(2) 指定管理者の選定経緯等

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 18 年 10 月 6 日 ～平成 21 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	特定非営利活動法人 長崎 県難病連絡協議会	公募
平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	同上	公募
平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 31 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という。)	同上	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第1期

応募期間

平成18年5月22日～同年6月21日

応募団体

1団体(特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会)

選定方法

平成18年7月10日、下記選定委員で構成される選定委員会を開催し、応募者の事業計画等の審査及びヒアリングを行い、あらかじめ定めた評価項目について採点し、指定管理者の候補者として適当かどうかを判断して選定

選定委員

4名(外部有識者3名、県職員1名)

選定結果(審査評価)

248点(400点満点)

選定理由

団体としての活動の日が浅く、安定した管理運営が懸念される面はあるが、これまでの各患者団体における難病患者等に対する支援の実績や、団体の会員のほとんどが患者やその家族であるため、患者の立場に立った相談、支援や地域交流等を行うことは十分期待でき、また、熱意も見られることから、総合的に判断して、設置目的に即した事業運営が可能であり、指定管理者の候補者として適当であると評価する。

(イ) 第2期

応募期間

平成20年8月15日～同年9月12日

応募団体

1団体(特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会)

選定方法

平成20年10月6日、下記選定委員で構成される選定委員会を開催し、応募者の事業計画等の審査及びヒアリングを行い、あらかじめ定めた評価項目について採点し、指定管理者の候補者として適当かどうかを判断して選定

選定委員

4名。大学教授(専門医)、基幹病院医師(専門医)、社団法人役

員（看護専門家）、県職員

選定結果（審査評価）

308点（400点満点）

選定理由

現在、指定管理者である応募者の長崎県難病連絡協議会が、当事者団体の立場を生かして、患者・家族の視点に立った相談業務や患者会活動への支援等に心がけ、また、周知に努めており、施設利用者や相談件数が増加傾向にあることから、一定の成果が上がっていると判断し、今後とも設置目的に即した事業運営が可能であり、指定管理者の候補者として適当であると評価する。

（ウ）第3期

応募期間

平成25年7月30日～同年8月30日

応募団体

1団体（特定非営利活動法人 長崎県難病連絡協議会）

選定方法

平成25年9月19日に下記選定委員で構成される選定委員会を開催し、長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する事業計画等について審査を行った。

選定委員

4名。大学教授（専門医）、基幹病院医師（専門医）、社団法人役員（看護専門家）、県職員（国保・健康増進課長）

選定結果（審査評価）

319.2点（400点満点）

選定理由

現在、指定管理者である指定申請者の特定非営利活動法人長崎県難病連絡協議会が、当事者団体の立場を生かして、患者・家族の視点に立った相談業務や患者会活動への支援等を行うとともに、難病相談・支援センターの周知に努めており、同センターの利用者や相談件数も増加傾向にあることから、一定の成果が上がっていると判断し、今後とも設置目的に即した事業運営が可能で、指定管理者の候補者として適当である。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担（長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する基本協定（以下「基本協定」という。）第 12 条。）

（指定管理業務に要する経費の負担）

第 12 条 甲（長崎県）は、乙（特定非営利活動法人長崎県難病連絡協議会（以下「難病連」という。））に対し、乙が行う指定管理業務の遂行に要する経費（以下「負担金」という。）を予算の範囲内で負担する。

2 甲が乙に対して支払う負担金の額及びその支払い等の詳細については、毎事業年度前に、事業計画の内容等を考慮し、甲乙協議のうえ、年度協定により定めるものとする。

（イ）負担金の支弁方法等（平成 27 年度長崎県難病相談・支援センターの管理運営に関する協定書」第 5 条、同第 6 条）

（負担金）

第 5 条 基本協定第 12 条第 2 項に掲げる指定管理業務の負担金（以下「負担金」という。）は、金 8,483,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

（負担金の支払方法）

第 6 条 甲（長崎県）は、前条の負担金を乙（難病連）の請求に基づき前金払いで次のとおり支払うものとする。

（1）負担金のうち、4,500,000 円について、乙の請求の時期を 4 月とする。

（2）負担金のうち、3,983,000 円について、乙の請求の時期を 10 月とする。

2 甲は、前項の前金払いについて、それぞれ乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

（ウ）精算

精算の規定はない。

（エ）リスク管理・責任分担

施設等の改修・修繕及び災害や事故等が発生した場合の管理責任に関するリスク分担については、基本協定において以下のリスク分担表が作成されている。

リスクの種類	内容	負担者	
		指定管理者	県
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対や要望への対応		
	上記以外	協議事項	
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更 (既に法律が公布されたものを除く。)		
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		
施設及び備品修繕	年間の修繕費合計で10万円を超えるもの		
	年間の修繕費合計で10万円まで		
火災保険加入	県有施設の火災保険加入		
書類の誤り	県が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議事項	

セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		

(3) 施設の利用状況等

ア 利用者数の推移（施設利用は研修室等部屋の無料利用）

（単位：人）

	施設利用	相談				相談合計
		本人	家族	その他	講演会等での相談	
H23	8,077	663	209	321	107	1,300
H24	8,586	768	205	378	117	1,468
H25	8,500	1,282	350	508	323	2,463
H26	6,421	753	211	351	101	1,416

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

年度	県負担金（円）	年度	県負担金（円）
平成 18 年	4,257,300	平成 23 年	8,399,250
平成 19 年	8,399,250	平成 24 年	8,399,250
平成 20 年	8,399,250	平成 25 年	8,399,250
平成 21 年	8,399,250	平成 26 年	8,483,000
平成 22 年	8,399,250		

平成 18 年度は年度途中から指定管理が開始したため低額である。

(4) 特筆すべき事項

ア 余剰金の返還規定に関して（指摘事項）

負担金の取り扱いに関して、長崎県難病相談・支援センター指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）において、下記のように定められている。

6. 管理運営経費等

難病支援センターの管理運営に要する費用は、県からの負担金をもって充てるものとします。

(1) 県が支払う負担金の対象となる経費

(2) 負担金の金額及び支払い

負担金の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。

ただし、国庫補助事業の廃止・見直し等により業務内容に大幅な変動等が生じた場合には、負担金の額を減額することがあります。

また、基本協定においては、第12条で下記のように定められている。

(指定管理業務に要する経費の負担)

第12条 甲は、乙に対し、乙が行う指定管理業務の遂行に要する経費(以下「負担金」という。)を予算の範囲内で負担する。

2 甲が乙に対して支払う負担金の額及びその支払い等の詳細については、毎事業年度前に、事業計画の内容等を考慮し、甲乙協議のうえ、年度協定により定めるものとする。

さらに、年度協定において、第5条、第6条で下記のように定められている。

(負担金)

第5条 基本協定第12条第2項に掲げる指定管理業務の負担金(以下、「負担金」という。)は、金 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(負担金の支払方法)

第6条 甲は、前条の負担金を乙の請求に基づき前金払いで次のとおり支払うものとする。

(1) 負担金のうち、 円について、乙の請求の時期を4月とする。

(2) 負担金のうち、 円について、乙の請求の時期を10月とする。

2 甲は、前項の前金払いについて、それぞれ乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

以上のように、負担金の精算の有無に関して、募集要領、基本協定、年度協定いずれにも規定されていない。

このような状況においては、指定管理者としては、当該指定管理業務が負担金の精算をするものなのか、精算をしないものなのか、負担金に関しての取扱いが不明確である。

負担金に関する取り扱いを明確にするため、基本協定及び年度協定において、精算条項を記載すべきである(指摘事項)。

イ 備品の取扱いに関して（指摘事項）

備品の取扱いに関しては、基本協定第 5 条（指定管理者の業務範囲）第 2 項において、「乙は、第 1 項に掲げる業務を行うために必要な備品を設置する場合は、県所有の備品と区分して管理し、その状況を明らかにしておかなければならない。」と定められている。

しかし、上記以外には備品の取扱いに関する定めがない。

ガイドラインにおいても、「施設内の物品の所有権帰属」に関しては協定を締結すべきと記載されている。

このような状況では、備品の取得は県、指定管理者いずれが行うものなのか、所有権はいずれに帰属するのか、指定管理期間が満了した場合の引き渡し等、備品の取扱いが不明確である。

実際、平成 27 年 3 月に納品されたファイリングキャビネット（取得価額 37,260 円）に関して、指定管理者が負担金で購入しているが、指定管理者の担当者は指定管理者の所有なのか、県の所有なのか判断がわからないので指定管理者の備品としての登録も躊躇しているという説明であった。

このような事態を避けるためにも、基本協定に、備品の取扱いに関する規定、及び指定期間満了の場合の手続規定等を設けるべきである（指摘事項）。

ウ 運営委員会の設置に関して（指摘事項）

基本協定第 25 条（運営委員会の設置）において、「乙は、指定管理業務への県民の意見反映、指定管理業務の評価等を行うために運営委員会を設置運営する。設置にあたり、乙は、甲と協議のうえ、設置要綱及び委員を定めるものとする。」と定められている。

しかしながら、実際には運営委員会の設置はなされておらず、基本協定に違反している。よって、運営委員会を設置するか、又は基本協定を改定すべきである（指摘事項）。

エ 運営経費の年度帰属に関して（意見）

平成 27 年度の総勘定元帳を確認したところ、下記の取引が計上されていた。

長崎県総合福祉センター管理組合 長崎県総合福祉センター経費 平成 27 年 3 月分 194,968 円
日本郵便株式会社 料金後納分 平成 27 年 3 月分 3,230 円

センターにおいては毎年度末における運用経費の未払計上が行われておらず、現金主義で会計処理がされている。

指定管理期間全体を通して考えた場合、各々の年度で支払った際に取引を計上すれば問題ないとの考えであるが、指定期間満了の場合この処理では3月分の経費が計上されなくなることになる。

よって、本来は発生主義を採用し、年度末において未払いのものについては未払金として計上し、翌年度ではなく当年度の会計帳簿に取り込むことが望ましい（意見）。

オ 第三者委託に関して（指摘事項）

「募集要領4．指定管理者が行う業務の範囲」の中に第三者への委託に関して、「なお、業務内容の全部または主要な部分を、第三者に委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、第三者に委託することができるものとします。」と記載されているが、この第三者委託に関しては、基本協定に記載されていない。

基本協定は、長崎県と指定管理者の間の権利義務関係を規律するものであるから、当該第三者委託に関する条項を設けるべきである（指摘事項）。

カ 備品の管理に関して（指摘事項）

物品の取扱いに関しては、長崎県物品取扱規則（以下、「取扱規則」という。）第5条3項において、「物品管理者は、前項の規定により物品を管理するときは、第10条第1項各号に掲げる種類ごとに物品を整理し、1点ごとに長崎県物品整理票（様式第1号）を貼付して行わなければならない。ただし、長崎県物品整理票の貼付が困難な物品については、その物品に適合した方法により管理することができる。」と定められている。

また同条5項で、「物品管理者は、物品管理年間スケジュールに基づき、年1回、配置物品管理者に命じ、配置された物品と物品管理簿、貸付品管理簿及び借入品管理簿との点検及び照合を行わせ、その結果について報告を求めなければならない。」と定められている。

ここで、物品管理簿と現物との照合を実施したところ、物品管理簿に計上されているが現物と照合できないもの、現物はあるが物品管理簿と照合できないもの等が多数見受けられた。

原因としては、取扱規則第5条3項に定められている長崎県物品整理票が貼付されていない物品、所管替えにより元の所管のシールのままの物品、長崎県物品整理票の記載が消えて見えなくなっている物品などについて、

整理票の貼付・張替等の措置が取られないままだからである。

本来であれば取扱規則第5条5項で定められている現物照合の際、そのような状態の物品に関しては新たに長崎県物品整理票を発行すべきである。また年に1回の現物照合実施に関する書類から照合手続きの実施は確認できるが、このような状況のもとでは本当に正確な現物照合が行われたのか信ぴょう性に疑念が生じるとしか言えない。

今後早急に整理票に不備のある物品に長崎県物品整理票を貼付して適正に管理すべきである（指摘事項）。

キ 使用していないパソコンに関して（意見）

センターにおいて、物品管理簿に記載されている下記の物品に関しては、今現在使用できず、センターの押し入れの中に保管されている状況である。

そもそも使用できないパソコンをそのまま保管し続けて、その管理を指定管理者に行わせること自体盗難等のリスクも生じ、問題があると思われる。

このように使用ができない物品に関しては、取扱規則第31条（物品の不用決定及び処分）の規定に基づき、早急に物品の不用及び処分決定手続きを行うことが望ましい（意見）。

使用できないパソコンの一覧

（単位：千円）

整理番号	受入年月日	分類種目	品名	受入金額
0000297	平成 18 年 10 月 17 日	事務用機器類	ノート型パソコン	182
0000298	平成 18 年 10 月 17 日	事務用機器類	デスクトップ型パソコン	117
0000391	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	デスクトップ型パソコン	130
0000392	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	デスクトップ型パソコン	130
0000393	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	ノート型パソコン	115
0000394	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	ノート型パソコン	115
0000395	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	ノート型パソコン	115
0000396	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	ノート型パソコン	115
0000397	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	ノート型パソコン	115
0000399	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	ノート型パソコン	115
0000400	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	ノート型パソコン	115
0000401	平成 20 年 7 月 22 日	事務用機器類	プリンタ	18

ク 経費按分に関して（指摘事項）

平成 25 年度まではセンターに関する経費、協議会に関する経費、長崎県

難病患者就労支援事業費補助金に関する経費として各々の部門に按分して計上された下記の経費が、平成 26 年度の経費の計上に関しては全てセンターに関する経費として計上されていた。

共通して発生する経費に関しては何らかの按分率を定めて、経費を按分して各部門に計上すべきである（指摘事項）。

（単位：千円）

電気代	712	業務委託費	800
水道代	128	管理事務費	212
ガス代	11	管理組合負担費	12
下水道代	128		

(別紙)

収支計算書推移表

長崎県難病相談・支援センター

(単位：千円)

科目	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	県負担額	4,257	4,257	8,399	8,399	8,515	8,399	8,399	8,399	8,399	8,399
	難病連助成金	0	36	0	156	0	436	0	229	0	391
	預金利息	0	0	0	4	0	3	0	1	0	0
	収入計	4,257	4,293	8,399	8,559	8,515	8,838	8,399	8,629	8,399	8,790
支出	人件費	2,500	2,727	5,500	5,368	5,000	5,434	4,992	4,967	5,282	5,086
	報償費	150	12	100	24	300	60	66	20	66	20
	旅費	250	207	500	237	500	120	253	349	233	143
	需用費	200	346	207	490	400	642	345	804	328	885
	役務費	207	126	340	406	415	269	361	337	332	368
	使用料・賃借料	50	75	186	198	100	233	264	139	118	119
	水道光熱費	400	325	654	845	800	931	912	921	900	948
	管理費	500	475	912	991	1,000	1,149	1,206	1,092	1,140	1,221
支出計	4,257	4,293	8,399	8,559	8,515	8,838	8,399	8,629	8,399	8,790	
収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

科目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	県負担額	8,399	8,399	8,399	8,399	8,399	8,399	8,483	8,483
	難病連助成金	0	763	0	875	0	265	0	9
	預金利息	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入計	8,399	9,162	8,399	9,274	8,399	8,664	8,483	8,492
支出	人件費	5,416	5,244	5,406	5,316	5,272	5,143	4,522	4,565
	報償費	54	32	44	33	54	55	70	30
	旅費	201	100	208	164	201	103	571	55
	需用費	291	1,028	278	1,083	355	877	221	602
	役務費	261	362	237	322	261	402	291	363
	使用料・賃借料	118	261	168	370	168	47	564	667
	水道光熱費	906	907	870	873	900	1,038	1,056	980
	管理費	1,152	1,228	1,188	1,113	1,188	999	1,188	1,230
支出計	8,399	9,162	8,399	9,274	8,399	8,664	8,483	8,492	
収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	

10 長崎県聴覚障害者情報センター

(1) 施設概要

設置目的	聴覚障害者に対して、聴覚障害者用の録画物等の提供並びに貸出その他便宜を供与することにより、聴覚障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
設置年月日	平成 19 年 4 月 1 日
所在地	長崎市橋口町 10-22
面積	418 m ² (長崎こども・女性・障害者支援センター 3 階の一部)
設置条例	長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例
所管課	福祉保健部 障害福祉課
指定管理者	一般社団法人 長崎県ろうあ協会
職員数	5 名 (常勤職員 5 名)
開園時間	午前 9:00 ~ 午後 5:00 (水・木曜日は午後 9:00 まで)
休館日	毎週火曜日、年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)
施設・設備の概要	主な施設：事務室、ビデオライブラリー、スタジオ、PC 利用室兼研修室、試写室、編集室、ボランティア活動室、相談室
利用料金等	無料

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	長崎県ろうあ福祉協会	公募
平成 24 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	一般社団法人 長崎県ろうあ協会	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

応募期間

平成 18 年 9 月 11 日 ~ 同年 10 月 10 日

応募団体

1 団体（長崎県ろうあ福祉協会）

選定方法

平成 18 年 10 月 31 日、選定委員会を開催し、長崎県ろうあ福祉協会を指定管理者候補者として決定。

選定委員

外部委員 5 名

選定結果（審査評価）

良 2 名、可 3 名（良、可、不可で評価）

選定理由

申請のあった、「長崎県ろうあ福祉協会」を、指定管理者の指定基準により総合的に判断した結果、特に長年の実績を踏まえた団体で、事業の経験を有し安定した管理運営が可能であり、指定管理者として適当と判断する。

（イ）第 2 期

応募期間

平成 23 年 8 月 8 日～同年 9 月 9 日

応募団体

1 団体（一般社団法人 長崎県ろうあ協会）

選定方法

平成 23 年 10 月 11 日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、応募団体から事業計画書の内容等についてのヒアリングを受け、質疑応答を行った上で、予め定めた審査項目について採点し、審査選定した。

選定委員

外部委員 4 名、内部委員 1 名

選定結果（審査評価）

良 5 名（良、可、不可で評価）

選定理由

特に長年の実績があること、及び事業の経験を有し安定した管理運営が可能であることから指定管理者として選定された。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担（「長崎県聴覚障害者情報センターの運営に関する年度協議書」第 6 条）

各年度協議書において定める。

(イ) 負担金の支弁方法等 (「長崎県聴覚障害者情報センターに関する基本協定書」第 14 条)

負担金は、事業年度ごとに支弁するものとし、年度協定でこれを定める。支弁方法については、毎事業年度前に、協議の上、年度協定により定める。

(ウ) 精算

基本協定書と年度協定書には定めなし

(エ) リスク分担

施設設備の損傷や第三者への賠償等に関するリスク分担については、以下の「リスク分担表」のとおり定められており (「長崎県聴覚障害者情報センターに関する協定書」別紙 2)、リスク分担表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合には、協議事項となっている。

なお、施設の修繕については、協議の上行うことになっているが、1 件あたり 10 万円以内の維持補修にかかる軽微な修繕については、指定管理者が行うものとし、協議は要しないものとされている (各年度協定書第 5 条)

リスクの種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望の対応		○
	上記以外	○	
事業の変更	県の責めによる理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理における当該事情による増加経費負担	○	
	上記以外		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、(省略))に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		

施設・備品等の 損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外のもの	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 来館者数の推移

年度	来館者数(人)	年度	来館者数(人)
平成 19 年	5,682	平成 23 年	6,255
平成 20 年	4,714	平成 24 年	7,083
平成 21 年	5,239	平成 25 年	7,978
平成 22 年	5,270	平成 26 年	6,678

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

年度	県負担金(千円)	年度	県負担金(千円)
平成 19 年	24,171	平成 23 年	23,671
平成 20 年	24,171	平成 24 年	23,671
平成 21 年	23,671	平成 25 年	23,671
平成 22 年	23,671	平成 26 年	23,722

(4) 特筆すべき事項

ア 予算額と決算額が一致することについて

長崎県聴覚障害者情報センターにおける収支決算書を検討すると、指定管理者制度が採用された平成 19 年度から平成 26 年度まで、平成 24 年度を除き予算額と決算額が一致している。各款や各項目の予算額と決算額は異なっているものの、収入・支出のいずれについても予算額と決算額の合計

が一致しているのである。民間企業においては通常あり得ないことである。

この予算額と決算額が一致している要因としては、残った負担金は精算して返還する必要があるとの指定管理者側の認識を前提に（但し、基本協定書にも年度協定書にもその旨の記載はない。）、年度末に負担金が残ってしまう場合に、指定管理者において、消耗品等を購入して使い切ってしまうことにある。例えば平成21年3月末においては、サインペン294円を購入し予算額に一致させたケースも見られた。この予算の使い切りは、国や地方公共団体の予算が単年度主義となっており、予算は使い切らなければならないものとの発想を受けたものであるがと思われるが、民間の立場からすれば、余剰は繰越金として翌年度に回すべきものであり、いびつな発想である。

但し、法令等に違反しているわけではないので、意見等は述べない。

イ 精算条項の有無を基本協定書等に記載すべきこと（指摘事項）

（ア）問題の所在

一方で、「ア」で述べたように、予算額と決算額の一致の要因としては、残った負担金は精算して返還する必要があるとの指定管理者側の認識が前提とされている。

他方で、長崎県によれば、精算義務はないとのことである。

このように長崎県と指定管理者の間で精算義務の有無についての認識が異なる。これは、精算条項については、基本協定書にも年度協定書について記載されていないことによる。

（イ）検討

この点、協定書は長崎県と指定管理者の間の権利義務関係を規律するものであり、精算義務のような重要な事項については、協定を締結した当事者双方の認識に差異が生じないように、協定書において明確に規定しておく必要がある。

したがって、基本協定書や年度協定書において、精算条項を規定し、精算義務の有無について明確にすべきである（指摘事項）。

ウ 来館者数

来館者数は、年度により異なるが、上記一覧表の通り、おおむね増加傾向であり、施設の利用促進が図られているといえ、この点は評価できる。

エ 複合機のリース料・保守料について（意見）

施設では複合機 1 台をリースにより使用しているが、保守・カウンター料を含めたリース料は、毎月 4 万円～5 万円、多い月で 6 万円弱となっている。平成 27 年 4 月～12 月における平均カウンター数は約 4,500 枚である（うち、カラーでの使用は 100 枚から 200 枚程度である。）。例えば、毎月 4 万円でリース期間 5 年、すなわち 60 ヶ月での総支払額は 240 万円となり、保守料・トナー代込とはいえ、一般的な相場より高額と言わざるを得ない。

参考までに、某メーカーのシミュレーションサイトによれば、モノクロ 4,500 枚、カラー 200 枚での月額費用（トナー/インク代、保守料込）は、13,750 円～29,500 円という試算結果となる。

したがって、複合機リースの次回更新時においては、購入することによる余分なコストの削減又は、相見積によるランニングコストの削減を検討することが望ましい（意見）。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎県聴覚障害者情報センター

(単位：千円)

科目		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	負担金収入(県)	24,171	24,171	24,171	24,171	23,671	23,671	23,671	23,671
	負担金収入(協会)					849	849	849	849
	事業収入					4,427	4,427	4,167	4,167
	収入計	24,171	24,171	24,171	24,171	28,947	28,947	28,687	28,687
支出	給与	11,397	11,399	13,086	12,006	12,300	12,350	12,708	12,660
	期末手当	3,599	2,951	4,261	4,109	4,100	4,335	4,280	4,550
	一般物品費	1,400	4,216	500	1,335	500	1,427	500	266
	役務費	400	430	400	666	720	574	600	662
	賃借料	235	246	235	268	270	268	268	268
	委託事業費					4,427	4,427	4,167	4,167
	その他事業費	7,140	4,929	5,689	5,787	6,630	5,566	6,164	6,114
	支出計	24,171	24,171	24,171	24,171	28,947	28,947	28,687	28,687
収支差額		0	0	0	0	0	0	0	0

科目		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	負担金収入(県)	23,671	23,671	23,671	23,079	23,671	23,671	23,722	23,722
	負担金収入(協会)	849	849	849	849	849	849	850	850
	事業収入	3,000	3,000	3,000	3,000	2,993	2,993	1,485	1,485
	収入計	27,520	27,520	27,520	26,928	27,513	27,513	26,057	26,057
支出	給与	12,708	12,612	12,278	12,278	12,278	12,278	12,500	12,500
	期末手当	4,280	4,511	4,092	4,062	4,092	4,508	4,166	4,552
	一般物品費	350	413	350	391	500	405	400	272
	役務費	650	697	650	663	700	573	600	676
	賃借料	268	268	245	243	245	245	245	245
	委託事業費	3,000	3,000	3,000	3,000	2,992	2,992	1,485	1,485
	その他事業費	6,264	6,019	6,905	6,291	6,706	6,512	6,661	6,327
	支出計	27,520	27,520	27,520	26,928	27,513	27,513	26,057	26,057
収支差額		0	0	0	0	0	0	0	0

11 長崎県勤労福祉会館

(1) 施設概要

設置目的	勤労者の文化、教養及び福祉の向上を図る							
設置年月日	昭和 47 年 10 月 7 日							
所在地	長崎市桜町 9 - 6							
施設内容	面積 975.00 m ² 建物(RC4 階地下 1 階) 2,306.93 m ² 主な施設：講堂、大会議室、中会議室(2)、小会議室(3)、多目的室、貸事務所(3)、美容室							
施設の利用 料金体系	○会議室利用料金体系 単位；円							
	室名	午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	終日	冷暖房
	講堂	7,860	11,170	13,980	16,810	22,320	27,990	1,160
	小会議室	1,720	2,190	2,810	3,140	4,230	5,330	160
	中会議室	2,190	2,970	3,930	4,540	6,120	7,530	270
	中会議室 合併	4,380	5,940	7,860	9,080	12,240	15,060	540
	大会議室	2,970	4,390	5,180	6,290	8,490	10,840	400
	○付帯設備利用料金 単位；円							
	マイク	690		電動スクリーン			1,020	
	ワイヤレスマイク	1,100		マルチメディアプロジェクタ ー			1,020	
カセットデッキ・MDデッキ	1,030		ビデオ・DVDデッキ			510		
テレビ・ビデオセット	3,140		持ち込みの電気使用量			160		
O . H . P	1,950		スクリーン			無料		
設置条例	長崎県勤労福祉会館条例							
所管課	産業労働部 雇用労働政策課							
指定管理者	長崎県ビルメンテナンス事業協同組合							
職員数	常勤 1 名 非常勤 4 名							
開館時間	午前 9 時 ~ 午後 9 時							
休館日	12 月 29 日 ~ 翌年 1 月 3 日							

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	長崎県ビルメンテナンス事 業協同組合	公募
平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	長崎県ビルメンテナンス事 業協同組合	公募
平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という。)	長崎県ビルメンテナンス事 業協同組合	公募
平成 27 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日 (以下「第 4 期」という。)	長崎県ビルメンテナンス事 業協同組合	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

応募期間

平成 17 年 8 月 1 日～同年 9 月 7 日

応募団体

5 団体

選定方法

平成 17 年 9 月 29 日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、総合得点が最も高かった長崎県ビルメンテナンス事業協同組合を候補者として選定した。

選定委員

外部委員 4 名、内部委員 1 名

選定結果（審査評価）

155 点（200 点満点）

選定理由

- ・類似施設管理の実績が豊富である。
- ・十分な人員配置をしていること。また、協議会を設置し利用者の声を広く聞くことや、清掃業務では障害者雇用を実施する点が評価を得た。

- ・経費節減に努め、県負担金が最低額であることが評価を得た。
- ・上記評価を踏まえ総合的に判断した結果、最も効率的、効果的な運営と当会館設置目的に即したサービスの提供が可能であると判断して長崎県ビルメンテナンス事業協同組合を候補者として選定した。

(イ) 第 2 期

応募期間

平成 20 年 12 月 18 日～平成 21 年 1 月 19 日

応募団体

2 団体 (2 度目の募集時)

選定方法

平成 21 年 2 月 3 日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し候補者を選定した。

なお、第 2 期については 2 度募集を行っており、1 度目の募集の候補者については議会で承認を得られなかった。また、2 度目の募集においても、平成 21 年 1 月 22 日の選定委員会において当初、別の事業者が指定管理者の候補者に決定されたが、その別の事業者には長崎県内に主たる事務所がなく、応募資格がなかったということが事後的に判明し、最終的に長崎県ビルメンテナンス事業協同組合を候補者に決定した。

選定委員

外部委員 5 名

選定結果 (審査評価)

148 点 (200 点満点) 適当 4 名、不適當 1 名

選定理由

- ・ 3 年間の管理実績がある。
- ・ 類似施設の管理実績がある。
- ・ 利用者数が増加している。
- ・ 事業計画において経費縮減に努め、県負担金の減額を図っていること。

(ウ) 第 3 期

応募期間

平成 23 年 8 月 1 日～同月 31 日

応募団体

1 団体

選定方法

平成 23 年 10 月 6 日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、長崎県ビルメンテナンス事業協同組合を候補者に決定した。

選定委員

外部委 5 名、内部委員 1 名

選定結果（審査評価）

439 点（540 点満点）

選定理由

- ・ 県民の目線に立ち、会議室の利便性の向上や会館のイメージアップを視野に入れた施設運営を実施しようとしていること。
- ・ 過去 6 年間の管理実績に基づくノウハウを活かし、より効果的・効率的な事業計画が出されていること。
- ・ 組合の財務状況も良好であり、安定的な管理運営が期待できるとともに、経費全般の縮減に努め、低額な県負担金で効率的な運営が期待できること。

（エ）第 4 期

応募期間

平成 26 年 8 月 1 日～同年 9 月 1 日

応募団体

1 団体

選定方法

平成 26 年 10 月 7 日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、長崎県ビルメンテナンス事業協同組合を候補者に決定した。

選定委員

外部委員 5 名、内部委員 1 名

選定結果（審査評価）

488 点（540 点満点）

選定理由

- ・ 組合本体の経営は非常に安定しており、施設についても、安定的な管理運営が期待できる。

- ・ 過去の指定管理実績を踏まえ、次期 3 年間の計画が出されている。
- ・ 省エネなど時代に即した課題に対しても、対応策が考えられている。
- ・ 建物が老朽化する中で、今後の運営に対しても、積極的に取り組む姿勢が見える。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担

会館の管理運営に必要な経費の額や支払い方法については、事業年度ごとに、乙（指定管理者）が提出する事業計画書に基づき、甲（長崎県）の予算の範囲内で、甲乙協議の上定めるものとする（「長崎県勤労福祉会館の管理運営に関する基本協定書」第 10 条、第 2 期までは第 9 条）。

その上で、各年度の「長崎県勤労福祉会館の管理運営に関する協定書」第 3 条において負担金の金額を定めている。

（イ）負担金の支弁方法（年度協定書）

各年度の「長崎県勤労福祉会館の管理運営に関する協定書」第 4 条により、半期ごとに半額ずつ支払われるように定められている。

（ウ）精算

基本協定書、年度協定書に定めなし。

（エ）リスク分担（「長崎県勤労福祉会館の管理運営に関する基本協定書」第 24 条、第 2 期までは第 22 条）

施設設備の損傷や第三者への賠償等に関するリスク分担については、以下の「責任・リスク役割分担」のとおり定められている（長崎県勤労福祉会館の管理運営に関する基本協定書」別添）。

なお、「長崎県勤労福祉会館の管理運営に関する基本協定書」別添には、リスクの種類として、以下の外、物価変動・金利変動・法令の変更・セキュリティ等がある。

リスクの種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望への対応		○
	指定管理者業務に対する住民及び利用者からの反対や要望への対応	○	
	開館時間外の利用者の利用に関する対応		○
	上記以外	○	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他県または指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修繕等による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
設備等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

イ 県負担金の有無・推移

年度	県負担金(千円)	年度	県負担金(千円)
平成 18 年	6,930	平成 23 年	3,150
平成 19 年	6,809	平成 24 年	3,150
平成 20 年	6,809	平成 25 年	3,150
平成 21 年	3,150	平成 26 年	3,240
平成 22 年	3,150		

(4) 特筆すべき事項

ア 応募資格 - 「県内に主たる事務所を有すること」(意見)

前述したとおり、第 2 期については、2 度にわたって指定管理者の募集を行っており、2 度目の募集において、当初は別の事業者が指定管理者の候補者に決定された。しかし、この別の事業者は、長崎県内に主たる事務所がなく、応募資格を満たさなかったため、最終的には長崎県ビルメンテナンス事業協同組合を候補者に決定した。

そこで、応募資格の「県内に主たる事務所を有すること」の是非について検討する。

この点、県内の産業振興という観点からすれば、長崎県内に主たる事務所を有するという条件を付することも一定の理由があるようにも思える。

しかし、指定管理者の制度目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」であり、かかる制度目的を達成するために、指定管理者の応募資格を県内に主たる事務所を有するものに限定する必要性は存在しない。

そもそも、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に記載されているとおり、指定管理者を公募する趣旨が「幅広い参入の機会を確保」することにあることからすれば、県外の事業者を排除する理由は存在しない。

したがって、応募資格の「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」については、見直しも含めて検討することが望ましい(意見)

イ 第3期目以降は1社のみしか応募がなかったこと

本施設については、第1期では5団体、第2期には2団体(2回目)の応募があったが、第3期以降は既に指定管理者となっている1団体のみであった。

一方では既に指定管理者とされている事業者には、ノウハウがあり、どの程度コストをかければよいのか分かるのであるが、他方では新規参入を検討する事業者としては、参入を希望しても必要なコストが分からず及び腰になるという問題があり、それが新規参入を阻んでいると思われる。

公募を行う趣旨が、ガイドラインに記載されているとおり「幅広い参入の機会を確保」する点にある以上、そのための工夫が望まれる。但し、この点については、意見ではなく、問題点の指摘にとどめる。

ウ 定期清掃費用について(意見)

(ア) 経費節減の工夫

長崎県の本施設への負担金は、指定管理者制度導入前が1,200万円程度であったのに対し、第1期は680万円程度、第2期以降は300万円程度となっている。

これは、当直を廃止して機械式警備に変更したり、経理に専属の者を雇用するのではなく、指定管理者である長崎県ビルメンテナンス事業協同組合の事務局が兼務したりするなどの経費節減の工夫がなされていることによる。

このように経費節減の工夫がなされていることは、指定管理者の制度が生かされていることの証である。

(イ) 留意点

指定管理者制度を導入した場合の地方自治体のメリットは、外注することそれ自体にある。施設の運営には、その業務に習熟する必要があるが、地方自治体の職員は2~3年ごとに転勤があるので、業務に習熟したら転勤となる。これに対し、指定管理者は継続して施設の運営業務に携わることができる。このように施設の運営業務に習熟した指定管理者に施設の運営を委ねることによって、地方自治体は、施設の運営自体に人を割かないでよくなり、また、管理職クラスの給与を支払う必要がなくなるのであり、限られた人的・物的資源を他の部門に振り分けることができるようになるのである。

このように地方自治体側には、指定管理制度を導入することそれ自体

にメリットがあるのであるから、本来経費として積算されるものは経費として上げるよう促すべきであり、指定管理者となった者または指定管理者になることを希望する者に対し、必要以上に経費節減を行わせることは、好ましくないとと思われる。

この点、指定管理者の経費節減の工夫の中に、定期清掃を指定管理者である長崎県ビルメンテナンス事業協同組合の組合員が無償で行っているということがある。経費節減の工夫の一環ではあり、それ自体は工夫として評価すべきものではあるが、本来は、人件費にあげて積算すべきと思われる。

したがって、定期清掃の費用については、人件費に含めて積算することが望ましい（意見）。

エ 事業所税について（指摘事項）

本施設は事業所面積が 1,000 m²を超えるため、指定管理者である長崎県ビルメンテナンス事業協同組合は事業所税を申告納付する義務がある。

ここで、指定管理者制度を導入している場合の課税関係について整理する。

長崎市が発行する「事業所税申告のてびき」によれば、指定管理者事業の事業主体として、「県、市から公の施設の指定管理者として指定された事業者は、利用料金制度をとっており、その収入を自己に帰属できる場合、県、市から受け取る負担金等と利用料金収入との割合を比較して、利用料金収入が全体の収入のおおむね 5 割を超える場合にはその指定管理事業は当該指定管理者の事業となり、事業所税が課税されます。」とされている。

そして、本施設における平成 26 年度の全体収入は 2,400 万円、室料（利用料金）収入は 1,914 万円であるから、利用料金収入が 5 割を超えている。したがって、事業主体は指定管理者となり、長崎県ビルメンテナンス事業協同組合が事業所税を負担すべきとなる。

また、平成 17 年 11 月 14 日総税市第 59 号「指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて」においては、納税義務者の判定について、以下のように取り扱うべきとされている。

「（中略）ただし、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けている場合については、主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となるものである。（以下省略）」

そして、本施設も「主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合」に該当する以上、この点からも本施設は事業所税の事業主体と理解できる。

そうすると、当該事業所税の支出額のうち、本施設の事業所面積に相当する部分については、指定管理事業にかかる収支精算書において計上されるべきである。

しかしながら、収支精算書および関連資料を確認したところ、事業所税負担額は計上されていない。

これは、長崎県勤労福祉会館指定管理者募集要領において、管理運営経費等のうち事業所税の扱いとして、「長崎県勤労福祉会館には事業所税が課税される場合があります。事業所税は、指定管理者の負担とし、県が支払う負担金には当該経費を含まないものとします。事業計画書は事業所税を含めず作成すること。」と明記されていることに起因するものである(なお、このような記載は、少なくとも平成20年度以降のいずれの募集要領においても同様に存在した。)。

かかる募集要領に従うなら、利用料収入により指定管理事業が行われているからこそ、指定管理者に事業所税が課されているにもかかわらず、利用料収入により指定管理事業を運営した結果生じるコストを、事業計画書或いは収支精算書に含めてはならないということになってしまう。

しかし、これでは事業計画書及び収支精算書において期間対応されるべき収益(利用料収入)と費用(事業所税)との整合性を明らかに否定するものとなる。よって、事業計画書に事業所税の負担を含めてはならない、すなわち、収支精算書に反映させてはならないという取り扱いは不適切と言わざるを得ない。

したがって、事業所税の負担のうち、指定管理事業に係るものについては、事業計画書および収支精算書に計上するよう募集要領等における取り扱いを改定すべきである(指摘事項)。

オ 消費税および法人税等の負担について

(ア) 消費税について(指摘事項)

長崎県勤労福祉会館の指定管理事業にかかる収支精算書は税込経理がされている。

しかしながら、収支精算書上、指定管理事業において負担すべき消費税相当額が計上されていない。

税抜経理であれば、売上にかかる消費税は仮受消費税として、仕入お

よび経費にかかる消費税は仮払消費税として収支計算には影響を与えないのであるが、税込経理である以上、消費税相当額が計上されていないということは、収支差額である純利益が、本来あるべき金額よりも過大に計上されていることになる。

例えば、売上 216 円(うち消費税額 16 円)、仕入および経費 108 円(うち消費税額 8 円)とした場合、収支計算は、税抜経理若しくは税込経理に応じて以下のようなになる。

【計算例】 (単位：円)

	税抜経理	税込経理
売上高	200	216
仕入および経費	-100	-108
租税公課(消費税)		-8
純利益	100	100

ここで、本来、税抜経理をした場合の純利益と税込経理をした場合の純利益は理論上、一致するはずである。

現状、本施設の収支精算書では、上記【計算例】でいうところの租税公課(消費税)8 円が管理運営経費に含まれていないということである。

長崎県ビルメンテナンス事業協同組合は平成 18 年度より指定管理者となっていることから、平成 18 年度以降、収支精算書において、消費税相当額の租税公課の金額が過少計上、純利益の金額が過大計上され続けてきたことになる。

したがって、指定管理事業にかかる消費税相当額を管理運営経費に算入すべきである(指摘事項)。

(イ) 法人税等について(意見)

別紙「収支計算書推移表(税込)」のとおり、指定管理者制度導入後の平成 18 年度以降は、指定管理事業に限って言えば、毎年、純利益が発生しており、いわゆる黒字決算が続いている。

指定管理者である長崎県ビルメンテナンス事業協同組合は、指定管理事業とその他の事業を合算して法人税等の申告を行うが、全体として純利益が発生しているのであれば(ここでは便宜的に純利益 = 課税所得とする)、法人税等の納付が発生しているはずである。

そうであれば、指定管理事業で稼得した利益に対する法人税等相当額を、その年度の収支計算に織り込まなければ、適正な収支計算とはいえ

ない。

しかしながら、指定管理事業にかかる利益に対する法人税等相当額の算定にあたり、指定管理者が指定管理事業以外にも複数の事業を運営している場合、複数の事業で収支の変動は当然生じるわけであるから、一貫性のある、合理的な配賦基準を見出すことは難しいともいえる。

そこで、収支計算の前提を、法人税等相当額の配賦前、すなわち、税引前の収支金額と明確に定めれば、計算書類の信頼性は確保されると考える。

したがって、指定管理者が収支報告書を作成する際に、法人税等の計上は除外した上で、「指定管理事業にかかる法人税等相当額の影響は考慮していない」等の注記をするよう指導することが望ましい（意見）。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎県勤労福祉会館

(単位：千円)

科目	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	負担金収入	11,650	11,500	11,540	11,458	12,104	12,045	6,600	6,930	6,809	6,809	6,809	6,809
	室料収入	15,525	16,572	15,635	16,699	15,518	16,781	16,617	18,371	18,375	21,013	19,000	20,365
	雑収入	0	29	30	16		36	1,055	1,290	1,260	1,522	1,260	1,530
	収入計	27,175	28,101	27,205	28,173	27,622	28,862	24,272	26,591	26,444	29,344	27,069	28,704
支出	人件費	6,484	6,341	6,401	6,208	6,401	5,317	9,156	11,852	12,075	12,092	12,075	11,890
	光熱水費	5,600	6,121	6,180	5,624	6,343	6,216	5,790	4,573	4,515	6,351	5,040	5,841
	保守管理費	10,224	10,052	10,091	9,704	10,735	9,977	2,865	3,462	3,150	3,298	3,150	3,229
	修繕費	1,531	2,671	1,711	3,203	1,503	4,339	2,700	2,856	3,150	3,179	3,150	2,786
	その他経費	3,336	2,916	2,822	3,707	2,640	3,013	2,507	2,271	2,205	1,682	2,205	1,363
	支出計	27,175	28,101	27,205	28,446	27,622	28,862	23,018	25,014	25,095	26,602	25,620	25,109
収支差額	0	0	0	273	0	0	1,254	1,577	1,349	2,742	1,449	3,595	

科目	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	予算()	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	負担金収入	3,000	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150	3,240	3,240
	室料収入	19,000	18,570	18,900	17,588	18,375	18,313	18,480	18,716	18,900	18,144	19,440
	雑収入	1,300	1,514	1,365	1,472	1,365	1,525	1,365	1,459	1,365	1,482	1,403
	収入計	23,300	23,234	23,415	22,210	22,890	22,988	22,995	23,325	23,415	22,776	24,083
支出	人件費	11,000	10,285	10,406	10,285	10,406	10,138	10,573	10,259	9,518	9,163	9,740
	光熱水費	6,300	5,472	6,300	5,453	5,880	5,539	5,460	5,409	5,985	5,943	6,264
	保守管理費	2,000	2,183	2,100	2,181	2,205	2,180	2,205	2,180	2,310	2,177	2,376
	修繕費	1,500	1,581	1,585	1,622	1,680	1,686	1,680	1,591	1,785	1,888	1,836
	その他経費	1,500	1,464	1,343	1,432	1,333	1,312	3,077	1,245	1,733	1,058	1,856
	支出計	22,300	20,985	21,734	20,973	21,504	20,855	22,995	20,684	21,331	20,229	22,072
収支差額	1,000	2,249	1,681	1,237	1,386	2,133	0	2,641	2,084	2,547	2,011	

() 税込金額不明のため、税抜金額を記載。

12 長崎県民の森

(1) 施設概要

設置目的	県民に森林とのふれあいの場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに森林愛護の精神の高揚をはかるため。
設置年月日	昭和 43 年 3 月 27 日
所在地	長崎市神浦北大中尾町上アマサキ 693 番 2
施設内容	面積 382ha 12 種類の森（清流、野鳥、茸、紅葉の森など）、森林館、冒険広場アスレチック、水車小屋、ロッジ、オートキャンプ場、天文台など

施設の利用料金体系	有料施設				有料施設					
	区分	単位	金額	区分	単位	金額	金額			
施設の利用料金体系	オートキャンプ場	二階建てバンガロー (8名用)	1棟1泊5名まで	11,310円	バンガロー平屋建(5名用)	(宿泊)	1棟	2,570円		
			1名追加につき	1,020円		(一時使用)	1棟	1,020円		
		平屋建てバンガロー (5名用)	1棟1泊	8,740円	常設テント	(宿泊)	1棟	1,540円		
			バンガロー (全棟) 一時利用	1棟1回3時間まで		2,160円	(一時使用)	1棟	410円	
		3時間を越え1h毎		720円	炊事棟	炊事棟のみ一時使用	大人	1回	100円	
		常設テント (電気、水道付き)	1張1泊	4,620円			小・中学生	1回	50円	
			芝張サイト (電気、水道付き)	1張1回3時間まで	1,540円	森の交流館(ロッジ)	宿泊	教育行事に使用する場合	(小学生及び中学生)	1人1泊
		3時間を越え1h毎		300円	(上記以外の者)				1,540円	
		常設テント (電気、水道付き)	1張1泊	3,080円	その他	教育行事に使用する場合	(小学生及び中学生)	1人1回	100円	
			1張1回3時間まで	1,020円					(上記以外の者)	200円
	芝張サイト (電気、水道付き)	1張1回3時間まで	300円	その他	その他	(小学生及び中学生)	1人1回	250円		
		3時間を越え1h毎	1,020円					(上記以外の者)	510円	
	二階建てバンガロー (8名用)	1棟1泊5名まで	8,740円	実施棟	教育行事に使用する場合	(小学生及び中学生)	1人1回	50円		
		1名追加につき	1,020円					(上記以外の者)	100円	
	平屋建てバンガロー (5名用)	1棟1泊	6,680円	その他	その他	(小学生及び中学生)	1人1回	100円		
		バンガロー (全棟) 一時利用	1棟1回3時間まで					2,160円	(上記以外の者)	200円
	3時間を越え1h毎		720円	天文台	1年間を通じて繰り返し使用許可を受ける者として知事が認める場合	(小学生及び中学生)	1人1回	510円		
	常設テント	1張1泊	2,050円					(上記以外の者)	1,020円	
		常設テント	1張1回3時間まで	510円	上記以外の場合	(小学生及び中学生)	1人1回	100円		
	3時間を越え1h毎		100円	(上記以外の者)				200円		
常設テント	1名-バイク等(泊)	1,020円	上記以外の場合	(小学生及び中学生)	1人1回	100円				
						(上記以外の者)	200円			

設置条例	長崎県県民の森条例
所管課	農林部 林政課
指定管理者	一般社団法人 長崎県林業コンサルタント
職員数	常勤 16 名 非常勤 19 名
開園時間	午前 9 時～午後 5 時
休園日	12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 21 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	社団法人 長崎県林業コン サルタント	公募
平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	社団法人 長崎県林業コン サルタント	公募
平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という。)	社団法人 長崎県林業コン サルタント	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

応募期間

平成 17 年 9 月 1 日～同月 30 日

応募団体

3 団体

選定方法

平成 17 年 10 月 26 日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、候補者として選定した。

選定委員

外部委員 4 名

選定結果(審査評価)

78.25 点(100 点満点で 4 人の平均点)

選定理由

- ・ 県民の森の活用についてのコンセプトや基本的な考え方が、将来

につなぐビジョンとして評価できた。

- ・ 県民の森の教育機能への取り組みについても一定の評価ができる。
- ・ 経営面においても資料から安定的に事業展開できると判断された。

(イ) 第2期

応募期間

平成20年7月1日～同月31日

応募団体

1団体

選定方法

平成20年9月11日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し候補者として選定した。

選定委員

外部委員4名

選定結果(審査評価)

85.75点(100点満点の4名の委員の平均点)

選定理由

- ・ 上記平均点を踏まえ、指定管理者として、適任であると判断された。

(ウ) 第3期

応募期間

平成23年7月1日～同月29日

応募団体

1団体

選定方法

平成23年9月7日、下記の選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、社団法人長崎県林業コンサルタントを候補者に決定した。

選定委員

外部委員6名

選定結果(審査評価)

85.5点(100点満点の6名の平均点)

選定理由

- ・ 地域住民やボランティアグループ等と連携した計画が立てられ、

地域の活性化に寄与している。

- ・ 来客者の増のため、病院、介護団体、福祉団体への呼びかけや、学校、企業への訪問・説明会等の企画が計画されている。
- ・ 森の癒しサポーターの養成等を行い、保養と健康づくりのための「ながさき版森の癒し」の策定が計画されている。
- ・ 県民の森の発展性という観点から判断した場合、指定管理者として適任であると判断される。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担

長崎県は、指定管理業務の実施の対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払う（長崎県民の森の管理に関する基本協定書第 24 条 1 項）。

（イ）負担金の支弁方法

長崎県が指定管理者に対して支払う指定管理料及びその支払い等の詳細については、年度協定書に定めるものとする（長崎県民の森の管理に関する基本協定書第 24 条 2 項）。

（ウ）精算

基本協定書、年度協定書に定めなし。

（エ）責任・リスク分担

施設設備の損傷や第三者への賠償等に関する責任・リスク分担については、「長崎県民の森の管理に関する基本協定書」（第 14 条～第 16 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条）に記載のとおりであるが、表にまとめると次のようになる。

リスクの種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
県民の森の施設の改修等	県民の森の施設の改修、改造、増築、移設（第 14 条 1 項）	○	
	県民の森の施設の補修・修繕で 1 件について 30 万円（消費税及び地方消費税含む。）以上のもの（第 14 条第 3 項）	○	

	県民の森の施設の補修・修繕で1件について30万円(消費税及び地方消費税含む。)未満のもの(第14条第3項)		○
緊急時の対応	緊急措置対応(第15条1項)		○
	原因調査(第15条2項)		○ 県と協力して行う
苦情への対応	指定管理業務の実施に関する事項と原因調査(第16条1項)		○
	指定管理業務の実施に関する事項以外の苦情対応(第16条2項)		○
	指定管理業務の実施に関する事項以外の原因調査と問題解決(第16条2項)	共同して行う	
施設等の損傷の損害賠償責任	指定管理者の故意過失(第29条)		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由(第30条1項本文)		○
	長崎県の責めに帰すべき事由及び双方の責めに帰することができない事由(第30条1項但書)	○	
不可抗力	対応措置(第32条)		○
	損害・損失・増加費用の負担(第33条)	○	

(3) 施設の利用状況

ア 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

イ 県負担金の有無・推移

年度	県負担金(千円)	年度	県負担金(千円)
平成18年	60,500	平成23年	59,000
平成19年	60,000	平成24年	59,000
平成20年	60,000	平成25年	59,000
平成21年	59,000	平成26年	60,685
平成22年	59,000		

(4) 特筆すべき事項

ア 第2期以降は1社のみしか応募がなかったこと

本施設については、第1期では3事業者の応募があったが、第2期以降は既に指定管理者となっている1事業者のみであった。

一方では既に指定管理者とされている事業者には、ノウハウがあり、どの程度コストをかければよいのか分かるのであるが、他方では新規参入を検討する事業者としては、参入を希望しても必要なコストが分からず及び腰になるという問題があり、そのような事情が新規参入を阻んでいると思われる。特に本施設は、382haという広大な敷地を有し、他の類似施設と比較しても広く、広大な敷地を有するがために、必要なコストの見積もりがより行いにくい要因となっているものと思われる。

公募を行う趣旨が、ガイドラインに記載されているとおり「幅広い参入の機会を確保」する点にある以上、そのための工夫が望まれる。但し、この点については、意見ではなく、問題提起にとどめる。

イ 応募資格 - 「長崎県内に事務所を有していること」

本施設では、第2期以降、既に指定管理者になっている1事業者以外には応募はなかった。そこで、応募資格の「長崎県内に事務所を有していること（主たる事務所であることは問わず、事務所を有していない場合は、協定締結の日までに長崎県内に事務所を設置することが可能であること）」が応募の障害になっていないかについて検討する。

この点、かっこ内の（主たる事務所であることは問わず、事務所を有していない場合は、協定締結の日までに長崎県内に事務所を設置することが可能であること）も併せて考えると、長崎県内に事務所を有していることを要求している趣旨は、長崎県内の施設の指定管理者になるのであるから長崎県内に事務を行う場所が必要になることを前提に、協定締結の日までに長崎県内に事務所を設置すればよいとすることで、幅広い参入の機会を確保することにある。

この点、指定管理者の制度目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等をはかること」であり、県内に主たる事務所を有するものに限定するものではない。また、公募の趣旨がガイドラインにも記載してあるように、「幅広い参入の機会を確保」することにあることからすれば、県外の事業者を排除する理由はない。

このように、応募資格の「長崎県内に事務所を有していること（主たる

事務所であることは問わず、事務所を有していない場合は、協定締結の日までに長崎県内に事務所を設置することが可能であること)」については、指定管理者制度の目的や公募の趣旨に合致している。

したがって、応募資格は、応募の障害になっていない。

今後も、応募資格を限定することなく公募を行うことが望ましい。

ウ 一部遊具が使用禁止になっていることについて（意見）

本施設は、県民に森林とのふれあいの場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに森林愛護の精神の高揚をはかることを目的としていることから、木造の遊具が多い。

しかし、木造であるが故に風雨にさらされ、一部の遊具の根元の部分が腐っており使用禁止となっている。また、遊具についているロープの網の目の大きさが現在の基準に適合していない危険なものもある。

利用者に対する安全確保が重要であることは言うまでもなく、改修等を伴う危険な遊具や施設（入り口の木造の柱が腐っているトイレもある。）については、早急に改修を行うべきである（意見）。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎県民の森

(単位：千円)

科目	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	負担金収入	60,500	60,500	60,000	60,000	60,000	60,000	59,000	59,000	59,000	59,000
	利用料収入	13,000	13,754	13,100	14,429	13,100	14,429	15,000	14,726	15,200	12,474
	その他収入	1,000	4,219	1,400	4,798	1,400	4,798	4,500	4,137	4,500	3,492
	雑収入	0	312	0	121		121		394		192
	収入計	74,500	78,785	74,500	79,348	74,500	79,348	78,500	78,257	78,700	75,158
支出	人件費	26,022	24,798	31,130	25,399	31,130	25,399	31,410	24,875	31,410	24,812
	賃金	17,280	17,133	17,130	17,283	17,130	17,283	16,750	15,989	16,750	15,613
	法定福利費	6,154	4,799	0	5,319	0	5,319	0	5,123	0	5,548
	電気料金	4,100	4,438	4,200	4,367	4,200	4,367	4,600	4,283	4,600	4,306
	燃料費	1,300	1,652	1,640	1,905	1,640	1,905	1,550	1,122	1,550	1,216
	印刷・消耗品費	2,700	2,362	2,700	1,998	2,700	1,998	1,610	3,022	2,000	2,108
	法定点検料	7,397	7,471	7,050	6,987	7,050	6,987	6,890	6,886	6,890	6,706
	修繕費	1,500	1,581	1,500	1,539	1,500	1,539	1,500	1,584	1,500	1,565
	委託料	4,570	3,044	4,874	3,127	4,874	3,127	3,310	2,144	3,310	2,479
	公課費	9	3,110	46	2,954	46	2,954	2,900	2,477	2,900	2,456
	使用料・賃借料	1,100	1,549	1,633	1,568	1,633	1,568	1,650	1,241	1,320	1,258
	雑仕入	0	2,675	0	2,862	0	2,862	2,700	2,591	2,700	2,087
	その他事業経費	2,368	3,170	2,597	3,108	2,597	3,108	3,630	4,623	3,770	3,899
	支出計	74,500	77,782	74,500	78,416	74,500	78,416	78,500	75,960	78,700	74,053
収支差額	0	1,003	0	932	0	932	0	2,297	0	1,105	

科目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	負担金収入	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000	59,000	60,685	60,685
	利用料収入	15,500	13,251	13,890	13,949	14,180	13,880	14,380	14,677
	その他収入	4,500	3,419	4,110	2,510	2,370	2,637	2,135	1,640
	雑収入		270		376				564
	収入計	79,000	75,940	77,000	75,835	75,550	75,517	77,200	77,566
支出	人件費	31,410	25,536	31,900	31,699	31,600	31,948	31,780	31,809
	賃金	16,750	16,588	16,710	17,060	17,190	16,317	17,060	16,815
	法定福利費	0	5,686						
	電気料金	4,600	4,162	4,520	4,355	4,390	3,953	4,480	4,233
	燃料費	1,550	1,211	1,890	1,969	2,180	2,127	2,030	2,129
	印刷・消耗品費	1,810	1,639	2,270	2,231	2,700	2,587	2,260	2,248
	法定点検料	6,890	6,701	6,780	6,485	6,490	6,554	6,730	6,696
	修繕費	1,500	1,513	1,500	1,558	1,500	1,787	1,500	1,574
	委託料	3,310	3,003	2,830	2,929	3,030	2,966	3,010	3,132
	公課費	2,900	2,369	2,440	2,384	2,440	2,422	3,970	3,895
	使用料・賃借料	1,650	1,225	1,270	999	1,000	1,016	1,110	1,107
	雑仕入	2,700	1,944	2,300	1,227	350	455	410	388
	その他事業経費	3,930	4,385	2,590	2,587	2,680	2,514	2,860	2,755
支出計	79,000	75,962	77,000	75,483	75,550	74,646	77,200	76,781	
収支差額	0	22	0	352	0	871	0	785	

13 田平公園、平戸公園

(1) 施設概要

田平公園

設置目的	都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、レクリエーションや交流の場として公共の福祉に寄与する																																						
設置年月日	昭和 54 年 4 月 1 日																																						
所在地	平戸市田平町																																						
面積	199,259 m ² (開設面積) 建物 (休憩所) 471.36 m ²																																						
設置法令	都市公園法第 2 条の 2																																						
所管課	土木部 都市計画課																																						
指定管理者	一般社団法人長崎県公園緑地協会																																						
職員数	所長 1 名、副所長 1 名、庶務係員 1 名、作業員 1 名、作業員補助 3 名 (平戸公園と共通)																																						
開園時間	9:00 ~ 22:00 (但し、テニスコート・運動場は、9:00 ~ 21:00)																																						
休園日	12 月 29 日 ~ 1 月 3 日																																						
施設・設備の概要	駐車場 (5 か所 358 台) 運動広場、テニスコート、ゲートボール場、子供遊戯広場、花のステージ、展望台、自由広場																																						
利用料金等	<p>いずれも専用利用のみ</p> <table border="0"> <tr> <td>運動広場 A コート</td> <td>一般</td> <td>1 面 1 時間</td> <td>650 円</td> </tr> <tr> <td>又は B コート</td> <td>高校生以下</td> <td>1 面 1 時間</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明</td> <td>1 面 30 分</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">A B コート同時使用は倍の料金</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>一般</td> <td>平日 1 時間</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>休日 1 時間</td> <td>550 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生以下</td> <td>平日 1 時間</td> <td>200 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>休日 1 時間</td> <td>250 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照明 (全灯)</td> <td>30 分</td> <td>400 円</td> </tr> </table>			運動広場 A コート	一般	1 面 1 時間	650 円	又は B コート	高校生以下	1 面 1 時間	300 円		照明	1 面 30 分	700 円	A B コート同時使用は倍の料金				テニスコート	一般	平日 1 時間	300 円			休日 1 時間	550 円		高校生以下	平日 1 時間	200 円			休日 1 時間	250 円		照明 (全灯)	30 分	400 円
運動広場 A コート	一般	1 面 1 時間	650 円																																				
又は B コート	高校生以下	1 面 1 時間	300 円																																				
	照明	1 面 30 分	700 円																																				
A B コート同時使用は倍の料金																																							
テニスコート	一般	平日 1 時間	300 円																																				
		休日 1 時間	550 円																																				
	高校生以下	平日 1 時間	200 円																																				
		休日 1 時間	250 円																																				
	照明 (全灯)	30 分	400 円																																				

平戸公園

設置目的	都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、レクリエーションや交流の場として公共の福祉に寄与する
設置年月日	昭和 52 年 4 月 1 日
所在地	平戸市岩の上町
面積	144,000 m ² (開設面積) 建物(展望所) 199.1 m ²
設置法令	都市公園法第 2 条の 2
所管課	土木部 都市計画課
指定管理者	一般社団法人長崎県公園緑地協会
職員数	所長 1 名、副所長 1 名、庶務係員 1 名、作業員 1 名、作業員補 3 名(田平公園と共通)
開園時間	9:00 ~ 22:00
休園日	12 月 29 日 ~ 1 月 3 日
施設・設備の概要	駐車場(2 か所 93 台)、ふれあい広場、展望広場、花園広場、海浜広場、児童遊戯コーナー、展望台
利用料金等	有料公園施設なし 公園内露店などは、行為許可料金設定あり

(2) 指定管理者の選定経緯等

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 21 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	一般社団法人長崎県公園緑地協会	公募
平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 26 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	同上	公募
平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という。)	同上	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

応募期間

平成 17 年 8 月 22 日～同年 9 月 20 日

応募団体

5 団体（一般社団法人長崎県公園緑地協会 外 4 者）

選定方法

時期は不明であるが、選定委員会を開催し、一次審査（事業計画内容等の書類審査）、二次審査（ヒアリング審査）を経て委員会の意見を踏まえ決定。

選定委員

人数、具体的な構成は不明であるが、すべて外部有識者

選定結果（審査評価）

379 点（500 点満点） 次点は 314 点

選定理由

- ・ 公園の概念の把握ができており確実な管理ができる。また、利用計画においてもこれを上回る魅力的な提案は見当たらない。

（イ）第 2 期

応募期間

平成 20 年 8 月 13 日～同年 9 月 4 日

応募団体

1 団体（一般社団法人長崎県公園緑地協会）

選定方法

平成 20 年 9 月 1 日から同年 10 月 21 日まで、5 回の選定委員会を開催し、1 次審査（事業計画内容等の書類審査）、2 次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を経て委員による採点后、審議の上、候補者を選定。

選定委員

不明

選定結果（審査評価）

500 点満点の約 80% を獲得。詳細不明。

選定理由

- ・ 申請者は 1 者であり、得点も 500 点満点の約 80% を獲得しており妥当である。
- ・ 施設管理はしっかりしている。

（ウ）第 3 期

応募期間

平成 25 年 8 月 6 日 ~ 同年 8 月 30 日

応募団体

1 団体（一般社団法人長崎県公園緑地協会）

選定方法

県管理港湾施設 4 施設、県立都市公園 3 施設を対象に、平成 25 年 7 月 25 日から同年 10 月 9 日まで、下記 5 名の委員で 4 回の選定委員会を開催し、1 次審査（事業計画内容等の書類審査）、2 次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を経て委員による採点后、審議の上、候補者を選定。

選定委員

学識経験者 2 名、婦人団体関係者 1 名、公共施設経営に関する有識者 1 名、財務会計に関する専門家 1 名

選定結果（審査評価）

345 点（400 点満点）

選定理由

- ・ 公園の維持管理について十分な体制を整えている。県民のレクリエーション振興等に努めるとともに、地元と連携して観光客誘致にも積極的である。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担（平成 26 年 3 月 18 日付「基本協定」第 24 条以下。）

（指定管理料の支払い）

第 24 条 甲（長崎県）は、指定管理業務の実施の対価として、乙（公園緑地協会）に対し、指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料及びその支払い等の詳細については年度協定に定めるものとする。

（指定管理料の限度額）

第 25 条 甲と乙は、指定管理期間における指定管理料の限度額は、左欄の期間に対し、右欄に示す金額のとおりであることを確認する。

期間	金額
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	38,575,000 円

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	38,860,000 円
平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	39,150,000 円
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで	39,133,000 円
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	39,116,000 円

(指定管理料の変更)

第 26 条 甲又は乙は、指定管理期間中において、賃金水準又は物価水準の著しい変動により当初合意された指定管理料が不適当になったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金)

第 27 条 乙は、条例 25 条第 3 項の規定に基づきあらかじめ甲の承認を受けて、条例第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者及び条例第 7 条第 3 項の承認を受けた者から徴収する料金（以下「利用料金」という。）を定めることができる。

2 徴収した利用料金は、乙の収入とする。

(イ) 負担金の支弁方法等 (「平成 27 年度協定」第 5 条)

(指定管理料の支払い)

第 5 条 甲 (長崎県) は、指定管理業務の実施の対価として、金 38,571,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。) を支払うものとする。

2 甲は、前項の指定管理料を、乙 (公園緑地協会) の請求に基づき、下記のとおり四半期毎に前金払いにより分割して支払うものとする。

支払いの時期	金額
平成 27 年 4 月	9,642,750 円
平成 27 年 7 月	9,642,750 円
平成 27 年 10 月	9,642,750 円
平成 28 年 1 月	9,642,750 円

(ウ) 精算

精算の規定はない。

(エ) リスク管理・責任分担

施設等の改修・修繕及び災害や事故等が発生した場合の管理責任に関するリスク分担については、以下のリスク分担表は作成されているが、募集要領に記載されているのみで、基本協定、年度協定に分担表はない。

リスクの種類	内容	負担者	
		指定管理者	県
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望への対応		
	上記以外		
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更		
	上記以外		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更		
	一般的な税制変更		
事業の変更	県の責めによる理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
	上記以外		
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		
施設・設備の損傷	指定管理者の故意または過失によるもの		

	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
第三者への賠償	指定管理者の故意または過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移（一般入園者はイベント・遠足申請数を含む。）

（単位：人）

	平戸公園	田平公園			
	一般入園者	テニスコート	運動広場	一般入園者	合計
H15	74,600	10,277	7,739	117,801	135,817
H16	68,400	10,105	10,474	108,141	128,720
H17	84,900	9,774	8,912	97,140	115,826
H18	169,729	9,030	14,997	146,484	170,511
H19	182,207	8,899	18,989	153,414	181,302
H20	196,576	7,946	23,425	197,549	228,920
H21	199,601	7,267	22,051	192,595	221,913
H22	172,580	7,814	20,474	148,841	177,129
H23	181,490	8,381	22,203	148,965	179,549
H24	191,465	8,280	21,036	145,589	174,905
H25	189,266	7,604	20,424	145,675	173,703
H26	186,328	6,461	19,090	152,455	178,006

*平成17年～18年ころ、一般入園者のカウント方法が変更されている。

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

年度	県負担金（千円）	年度	県負担金（千円）
平成 18 年	35,712	平成 23 年	35,380
平成 19 年	35,667	平成 24 年	35,360
平成 20 年	35,622	平成 25 年	35,340
平成 21 年	35,420	平成 26 年	38,575
平成 22 年	35,400		

(4) 特筆すべき事項

ア 貸与物品一覧に関して（指摘事項）

備品の取り扱いに関して、基本協定書第 18 条（甲による備品等の貸与）では下記のように定められている。

（甲による備品等の貸与）

第 18 条 甲は、別紙 3 に示す備品 1 種及び備品 2 種を、無償で乙に貸与する。ただし、県北振興局田平土木維持管理事務所所管の備品については、別途県北振興局田平土木維持管理事務所と乙との間で貸与契約を締結するものとする。

2 乙は、指定管理期間中、備品 1 種及び備品 2 種を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品 1 種は、経年劣化等により指定管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙との協議により必要に応じて甲の費用で購入又は調達するものとする。

4 備品 2 種は、経年劣化等により指定管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、乙は、甲と協議してその廃棄ができるものとする。

5 乙は、故意又は過失により備品 1 種又は備品 2 種を滅失又は毀損したときは、甲との協議より、甲に対しこれを弁償又は自己の費用で同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。この場合、その費用は、第 24 条の指定管理料金には算入できないものとする。

*	備品 1 種・・・	本来施設に備え付けるべきもの（サッカーゴール、ネット等）。県が購入・更新を行う。
*	備品 2 種・・・	維持管理業務に係るもの（芝刈機、噴霧器等）。県は購入・更新を行わない。

そして、基本協定書第 18 条第 1 項に規定された、県北振興局田平土木維持管理事務所と乙(指定管理者)との間で別途締結された貸与契約(「県有物品貸付契約書」)においては、備品 1 種として、ゴール、テニス用具、ネット、天幕、会議机、会議用椅子、格納庫等が記載され、備品 2 種として、草刈機、チェーンソー、芝刈機、研磨機、噴霧器、発電機等が記載されている。

しかし、指定管理者募集要項「4 備品管理業務」では、「県は維持管理業務のため、指定管理者に、資料 7『貸与備品一覧』に記載の備品の貸与を行う。」と記載された上、ここにいう資料 7 には貸与備品一覧として、下記の記載があるのみである。

【田平公園】

備品第 2 種

分類種目	品名	規格	数量
軽自動車	軽貨物自動車	マツダ DG62T-3022	1
農業機器類	草刈機(ラビット モア)	RM90V	1
農業機器類	コート・マット	TOKO TM-2	1

【平戸公園】

記載なし。

すなわち、指定管理者募集要領には、県北振興局田平土木維持管理事務所所管の備品の記載がなされていない。

県と指定管理者において適切な備品管理を可能とするためにも、本来は県北振興局田平土木維持管理事務所所管の備品も資料 7 に記載して、指定管理者にどのような備品が存在し、管理すべきであるのかを示すべきである(指摘事項)。

イ 精算条項について(意見)

負担金の取り扱いに関して、指定管理者募集要領「6 対象となる施設の管理運営経費等」において、下記のように定められている。

(1)公園の管理運営にかかる全ての費用は、県からの負担金及び利用料金収入並びにその他の収入をもって充てるものとします。

ただし、使用価値や効用を積極的に高めるために必要となる一定規模以上の修繕及び改良は、県が実施します。

(2) (3) 記載省略

(4) 県が支払う負担金の金額については、拠出された事業計画書に基づき、指定(予定)期間中にかかる協定を締結したうえで、予算の範囲内で支払います。

また基本協定書では、「第 6 章 指定管理料及び利用料金」において下記のように定められている。

(指定管理料の支払い)

第 24 条 甲は、指定管理業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料及びその支払い等の詳細については、年度協定に定めるものとする。

(指定管理料の限度額)

第 25 条 省略

(指定管理料の変更)

第 26 条 甲又は乙は、指定期間中において、賃金水準又は物価水準の著しい変動により当初合意された指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の適否については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金)

第 27 条 省略

さらに年度協定書においては、第 5 条 (指定管理料の支払い) で下記のように定められている。

(指定管理料の支払い)

第 5 条 甲は、指定管理業務の実施の対価として、金 円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 甲は、前項の指定管理料を、乙の請求に基づき、下記のとおり四半期毎に前金払いにより分割して支払うものとする。

以上のように、負担金の精算の有無に関して、募集要領、基本協定、年度協定いずれにも記載されていない。

たしかに、ガイドラインにおいて、利用料金制を導入した場合には、原則として精算しない旨規定されているものの、精算義務の有無については、重要な事項であることから、たとえ利用料金制を導入していたとしても、指定管理者との間で誤解が生じないように、基本協定等において明確に規定しておくことが望ましい（意見）。

ウ リスク分担に関して（指摘事項）

指定管理者制度の運用に関するガイドラインにおいて、リスク管理・責任分担事項として、「大規模修繕時における指定管理者と県の費用負担をはじめ、運営管理にかかる責任分担や不測の事態へのリスク管理について想定しうるものは、紛争防止のため募集要領において周知するとともに、協定等において事前に定めるものとする。」と記載されている。

この点、募集要領ではリスク分担表が作成されているものの、基本協定では、募集要領で記載されていたリスク分担表の全ての項目が規定されているわけではなく、そもそもリスク分担に関する条項が別個に定められていない。

基本協定においても、リスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作成すべきである（指摘事項）。

(別紙)

収支計算書推移表

田平公園・平戸公園

(単位：千円)

科目		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	利用料金収入	2,258	2,107	2,303	2,344	2,348	2,240	2,160	2,391	2,180	2,188
	県負担額	35,712	35,712	35,667	35,667	35,622	35,622	35,420	35,420	35,400	35,400
	その他の収入	200	0	200	0	200	315	200	13	200	0
	収入計	38,170	37,819	38,170	38,011	38,170	38,177	37,780	37,824	37,780	37,588
支出	人件費	7,498	7,499	7,499	7,643	7,499	7,664	7,374	7,374	7,373	7,373
	賃金	12,037	12,036	12,036	12,005	12,036	11,982	11,476	11,733	11,476	11,476
	電気料金	3,278	2,675	3,278	2,483	3,278	2,280	2,880	2,515	2,880	2,492
	上下水道料金	827	627	827	699	827	757	650	819	650	813
	その他の光熱費	91	66	91	64	91	68	69	43	70	40
	印刷費・消耗品費	4,566	1,630	4,566	2,070	4,566	2,268	1,625	1,818	1,625	1,724
	通信費	188	394	188	325	188	358	320	340	320	313
	法定点検料等	2,153	2,017	2,153	2,007	2,153	2,985	2,021	1,991	2,021	2,174
	修繕費	4,000	7,939	4,000	7,033	4,000	5,359	7,500	7,530	7,500	7,629
	保険料	22	24	22	36	22	40	24	45	24	39
	委託料	1,178	1,070	840	802	840	802	802	802	802	802
	公課費	398	997	398	1,007	398	1,017	972	988	972	965
	その他の経費	1,934	1,181	2,272	2,017	2,272	2,590	2,067	1,801	2,067	1,791
支出計	38,170	38,155	38,170	38,191	38,170	38,170	37,780	37,799	37,780	37,631	
収支差額		0	336	0	180	0	7	0	25	0	43

科目		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	利用料金収入	2,200	2,313	2,220	2,008	2,240	2,004	2,022	2,018
	県負担額	35,380	35,380	35,360	35,360	35,340	35,340	38,575	38,575
	その他の収入	200	18	200	435	200	771	205	643
	収入計	37,780	37,711	37,780	37,803	37,780	38,115	40,802	41,236
支出	人件費	7,373	7,378	7,373	7,370	7,374	7,630	7,544	7,544
	賃金	11,476	11,473	11,476	11,470	11,476	11,220	12,012	9,760
	電気料金	2,880	2,544	2,880	2,463	2,880	2,538	3,052	3,078
	上下水道料金	650	806	650	677	650	677	669	748
	その他の光熱費	70	39	70	40	70	39	72	32
	印刷費・消耗品費	1,625	1,359	1,625	1,583	1,625	2,146	1,672	1,253
	通信費	320	454	320	346	320	300	329	280
	法定点検料等	2,021	1,696	2,021	1,970	2,021	1,367	2,993	2,451
	修繕費	7,500	7,578	7,500	7,645	7,500	7,543	7,500	7,757
	保険料	24	77	24	180	24	79	180	308
	委託料	802	802	802	802	802	802	1,343	1,341
	公課費	972	965	972	972	972	984	1,564	1,475
	その他の経費	2,067	2,387	2,067	2,084	2,067	2,755	1,872	4,741
支出計	37,780	37,558	37,780	37,602	37,781	38,080	40,802	40,768	
収支差額		0	153	0	201	1	35	0	468

14 長崎県福江港ターミナルビル

(1) 施設概要

設置目的	福江港を利用する者の利便に供するため。
設置年月日	平成 17 年 3 月 25 日
所在地	五島市東浜町 2 丁目
面積	敷地面積 5,715 m ² 延床面積 2,330 m ²
設置条例	長崎県福江港ターミナルビル条例
所管課	土木部 港湾課
指定管理者	五島市
職員数	3 名（常勤 2 名、非常勤 1 名）
開館時間	午前 6:30～午後 9:00（ただし、臨時便運行及び荒天時などの場合は必要に応じ延長）
主な施設	待合室、切符売場、事務所・観光案内所、売店、食堂
施設の利用料金体系	旅客船・フェリーの一般利用者を対象とした利用料金は設定していない。 テナントとして以下の施設で商行為等を行う場合は、以下の利用料金を適用する。 切符売場；1 階 22,340 円/m ² ・年、2 階 17,500 円/m ² ・年 事務所等；1 階 26,300 円/m ² ・年、2 階 17,500 円/m ² ・年 売 店；1 階 24,990 円/m ² ・年、2 階 17,500 円/m ² ・年 食 堂；1 階 23,660 円/m ² ・年、2 階 16,550 円/m ² ・年

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 17 年 3 月 18 日 ～平成 37 年 3 月 31 日	五島市	非公募

イ 指定管理者の選定

(ア) 非公募理由

福江港ターミナルビルは、地元五島市（旧福江市）が管理することを前提として、県によって建設が進められてきたものであり、指定管理者制度の原則公募という考え方になじまない。

ガイドラインに定められた「公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」に該当する。

(イ) 選定委員会等

選定にあたって、選定委員会は開かれていない。よって、審査評価も行われていない。

ウ 指定管理者との契約内容(特に経費負担・負担金、リスク分担について)

(ア) 経費負担

県は、ターミナルビルの管理業務に関し、その経費を負担しないものとする(「長崎県福江港ターミナルビルの管理に関する協定書」第2条)。

(イ) リスク管理・責任分担

ターミナルビルに関し、補修、災害、及び事故等が発生した場合の責任負担についてのリスク分担については、以下の「リスク分担表」のとおり定められている(「『長崎県福江港ターミナルビル整備に関する覚書』の一部を変更する覚書」別紙2)。

なお、「『長崎県福江港ターミナルビル整備に関する覚書』の一部を変更する覚書」別紙2には、以下のリスクの種類の外に、物価変動・金利変動・法令の変更・税制度の変更・セキュリティ等の種類がある。

リスクの種類	内容	負担者	
		設置者	指定管理者
事業継続への支障又は変更に係る経費	条例第3条に係る施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		○
災害	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災など災害の発生に伴う施設、設備の修復による経費の増加		○
書類の誤り	県が責任を持つ書類の誤りによるもの		
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

施設等の損傷に伴う補修	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	
事故に伴う第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	県が整備した施設の施設整備上の瑕疵により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 利用者数の推移

年度	利用者数(人)	年度	利用者数(人)
平成 17 年	662,000	平成 22 年	597,000
平成 18 年	624,000	平成 23 年	601,000
平成 19 年	617,000	平成 24 年	591,000
平成 20 年	629,000	平成 25 年	591,000
平成 21 年	603,000	平成 26 年	585,000

イ 県負担金の有無

県の負担金はなし。

(4) 特筆すべき事項

ア 指定管理者の非公募による指定について(意見)

前述したとおり、福江港ターミナルビルにおける指定管理者の指定は、これまで平成 17 年度の 1 回しか行われていないところ、このときの指定は非公募により行われている。

そして、非公募とした理由は、「福江港ターミナルビルは、地元五島市(旧福江市)が管理することを前提として、県によって建設が進められてきたものであり、指定管理者制度の原則公募という考え方になじまない。」「ガイドラインに定められた『公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合』に該当する。」とされている。

ガイドラインにおいては、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するため、公募が原則」とされ、「特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば」例外的に非公募とできる旨規定されている。そして、公募を行わない例の1つとして「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」が挙げられている。

この点、福江港ターミナルビルの建設にあたっては、平成13年10月9日付けで福江市から県宛に「福江港新ターミナルビルの建設について」と題する書面が提出され、この中では、以下の事項が記載されている。

福江港新ターミナルビルについて、県による直接の建設事業として推進するよう要望すること。

県事業として認定された場合には、以下のことを確約すること。

）新ターミナルビル建設事業費については、建設事業費中、特別交付税措置による補填措置がなされた残額の償還分について、その1/2を地元自治体として負担すること。

）新ターミナルビル完成後は、その維持管理について地元自治体が行うこと。

すなわち、福江港ターミナルビルは、もともと福江市（現；五島市）からの要望に基いて建設が進められたものであるとともに、完成後の維持管理を福江市（現；五島市）が行うことが前提とされていた。

このような福江港ターミナルビルの建設経緯は、公募を行わない「特別な事情」に該当する。また、福江港の利用者の利便に供するという設置目的は、港湾整備という県の施策に密接に関係するものである。

しかし、そもそも福江港ターミナルビルの設置目的は、福江港の利用者の利便に供するという点にあり、かかる設置目的は、地元自治体以外の団体であっても達成することが可能だと思われる。

たしかに、指定管理者を決定した時期は、ガイドライン作成前であったし、実際は、公募したとしても、県の負担金がなく赤字施設である以上、応募する団体は五島市以外に存在しない可能性が高い。しかし、そうだからといって、安易に非公募とすることは、幅広い参入の機会を確保し選定手続きの公正かつ透明性確保という公募の趣旨に反することになりかねない。

今後、福江港ターミナルビルについて、県が指定管理者制度を維持して、その維持管理を継続するのであれば、公募することも検討することが望ましい（意見）。

イ 指定管理者の指定期間（意見）

五島市が指定管理者として指定された期間は、「平成 17 年 3 月 18 日から平成 37 年 3 月 31 日まで」の約 20 年とされている。

これは、県と五島市とが平成 17 年 11 月 1 日に取り交わした「長崎県福江港ターミナルビル整備に関する覚書」において、県がターミナルビル建設のための事業費として借り入れた港湾整備事業費債（以下「起債」という。）を、五島市の一定額の負担のもとで県が 20 年で償還し、償還完了（平成 36 年度）後にターミナルビルの所有権を県が五島市に無償譲渡する旨の約定が存在することと関係している。

この点、ガイドラインによれば、指定期間は、「会館等施設で維持管理業務が主たる業務の場合は 3 年以内」、「より安定的な慣例が必要で、業務に専門性が認められる場合は 5 年以内」が一応の目安とされている。また、例外的に「施設の効果的・効率的かつ安定的な管理運営ならびに指定管理者による計画的な管理運営等の視点から、個々の施設の目的や実情を踏まえ、適切な期間を設定することができる」とされている。

約 20 年という指定期間は、ガイドラインの一応の目安の最長期間が 5 年とされていることに比して、あまりに長すぎる期間である。平成 37 年に施設の所有権が県から五島市に移転することが約定されていても、その約定が同年までの指定管理業務に与える影響はほとんど存在しないと思われる。そうだとすれば、前述した県と五島市との間の覚書の存在は、指定期間を長期にする理由とはなり得ない。

指定管理者制度の趣旨の 1 つは、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応することにあるところ、指定期間があまりに長期にわたると、住民ニーズの変化に適時に対応することが難しくなる可能性が高く、指定管理者制度を導入した趣旨を阻害することになりかねない。

今後、福江港ターミナルビルについて、県が指定管理者制度を維持して、その維持管理を継続するのであれば、3 年ないし 5 年を目安に指定期間を再検討することが望ましい（意見）。

ウ 指定管理者に対する指導等について（意見）

ガイドラインによれば、指定管理者の管理する公の施設の適正な管理のため、指定管理者によるセルフモニタリングのほか、県によるモニタリング（定期の業務遂行確認、緊急・随時の業務遂行確認、事業報告書の確認、適時の指導・助言）も行うべきことが規定されている。

また、県と指定管理者との間で締結された「長崎県福江港ターミナルビ

ルの管理に関する協定書」では、県による指定管理者に対する検査権限及び指示権限が規定されている（同協定書第7条及び第8条）。

すなわち、ガイドラインにおいても基本協定書においても、適正な管理のために、県が指定管理者の業務に対して一定程度の関与をすべきことが規定されているのである。

しかし、福江港ターミナルビルの場合、県と五島市の担当者間で定期的な会議が開催されることはなく、県が福江港ターミナルビルの利用者アンケートの内容を検討することもなく、施設内のテナントに全く変化がないことについて協議を行った形跡も存在しない。すなわち、県としてこの指定管理業務に対して関与する姿勢が全く見られない。

これは、前述したとおり、福江港ターミナルビルは、20年後には県から五島市に無償譲渡されることが決定していること、毎年度の県の負担金が発生していないこと、元々地元自治体からの要望に基づいて建設したものであること、及び指定管理者が自治体であること等から、県において、福江港ターミナルビルは形式的には県所有の施設であるが実質的には五島市のものであるという感覚が強く、施設管理を積極的に行おうというモチベーションに欠けていることに起因しているものと思われる。

適正な管理を行うため、今後は、県が指定管理者との間で定期的な会議を行い、指定管理者による業務遂行を確認するなどのモニタリングを行うことが望ましい（意見）。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎県福江港ターミナルビル

(単位：千円)

科目		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	利用料金収入	14,558	13,939	14,622	14,452	13,939	14,509	14,622	14,622	14,081	14,081
	電気料共益費収入	6,686	7,305	7,395	7,194	7,395	8,125	8,350	7,376	7,981	6,634
	自己負担金	11,386	12,488	16,323	9,409	16,304	8,414	15,208	7,704	14,315	9,324
	収入計	32,630	33,732	38,341	31,055	37,637	31,048	38,180	29,702	36,376	30,039
支出	人件費	6,279	6,864	7,066	6,285	6,552	6,209	6,466	6,481	7,178	6,951
	施設維持管理費	26,172	26,259	30,909	24,206	30,670	24,147	31,305	22,702	28,789	22,688
	事務費	179	609	365	565	415	692	409	519	409	399
	支出計	32,630	33,732	38,341	31,055	37,637	31,048	38,180	29,702	36,376	30,039
収支差額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

科目		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	利用料金収入	14,081	14,081	14,081	14,081	14,081	14,301	14,088	14,278	14,472	14,463
	電気料共益費収入	7,187	7,317	7,254	7,375	7,211	7,549	7,828	9,255	8,493	9,390
	自己負担金	14,840	9,838	13,594	9,774	13,503	9,219	14,229	12,756	14,901	13,270
	収入計	36,108	31,236	34,929	31,230	34,794	31,069	36,146	36,289	37,865	37,123
支出	人件費	7,483	6,889	7,052	6,719	6,839	6,877	7,668	7,365	7,622	7,495
	施設維持管理費	28,216	23,966	27,405	23,954	27,483	23,670	28,005	28,389	29,651	29,089
	事務費	409	381	472	556	472	522	472	536	592	539
	支出計	36,108	31,236	34,929	31,230	34,794	31,069	36,146	36,289	37,865	37,123
収支差額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

15 長崎県営住宅（西海市）

（１）施設概要

設置目的	住宅に困窮する低額所得者及び不良住宅の除却等に伴い住宅に困窮する者を低廉な家賃で入居させるため。
設置年月日	昭和 50 年 3 月 1 日
所在地	長崎県西海市大島町
施設内容	2 団地 94 戸
設置条例	長崎県営住宅条例
所管課	土木部 住宅課
指定管理者	西海市
職員数	常勤 6 名（平成 26 年度）
利用料金等	入居者の所得及び公営住宅の立地条件、住戸面積、管理開始からの経過年数に応じ家賃を設定。毎年見直しあり。平成 25 年度平均賃料は、27,474 円

（２）指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	西海市	非公募
平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	西海市	非公募
平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 33 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という。)	西海市	非公募

イ 指定管理者の募集及び選定

（ア）第 1 期

選定方法

非公募

非公募選定の理由

- ・ 募集関係を西海市が行うことにより、県営、市営を含めた公営住宅の募集を一括して行うことにより、西海市の入居希望者に対し、

より効率的に住宅を提供することができる（A）。

- ・ 県営住宅は市営住宅と併存して建設しており、敷地も含めて一体的に管理する必要がある（土地については市より無償で借受）（B）。
- ・ 退去補修や一般修繕についても、県営・市営を含めて同じ管理を行うことが、公営住宅の入居者に対して公平なサービスを提供することができる（C）。
- ・ 経費について、指定管理者を公募した場合、事務所経費や人件費等を考えれば、西海市の委託費は妥当な金額である（D）。
- ・ 西海市が管理を行うことにより、収入申告や募集時の所得等の調査も併せて行うことができ、守秘義務も当然ながら守られるものである（E）。
- ・ 併設団地における入居者トラブルや団地自治会活動等に対しても適切に対応することができ、共用部分の維持管理についても一体として行えるためスケールメリットがある（F）。
- ・ その他

次の業務については、指定管理者の公募の際には、県営として位置づけている。

しかし、西海市を指定管理者にした場合には、引き続き業務の委託をお願いする。

その1 - 敷金の管理

現行：西海市において、敷金を保管し、退去の際には還付を行っている（G）。

公募：西海市以外が指定管理者になった場合、県で管理を行う。

その2 - 滞納者の督促

現行：西海市が、臨戸、電話督促を行っている。

公募：西海市以外が指定管理者となった場合は、直営で行う（H）。

現在西海地区以外の地区は、住宅課職員及び徴収嘱託員で対応している。

・ 結論

以上のことから、西海市が指定管理者として管理を行うことにより、大島町内の公営住宅を一体管理することができ、費用面からも、公募による費用よりも安価であると判断することができるため、公営住宅の制度及び維持管理から考えても最も効率がよい。

(イ) 第2期

選定方法

非公募

非公募選定の理由

- ・ A B C E Fは、第1期に同じ。
- ・ D G Hは、若干言い回しが異なるが、内容は第1期と同じ。
- ・ 経費について、指定管理者を公募した場合、事務所経費や人件費等を考えれば、現在の西海市の指定管理者負担金は低額だと考えられる(D)。
- ・ その他その1 - 敷金の管理
指定管理以前から西海市において、敷金を保管し、退去の際には還付を行っている。西海市以外が指定管理者となった場合には、県で管理をする必要がある(G)。
- ・ その他その2 - 滞納者の督促
現在、西海市が、臨戸、電話督促を行っている。西海市以外が指定管理者となった場合は、直営で行う(H)。
現在西海地区以外の地区は、住宅課職員及び徴収嘱託員で対応している。

(参考)

- ・ 大島町への県営住宅建設の経過(I)
造船所の進出に伴い、住宅需要が増加し、住宅難解消のために、大島町の依頼もあり県営住宅を建設

(ウ) 第3期

選定方法

非公募

非公募選定の理由

第2期と同じ。

ウ 指定管理者との契約内容(特に経費負担・負担金、リスク分担について)

(ア) 経費負担(「長崎県営住宅等の管理に関する基本協定書」第9条)

長崎県は、指定管理者(西海市)に対し、指定管理者(西海市)が行う指定管理業務の遂行に要する経費を負担する。

(イ) 負担金の支弁方法等(「長崎県営住宅等の管理に関する基本協定書」第10条)

負担金は、事業年度ごとに支弁するものとし、年度協定でこれを定める。前支弁方法については、毎事業年度前に、協議の上、年度協定により定める。

(ウ) 精算(「長崎県営住宅等の管理に関する細目協定書」第5条)

基本協定書には定めなし。各事業年度の細目協定書に「乙(西海市)は、基本協定第14条に基づく業務報告において、事業計画書に定めた修繕費に余剰金が生じた場合は、これを甲(長崎県)に返還しなければならない。」との定めがある。

(エ) リスク分担

施設設備の損傷や第三者への賠償等に関するリスク分担については、以下の「リスク分担表」のとおり定められており(「長崎県営住宅等の管理に関する協定書」別紙1)、リスク分担表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合には、協議事項となっている。

リスクの種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望の対応		○
	上記以外	○	
事業の変更	県の責めによる理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理における当該事情による増加経費負担	○	
	上記以外		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、(省略))に伴う、施設、設備、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能		
施設・備品等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外のもの	○	

第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外	○	
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

イ 県負担金の有無・推移

年度	県負担金(千円)	年度	県負担金(千円)
平成 18 年	3,934	平成 23 年	3,934
平成 19 年	3,934	平成 24 年	3,934
平成 20 年	3,934	平成 25 年	3,934
平成 21 年	3,934	平成 26 年	4,046
平成 22 年	3,934		

(4) 特筆すべき事項

ア 予算額と決算額が一致することについて

長崎県営住宅(西海市)における収支計算書を検討すると、指定管理者制度が採用された平成 18 年度から平成 26 年度までのうち、平成 20 年度以降は予算額と決算額が一致している。

この予算額と決算額が一致している要因としては、修繕代については実際に要した費用で精算する必要があるため(但し、追加の支払いはない。)、指定管理者が年度末に残った修繕費相当分の予算を使い切ってしまうことにある。たとえば、平成 26 年度の場合、年度末に予算が 69,296 円残っていたところ、壁塗装を 69,296 円で契約して、修繕代の予算を使い切ってしまうのである。

もっとも、当該壁塗装自体は、空き室の次の入居者が入る前にすべき工事であり、必要性自体は否定できないものであるため、このこと自体には意見等は述べない。

イ 人件費の積算方法について（指摘事項）

人件費の推移については、別紙「収支計算書記載表」のとおりである。

長崎県営住宅に関与する指定管理者の職員は、年度によって異なるが、おおよそ6~7人である。この人数に対し、別紙「収支計算書推移表」のとおりの人件費が算定されている。

この点、人件費の割り当ては、指定管理者の事務作業量によってなされておらず、それゆえ、後述するように修繕費の増加が予想される場合には人件費を減額することが可能となっている。

本来、指定管理者が他の業務と兼務して指定管理者の業務を行う場合には、指定管理者の人件費は、その事務作業量によって積算される性質のものである。

したがって、指定管理者の人件費の積算については、事務作業量によって積算されるべきである（指摘事項）。

ウ 修繕費と人件費の関係について（指摘事項）

（ア）修繕に関する業務

退去補修や一般修繕といった修繕に関する業務については、指定管理者の業務とされている。

（イ）修繕費、人件費と長崎県からの負担金の関係

一方で、この修繕費についてはその時々での退去の状況や使用状況によって異なり、別紙「収支計算書推移表」記載のとおり、年度ごとに大幅に増減する。他方で、長崎県からの負担金は3,934,000円（平成26年度からは消費税が上がったことに伴い4,046,400円となっている。）と一定である。

そうすると、修理費が多くなることが予想され、その予想に基づいて事業計画書が策定されるときには、長崎県の負担金が一定である以上、修理費以外の項目を減らす必要が生じる。

たとえば、平成27年度の事業計画書によれば、平成27年度の修繕費の予算は2,625,900円となっており、前年度の平成26年度の修繕費（2,125,400円）よりも500,500円増額しているが、平成27年度の人件費は872,000円となっており、前年である平成26年度の人件費（1,372,000円）よりも500,000円減額されている。また、前々年度の平成25年度の修繕費（2,023,000円）と比べれば、平成27年度の修繕費の予算は602,900円増額されているが、人件費は平成25年度1,362,000円から490,000

円減額されている。このように修繕費の増加に伴い人件費が大幅に減額された状態で事業計画が策定されている。

そして、仮に決算の段階で予算の段階よりも修繕費が減ったとしても、減った分の修繕費は長崎県に返還する必要がある、減った修繕費相当額が予算の段階で修繕費の増額に伴い減額された人件費に回るわけではない。

また、修繕費は、退去等に伴い必ず発生するものであり、修繕自体は、他の事業者には依頼せざるを得ず、コスト削減を行うにしても限界がある。

そうだとすれば、指定管理者としては、人件費を減額して対応せざるを得ないのである。

(ウ) 検討

確かに、西海市を含めた県営住宅の修繕については毎年度予算の範囲内で優先度の高い案件から行わざるを得ないものと思料される。

しかし、負担金が一定の場合、修繕費の増額に伴い指定管理者の人件費を減額せざるを得なくなることは、結局のところ、長崎県の施設である長崎県営住宅の修繕費増加のリスクを、人件費を減らさざるを得ないという形で指定管理者に負担させているに等しいことになる。

そうすると、後述するように公募にした場合、修繕費が増加するときに人件費を減額して対応せざるを得ないとなれば、手を挙げる事業者がいなくなってしまうという弊害も懸念されるところである。

したがって、長崎県は、指定管理者の業務に必要な人件費については、修繕費増加のリスクとして指定管理者に負担させるべきではなく、長崎県が負担するように最大限配慮すべきである（指摘事項）。

エ 非公募とされていることについて（指摘事項）

指定管理者制度の運用に関するガイドラインによれば、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するために、公募を原則とする。但し、特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的理由があれば、特定の団体を指定することができる。」とされ、公募を行うことが原則とされている。そして、例外として公募を行わない例として、「当該施設が所在する市町の施策等に関連しており、当該市町を指定することが適当と認められる場合」とされており、これは、「特別な事情等があり」「公募を行わない合理的理由」と考えられているようである。

この点、長崎県営住宅（西海市）において、指定管理者が非公募で西海

市に決定されているので、検討を行う。

非公募の理由は、上記A記載のとおりであるが、その前提として、大島町への県営住宅建設の経過Iが背景事情としてある。

大島町への県営住宅建設の経過Iからすれば、「特別な事情等がある」ともいいうる。

しかしながら、「公募を行わない合理的理由」があるかは疑問である。

確かに、A Fについては、住民サービスの向上に資するので合理的理由はある。

しかし、大島町の県営住宅と指定管理者である西海市の市営住宅との位置関係が特殊であるにしても、他の公営住宅と併存している県営住宅はほかにもあることからすれば、Bについては「公募を行わない合理的理由」とまではいえない。

次に、Cについては、公平なサービスを提供できることになるが、住民サービスの向上という観点からは、必ずしも同じ指定管理者である必要はないと思われる。

さらに、Dについては、経費節減効果はあるのかもしれないが、上記「イ」で述べたように、人件費が修繕費の圧迫を受けていることからすれば、それは、指定管理者への負担の押しつけなのであるから、「公募を行わない合理的理由」があるとはいえない。

また、E G Hについては、長崎県営住宅条例上は、同条例第77条1号（「入居者への公募に関する業務」）、2号（「入居者への指導及び連絡に関する業務」）、3号（「県営住宅、…の維持及び修繕に関する業務」）には該当しない業務を前提とするものである。すなわち、同条4号の「前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務」としての業務であり、基本協定書の内容として取り入れられているものであるところ、結論先にありきの理由であり、「公募を行わない合理的理由」とはいえない。

加えて、条例が予定している第77条1号から3号までの業務は、現在、地方自治体でなければできない業務ではない。現に、他の県営住宅は長崎県住宅供給公社が業務を行っている。

以上から、全体として、「公募を行わない合理的理由」があるとはいえない。

よって、第4期以降については、公募を行うべきである（指摘事項）。

オ 記載の誤りについて（意見）

「大島地区県営住宅等指定管理の西海市への特命指定及び指定申請書の提出依頼について(伺)」(平成22年住第294号)の記載における「5 指定管理者負担金について」の支出の記載に誤りがある。すなわち、平成20年の実績について、人件費「1,391」(実際は「1,480」)、修繕費「2,023」(実際は「2,145」)、一般管理費「520」(実際は「309」)、平成21年の実績について、人件費「1,391」(実際は「1,480」)、修繕費「2,023」(実際は「2,059」)、一般管理費「520」(実際は「395」)となっている。

この文書は、非公募で行われ、したがって選定委員会も開催されていない長崎県営住宅(西海市)の指定管理者の選定において決裁のための唯一の重要な文書と思料されるので、その記載の正確性については慎重さが要求されるものである。

今後、記載の正確性については慎重を期されたい(意見)。

カ 事業報告書が簡易すぎる(意見)

指定管理者である西海市から長崎県へ提出される事業報告書には、事業実績報告書と精算書がある。

しかしながら、事業実績報告書については、業務内容ごとに件数を記載するだけの簡単なものであり(たとえば、平成26年度についていえば、「入居者の公募に関する業務(12件)」、「入居者への指導及び連絡に関する業務(15件)」というように、7つの業務内容の件数が記載されているだけである。)、精算書については、収入1項目と支出3項目の記載がある簡単な1枚ものだけである(なお、平成26年度になっても「県営住宅管理委託費 4,046,400円」と、指定管理者ではなく、以前の管理委託を前提とする記載になっている。)。他の指定管理者が年度末に行う事業報告書と比べれば、あまりに簡易過ぎである。

長崎県と指定管理者の西海市とは、聴取を行う限り、適宜連絡を取り合って適切に業務を行っていると思料されるが、現状では、長崎県によるセルフモニタリングが十分に行われているのかの疑問を持たれかねない。

したがって、事業報告書については、その内容の充実が望まれる(意見)。

キ 帳簿の備え付けについて(指摘事項)

県営住宅管理負担金に係る精算書については、上記カのとおり、簡易な記載となっていることから、記載金額をもって妥当か否かという判断はできないものとなっている。

また、監査時においては現金出納簿や受払簿といった帳簿書類は確認することができなかった。確認ができたのは県営住宅修繕工事発注台帳のみであった。

ここで、指定管理者である西海市が、どのような帳簿を準備すべきか整理する。平成 20 年度から平成 26 年度における「長崎県営住宅等の管理に関する事業計画書」によれば、「修繕については、西海市会計規則に基づき適正な執行を行う。」と明記されている（平成 18 年度及び 19 年度においては、「修繕については、西海市の財務規則等に基づき適正な執行を行う。」との記載。）。

なお、ここでは、修繕についてのみ記載されているものの、基本的には、人件費や一般管理費についても、言うまでもなく同様に処理すべきと考えられる。

西海市会計規則においても、帳簿のうち必要なものについては備えて整理しなければならない旨規定されていることから（西海市会計規則第 7 章参照）、修繕工事発注台帳だけではこの要件を満たしているとは言えない。

西海市の電算システム等で帳簿自体の作成はなされていると推察されるものの、長崎県内における他の指定管理者が、その指定管理事業にかかる帳簿を、他の事業にかかる帳簿と明確に区分した上で作成し、保管していることに鑑みれば、帳簿管理が不十分と言わざるを得ない。

したがって、指定管理事業にかかる帳簿を他の事業にかかる帳簿と明確に区分した上で、指定管理者の事業所内においていつでも確認できるような態勢を整備すべきである（指摘事項）。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎県営住宅(西海市)

(単位:千円)

科目	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	負担金収入	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934
	収入計	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934
支出	人件費	1,391	1,391	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
	修繕費	2,023	934	2,023	1,012	2,023	2,145	2,023	2,059	2,023	2,060
	一般管理費	520	297	431	431	431	309	431	395	431	394
	支出計	3,934	2,622	3,934	2,923	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934
収支差額		0	1,312	0	1,011	0	0	0	0	0	0

科目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	負担金収入	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	4,046	4,046
	収入計	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	4,046	4,046
支出	人件費	1,391	1,391	1,391	1,391	1,362	1,362	1,372	1,372
	修繕費	2,023	2,041	2,023	2,178	2,023	2,023	2,125	2,125
	一般管理費	520	502	520	365	549	549	549	549
	支出計	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	3,934	4,046	4,046
収支差額		0	0	0	0	0	0	0	0

16 長崎県立対馬青年の家

(1) 施設概要

設置目的	団体の宿泊研修及び野外活動を通じて健全な青年の育成 その他社会教育の振興を図る																																																													
設置年月日	昭和 50 年 10 月 6 日																																																													
所在地	長崎県対馬市峰町三根 1186 番地																																																													
施設内容	敷地面積:19,915 m ² 、建物面積:1,395 m ² 主な施設:本館、体育館、キャンプ場、運動場 宿泊定員:80 名																																																													
設置条例	長崎県立青年の家条例																																																													
所管課	教育庁 生涯学習課																																																													
指定管理者	対馬青年の家施設運営協会																																																													
職員数	常勤 3 名 非常勤 1 名																																																													
利用料金等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">利用料金表</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">宿泊棟</td> <td>小中学生</td> <td rowspan="8">1 人 1 泊</td> <td>¥ 100</td> </tr> <tr> <td>青年</td> <td>¥ 310</td> </tr> <tr> <td>外国人</td> <td>¥ 1,340</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>¥ 720</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">テント</td> <td>小中学生</td> <td>¥ 50</td> </tr> <tr> <td>青年</td> <td>¥ 210</td> </tr> <tr> <td>外国人</td> <td>¥ 510</td> </tr> <tr> <td>上記以外の者</td> <td>¥ 310</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td></td> <td>1 時間</td> <td>¥ 210</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>研修室冷暖房費</td> <td>1 室 1 時間</td> <td>¥ 100</td> </tr> <tr> <th colspan="4">減免基準(県立青少年教育施設共通事項)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">減免額</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>県又は県教育委員会(県立青少年教育施設)が主催・共催による事業等を無料で開催するとき</td> <td colspan="2">全額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として行う宿泊体験学習等で利用するとき</td> <td colspan="2">全額</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>障害者(身体障害者・知的障害者)及び介護者が、青少年教育施設(宿泊型)を利用するとき</td> <td colspan="2">全額</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>各指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めるとき</td> <td colspan="2">全額又は 5 割</td> </tr> </tbody> </table>			利用料金表				区分		単位	金額	宿泊棟	小中学生	1 人 1 泊	¥ 100	青年	¥ 310	外国人	¥ 1,340	上記以外の者	¥ 720	テント	小中学生	¥ 50	青年	¥ 210	外国人	¥ 510	上記以外の者	¥ 310	体育館		1 時間	¥ 210	研修室	研修室冷暖房費	1 室 1 時間	¥ 100	減免基準(県立青少年教育施設共通事項)				区分		減免額		1	県又は県教育委員会(県立青少年教育施設)が主催・共催による事業等を無料で開催するとき	全額		2	幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として行う宿泊体験学習等で利用するとき	全額		3	障害者(身体障害者・知的障害者)及び介護者が、青少年教育施設(宿泊型)を利用するとき	全額		4	各指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めるとき	全額又は 5 割	
利用料金表																																																														
区分		単位	金額																																																											
宿泊棟	小中学生	1 人 1 泊	¥ 100																																																											
	青年		¥ 310																																																											
	外国人		¥ 1,340																																																											
	上記以外の者		¥ 720																																																											
テント	小中学生		¥ 50																																																											
	青年		¥ 210																																																											
	外国人		¥ 510																																																											
	上記以外の者		¥ 310																																																											
体育館		1 時間	¥ 210																																																											
研修室	研修室冷暖房費	1 室 1 時間	¥ 100																																																											
減免基準(県立青少年教育施設共通事項)																																																														
区分		減免額																																																												
1	県又は県教育委員会(県立青少年教育施設)が主催・共催による事業等を無料で開催するとき	全額																																																												
2	幼稚園・小学校・中学校・高等学校が学校行事として行う宿泊体験学習等で利用するとき	全額																																																												
3	障害者(身体障害者・知的障害者)及び介護者が、青少年教育施設(宿泊型)を利用するとき	全額																																																												
4	各指定管理者が公益上その他特別の理由があると認めるとき	全額又は 5 割																																																												

(2) 指定管理者の選定経緯

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	対馬青年の家施設運営協会	非公募
平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	対馬青年の家施設運営協会	非公募
平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 33 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という。)	対馬青年の家施設運営協会	非公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

選定方法

非公募

選定方法

選定委員会による審査は行われていない。教育委員会事務局で審査を行った。

選定委員

なし

選定結果

対馬青年の家施設運営協会を選定

非公募選定の理由

対馬青年の家は、地元の強い要望により設置した経緯もあり、地元が管理団体（対馬青年の家施設運営協会）を設置し、市職員の派遣や管理運営経費への支援など、実質的に地元対馬市が管理運営を行っている（A）。

施設利用者の 70%以上が地元対馬市民であり、市職員 2 名の派遣や管理運営費の一部（管理経費の 1 / 4）負担など、地元市がその管理運営の一部を担っている。指定管理者を公募しても現状以下の管理経費は望めないため、地元密着施設として公募は行わず、現在管理を行っている対馬青年の家施設運営協会を選定する（B）。 A と一部重複（対馬市の職員の派遣と管理運営費の負担）

(イ) 第 2 期

選定方法

非公募

選定方法

平成 22 年 10 月 13 日、選定委員会を開催し、対馬青年の家施設運営協会を指定管理者候補者として決定。

選定委員

外部委員 5 名

選定結果（審査評価）

350 点（500 点満点）

非公募選定の理由

対馬青年の家は、地元からの強い要望で設置した経緯もあり、地元が管理団体である対馬青年の家施設運営協会を設立し、協会の会長を対馬市長がつとめ、市職員が協会に派遣されているなど、実質的に地元の対馬市が管理運営を行っているため、地域密着型の施設として、公募は行わず対馬青年の家施設運営協会（会長：対馬市長）を指定管理者として指定する（C）。 第 1 期の A と同じ。

(ウ) 第 3 期

選定方法

非公募

選定方法

平成 27 年 10 月 1 日、選定委員会を開催し、対馬青年の家施設運営協会を指定管理者候補者として決定。

選定委員

外部委員 5 名

選定結果（審査評価）

680 点（1,000 点満点）

非公募選定の理由

当該施設は地元の要望により設置された経緯があり、地元で設立した管理団体により運営がなされている。また、地元市町としても、地域の青少年の教育の核として市町の事業を当該施設を活用して実施するなど密接に関連しており、地元自治体の関係部局とも連携がとりやすい。（D）。 第 1 期の A と同じ。

これまでの事業ノウハウの蓄積や管理運営実績を踏襲しつつ、また

新たにいじめや防災支援など社会的課題に対応したプログラム開発などの提案もあり、適切な計画となっている（E）

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担（「長崎県立青少年教育施設の管理に関する基本協定書」第25条1項）

甲（長崎県）は、乙（対馬青年の家施設運営協会）が行う指定管理業務の実施に要する負担金（以下「負担金」という。）を事業年度ごとに支払うものとする。

（イ）負担金の支弁方法等（「長崎県立青少年教育施設の管理に関する基本協定書」第25条2項）

負担金の額及びその支弁方法の詳細については、毎事業年度前に乙（対馬青年の家施設運営協会）から提出された事業計画書の内容に基づき、甲（長崎県）が適正であると認める金額の範囲内で、事業年度ごとに締結する年度協定で定めるものとする。

（ウ）精算

基本協定書、年度協定書には定めなし。

（エ）役割分担・リスク分担（第3期）

施設設備の損傷や第三者への賠償等に関する役割分担・リスク分担については、以下の「指定管理者と県又は県教育委員会の役割分担」「指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担」のとおり定められており（長崎県立青少年教育施設指定管理者募集要項【非公募施設分】）、表に定める事項に疑義がある場合、または、定めがない事項については、指定管理者と県教育委員会が協議して定めるものとなっている。

項目	県又は県教育委員会	指定管理者
（1）施設の維持管理		○
（2）行政財産の使用料の徴収と使用許可	○	
（3）施設等の利用許可及び利用料金の徴収		○
（4）施設の補修・修繕 （1箇所当たり150万円未満の工事）		○

(5) 施設の補修・修繕 (1 箇所当たり 150 万円以上の工事)	○	
(6) 災害復旧 (本格工事)	○	
(7) 建物共済保険への加入	○	
(8) 利用者にかかる保険の加入		○

リスク分担については、物価の変動、金利変動、法令の変更、税制度の変更等以外に次のようなものがある

リスクの種類	内容	負担者	
		県又は県教育委員会	指定管理者
利用料収入	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設利用不能等による収入の減少		○
施設周辺・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理・運營業務に伴う事故及び同内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、反対あるいは要望		○
	上記以外	○	
不可抗力	不可抗力 (暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、その他の県又は県教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然又は人為的な現象) に伴う事業履行不能	○	
施設・設備の損傷・滅失	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	指定管理者としての注意義務を行ったことによるもの		○
	上記以外で相手方が特定できないもの	○	
管理責任 (第三者への賠償を含む)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	指定管理者としての注意義務を行ったことによるもの		○

	上記以外で相手方が特定できないもの	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合は又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

(3) 施設の利用状況

ア 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

イ 県負担金の有無・推移

その他対馬市の負担金もある

年度	県負担金(千円)	年度	県負担金(千円)
平成18年	16,922	平成23年	16,329
平成19年	16,922	平成24年	16,489
平成20年	16,922	平成25年	16,648
平成21年	16,922	平成26年	14,203
平成22年	16,922		

(4) 特筆すべき事項

ア 非公募とされていることについて

(ア) 指定管理者制度の運用に関するガイドライン

指定管理者制度の運用に関するガイドラインによれば、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するために、公募を原則とする。但し、特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的理由があれば、特定の団体を指定することができる。」とされ、公募を行うことが原則とされている。そして、例外として公募を行わない例として、「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」「当該施設が所在する市町の施策等に関連しており、当該市町を指定することが適当と認められる場合」が挙げられており、これが、「特別な事情等があり」「公募を行わない合理的理由」の一例と考えられている。

この点、長崎県立対馬青年の家において、指定管理者が非公募で対馬

青年の家施設運営協会に決定されているので、検討を行う。

(イ) 検討 - 第 1 期について (意見)

非公募の理由

対馬青年の家は、地元の強い要望により設置した経緯もあり、地元が管理団体(対馬青年の家施設運営協会)を設置し、市職員の派遣や管理運営経費への支援など、実質的に地元対馬市が管理運営を行っている(A)。

施設利用者の70%以上が地元対馬市民であり、市職員2名の派遣や管理運営費の一部(管理経費の1/4)負担など、地元市がその管理運営の一部を担っている。指定管理者を公募しても現状以下の管理経費は望めないため、地元密着施設として公募は行わず、現在管理を行っている対馬青年の家施設運営協会を選定する(B)。

検討その1 - A

対馬青年の家は、地元の強い要望により設置され、地元が管理団体である対馬青年の家施設運営協会を設置したという経緯がある。

このような施設の設置目的や対馬青年の家施設運営協会が設置されたという経緯からすれば、団体の宿泊研修及び野外活動を通じて健全な青年の育成その他社会教育の振興を図るといふ長崎県の施策と密接に関連しているといえ、地元対馬市の青少年育成施策にも関連していると思料されるので、「特別な事情がある。」といいうる。

また、当時、対馬市が対馬青年の家に、市職員の派遣の支援(2名)などを行っていたことも「特別な事情がある。」ことを補強する事情である。

なお、対馬市が管理運営費の一部を負担していることは次に述べる。

検討その - B

まず、施設利用者の70%以上が地元対馬市民であることは、非公募の理由とはならない。指定管理者の制度目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等をはかること」であるところ、利用者が地元であるか否かは、公募・非公募と関係ないからである。

次に、対馬市が管理運営費の一部(管理経費の1/4)を負担していることが「特別な事情」又は「公募を行わない合理的理由」に該当

するのかについて検討する。

この点、長崎県と対馬市の負担金の負担割合の取り決めの内容については不明であるが、指定管理者が対馬青年の家施設運営協会であれば対馬市が負担金を負担するという取り決めがあれば、負担金の負担割合にもよるが、経費節減が図ることができるという意味で「公募を行わない合理的理由」に該当しうる。もっとも、このような取り決めを行うこと自体の是非については別問題である。というのも、従前の管理委託を受けていた者を優遇・固定化することになりかねず、公の施設の管理に能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るという指定管理者制度の趣旨にそぐわなくなるからである。

これに対し、指定管理者がどの事業者であっても、対馬市が負担金を負担するという取り決めであれば、負担金負担の割合にもよるが「公募を行わない合理的理由」には該当しない可能性がある。

そうすると、全体として「公募を行わない合理的理由」があるとは言い難いと思われる。

検討その - 実質的に地元対馬市が管理運営を行っているか

まず、指定管理者である対馬青年の家施設運営協会は、対馬市自体ではない。

次に、確かに、対馬青年の家施設運営協会は、会長が対馬市長であり、市の職員も2名派遣されていた。

しかしながら、第1期には役割分担やリスク負担について明確に定められてはいなかったが、第2期や第3期と基本的な考え方は同一であったと思われる。その役割分担やリスク負担を検討するに、周辺施設や住民及び施設利用者に対する苦情や要望のみならず、訴訟対応は指定管理者が行うことになっている。この場合、対馬市自体が訴訟対応を行うわけではない。また、関連して、第三者への賠償を含む管理責任は、指定管理者が行うものであって、対馬市自体が対応を行うわけではない。

そうだとすると、全体的に見ると、実質的に地元対馬市が管理運営を行っているとはいえない。

したがって、当該市町を指定するとはいえず、全体として「公募を行わない合理的理由」があるとはいえない。

まとめ

以上から、非公募とすることについて、「特別な事情がある」といえるが、「公募を行わない合理的理由」があるとは言い難い。

したがって、本施設については公募を行うことが望ましい(意見)。

(ウ) 検討 - 第 2 期について (意見)

非公募の理由

対馬青年の家は、地元からの強い要望で設置した経緯もあり、地元が管理団体である対馬青年の家施設運営協会を設立し、協会の会長を対馬市長がつとめ、市職員が協会に派遣されているなど、実質的に地元の対馬市が管理運営を行っているため、地域密着型の施設として、公募は行わず対馬青年の家施設運営協会(会長:対馬市長)を指定管理者として指定する(C)。

検討

第 2 期の非公募の理由 C は、第 1 期の非公募の理由 A とほぼ同じであるから、「特別の事情がある」といいうる。

次に、「公募を行わない合理的理由」についてであるが、おそらく第 1 期 B 及び実質的に地元対馬市が管理運営を行っているとの理由が考慮されていると思われる。

まとめ

以上から、非公募とすることについて、「特別な事情がある」といえるが、「公募を行わない合理的理由」があるとは言い難い。

したがって、本施設については公募を行うことが望ましい(意見)。

(エ) 検討 - 第 3 期について (意見)

非公募の理由

当該施設は地元の要望により設置された経緯があり、地元で設立した管理団体により運営がなされている。

また、地元市町としても、地域の青少年教育の核として市町の事業を当該施設を活用して実施するなど密接に関係しており、地元自治体の関係部局とも連携がとりやすい。(D) 第 1 期の A と同じ。

検討

第 3 期の非公募の理由 D は、第 1 期の非公募の理由 A とほぼ同じであるから、「特別の事情がある」といいうる。

「公募を行わない合理的理由」についてであるが、おそらく第 1 期 B と実質的に地元対馬市が管理運営を行っているとの理由が考慮されていると思われる。

まとめ

以上から、非公募とすることについて、「特別な事情がある」といえるが、「公募を行わない合理的理由」があるとは言い難い。

したがって、本施設については公募を行うことが望ましい(意見)。

(オ) 公募

よって、本施設については公募を行うことが望ましい(意見)。

なお、公募を行う際には、後述する事項に留意した上で、指定管理者に過度の負担をかけないように配慮すべきである。

イ 施設の補修・修繕の指定管理者の負担が大きいこと(意見)

(ア) 修繕費について

本施設は、昭和 50 年に設置されており、築 40 年を経過する古い施設であり、実際調理室の控え室の天井からは雨漏りがしていたり、内壁の内側の塗装が剥げていたり、2 階の天井も一部剥げていたりするなど老朽化している。

修繕費については、負担金のほかに別途指定管理者に支給されており、事業年度終了後に精算を行うことになっている。

もっとも、事業年度終了時に予定額を下回っていた場合には精算を行うが、超えていた場合には精算を行うことにはなっていない。実際に、平成 26 年は予算が 640,000 円であったのに対し、精算額は 920,027 円であり追加の修繕費の措置は行われていない。差額分については、負担金による負担が行われている。

本施設が築 40 年を経過する古い施設であり、修繕費をわざわざ別途支出することにしていないことからすれば、修繕費については全額精算されることが望ましい。

(イ) 収支差額の余剰金を用いての施設の近代化がなされていること

本施設については、精算条項がないので、収支差額の余剰金については、指定管理者が保持できる。

もっとも、指定管理者は、この余剰金を準備金会計に繰り入れ、施設の近代化に利用しているところであった(洋式トイレの導入や 2 階のエアコン導入など。準備金会計は、平成 22 年に特殊な事情があったこともあり、一時期 1,000 万円近くあったとのことであったが、施設の近代化に利用し、現在、残高はほとんど残っていないとのことであった。)。

このような施設の近代化も、本来は長崎県の負担においてなされる性質のものと思われる。

(ウ)まとめ

以上から、施設の補修・修繕については、必要な施設の修理や近代化がなされるような措置をとることが望まれる(意見)。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎県立対馬青年の家

(単位：千円)

科目		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	利用料金収入	300	322	300	302	300	197	300	102	300	48
	県負担金	16,922	16,922	16,922	16,922	16,922	16,922	16,922	16,922	16,922	16,922
	地元負担金	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641	5,641
	雑収入										
	運営準備金										
	収入計	22,863	22,885	22,863	22,865	22,863	22,760	22,863	22,665	22,863	22,611
支出	人件費	15,511	15,186	15,511	15,262	15,511	15,038	15,511	15,511	15,511	11,070
	管理費	6,635	6,988	6,575	6,898	6,575	6,539	6,545	5,939	6,545	5,664
	事業費	717	689	777	703	777	625	807	657	807	381
	支出計	22,863	22,863	22,863	22,863	22,863	22,202	22,863	22,107	22,863	17,115
収支差額		0	22	0	2	0	558	0	558	0	5,496

科目		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入	利用料金収入	200	166	200	248	200	82	200	359
	県負担金	16,329	16,329	16,489	16,489	16,648	16,648	14,203	14,203
	地元負担金	8,226	8,226	8,536	8,536	8,759	8,759	8,053	8,053
	雑収入	317	326	359	355	359	317	364	335
	運営準備金			401		445		700	
	収入計	25,072	25,047	25,985	25,628	26,411	25,806	23,520	22,950
支出	人件費	16,689	15,712	17,090	16,489	17,803	17,288	14,264	13,749
	管理費	7,463	6,734	7,971	7,501	7,542	7,212	8,134	8,071
	事業費	920	693	924	815	1,066	747	1,122	824
	支出計	25,072	23,139	25,985	24,805	26,411	25,247	23,520	22,644
収支差額		0	1,908	0	823	0	559	0	306

17 長崎県立総合体育館

(1) 施設概要

設置目的	県民の体育及びレクリエーションの普及並びにその振興を図るため
設置年月日	平成 6 年 3 月 19 日
所在地	長崎市油木町 7 番 1 号
面積	16,227.793 m ²
設置条例	長崎県体育施設条例第 1 条
所管課	教育庁 体育保健課
指定管理者	長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社
職員数	常勤 23 人 非常勤 1 人
開館時間	8:45 ~ 21:15 (利用時間 9:00 ~ 21:00)
休館日	毎月第 3 火曜日、年末年始 (12 月 29 日 ~ 1 月 3 日)
施設・設備の概要	メインアリーナ棟アリーナ 2,424 m ² (バスケットコート 3 面) サブアリーナ棟 アリーナ 1,313 m ² (バスケットコート 2 面) 武道場 1,264 m ² (柔道又は剣道 4 面) トレーニング室 400 m ² スポーツ科学・管理棟

(2) 利用料金 (抜粋)

単位：円

メインアリーナ			単位	4 時間	時間外 1 時間
施設 使用 料	アマチュア スポーツ	入場料 無料	児童生徒	4,610	1,730
			その他一般	9,220	3,460
		入場料 有料	児童生徒	39,910	14,960
			その他一般	79,800	29,940
	イベント 講習会 展示会 など	入場料 無料	平 日	36,910	13,830
			土日祝日	44,290	16,610
		入場料 有料	平 日	92,260	34,600
			土日祝日	110,730	41,520

サブアリーナ

単位：円

			単位	4 時間	時間外 1 時間
施設 使用料	アマチュア スポーツ	入場料 無料	児童生徒	2,520	940
			その他一般	5,020	1,890
		入場料 有料	児童生徒	21,770	8,180
			その他一般	43,530	16,330
	イベント 講習会 展示会 など	入場料 無料	平 日	20,130	7,550
			土日祝日	24,160	9,060
		入場料 有料	平 日	50,330	18,870
			土日祝日	60,390	22,650

武道場

単位：円

剣道場又は柔道場

			単位	4 時間	時間外 1 時間
施設 使用料	アマチュア スポーツ	入場料 無料	児童生徒	1,200	450
			その他一般	2,390	900
		入場料 有料	児童生徒	10,350	3,890
			その他一般	20,680	7,770
	イベント 講習会 展示会 など	入場料 無料	平 日	9,560	3,590
			土日祝日	11,470	4,300
		入場料 有料	平 日	23,910	8,960
			土日祝日	28,700	10,760

大研修室

単位：円

		単位	4 時間	時間外 1 時間
施設使用料		1 区分	2,940	1,100
冷暖房設備		1 時間	1,510	
音響 設備	移動型ワゴン	1 台 1 区分	420	100
	プレーヤー卓	1 台 1 区分	420	100
	ダイナミックマイク	1 本 1 区分	630	160
	ワイヤレスマイク	1 本 1 区分	830	220

トレーニング室

単位：円

都度利用料金	利用券料金 (1回券)	プリペイドカード (11回)
高校生	270	2,700
一般	540	5,400

月額指定料金(4種)	料金	/
ジュニア	2,500	
レギュラー	4,900	
シニア	4,400	
スマート	3,900	

(3) 指定管理者の選定経緯等

ア 指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募
平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日 (以下「第 1 期」という。)	長崎県体育協会グループ(財 団法人長崎県体育協会・長崎 ダイヤモンドスタッフ株式 会社	公募
平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日 (以下「第 2 期」という。)	長崎ダイヤモンドスタッフ 株式会社	公募
平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 33 年 3 月 31 日 (以下「第 3 期」という	同上	公募

イ 指定管理者の募集及び選定

(ア) 第 1 期

募集期間

平成 17 年 8 月 10 日～同年 9 月 12 日

応募団体

4 団体

選定方法

指定管理者選定委員会を平成 17 年 9 月 16 日、同年 10 月 5 日に開催。スポーツの振興に関する取り組みや施設の管理運営、収支計画に関する内容等を中心に、各応募者の事業計画等の審査、プレゼンテーション、質疑応答を行った上で、あらかじめ定めた評価項目について採点し、総合得点最高点の応募団体を選定。

選定委員

5 人。構成は不明。

選定結果(審査評価)

84.8 点(100 点満点) 次点は 72.4 点

選定理由

- ・ 指定管理者の業務として、各施設の管理運営と総合体育館で行っているスポーツ医科学及び調査研究に関する業務がある。
- ・ 県民サービスの向上や利用者の視点に立った取組など施設の管理運営については、長崎県体育協会グループ及びA社の事業計画書には企画力が見られ、両団体の差はない提案である。
- ・ 経費については、長崎県体育協会グループの縮減額を上回る提案をした団体がある。しかしながら、スポーツ医科学について、長崎県体育協会グループ以外は、明確な方針や取組に対する具体的な提案がなく、職員の配置体制も不十分であった。
- ・ 以上の点から、施設の管理運営やスポーツ医科学に関する調査・研究、スポーツの振興などを総合的に検討し、効果的、効率的な運営が可能である長崎県体育協会グループが候補者として適当であると認められた。

(イ) 第2期

募集期間

平成22年7月30日～同年9月14日

応募団体

1団体(長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社)

選定方法

平成22年10月20日に、下記選定委員5名で構成する指定管理者選定委員会において、事業計画の内容等の審査を行った。

選定委員

学識経験者2名、財務専門家、教育関係者、類似施設関係者

選定結果(審査評価)

380点(500点満点)

選定理由

体育施設の管理運営の基本方針に関する事項について

平成18年4月から長崎県体育協会グループの構成団体として、5年間の運営実績と反省点をまとめ、現状の問題点を分析し改善を加え計画書が作成され「県民に愛され親しまれる体育施設を目指して」を経営理念に、地域密着の管理運営・「長崎がんばらんば国体」の成功に向け関係機関との連携・経費の削減とE C Oをテーマに効率的な運営を目指す等の運営方針が提案された。

施設の効用の発揮及びサービスの向上に関する事項について

これまでの体育施設運営実績や利用者の聴き取り調査結果等を分析し引続き検討課題として、開館・閉館時間の弾力的運用など利用者サービスの向上や、弾力的な人員配置など経費の削減と増収対策等が提案された。

施設での事業展開、方策に関する事項について

子供から高齢者までの生涯スポーツの振興、競技力の向上、「観るスポーツ」としてのプロ野球等の誘致、スポーツ医科学各団体との連携によるスポーツ医科学事業の継承とその研究成果の有効活用等が提案された。

施設の管理運営能力等に関する事項について

あらゆる部門の豊富な人材・情報・営業力など民間活力を十分に活かす等、これまで培った経験やノウハウがあり引続き安定的な管理運営を行うことが提案された。

危機管理体制等に関する事項について

各施設の安全点検や危険個所の把握・改善に努め、スタッフ等の安全・防災訓練を定期的に行うことで、緊急時の対応について迅速かつ適切な処理に努めることが提案された。

収支計画に関する事項について

指定管理前の運営費用を5年間で約390,000千円削減し、今後5年間は国体開催等での経費増も考えられるが、更に50,000千円の県負担金の削減を提案された。

選定委員会の評価でも、判断基準と考える300点(平均60点)を上回る380点(平均76点)を獲得し、全ての評価項目毎にみても指定管理者にふさわしいと判断出来る。

(ウ) 第3期

応募期間

平成27年7月31日～同年9月11日

応募団体

1団体(長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社)

選定方法

平成27年7月14日、同年10月1日に下記選定委員で構成される指定管理者選定委員会を開催し、申請者によるプレゼンテーション、質疑応答、採点、審査を経て候補者を選定

選定委員

学識経験者 2 名、類似施設関係者、教育関係者、財務専門家

選定結果（審査評価）

835 点（1000 点満点）

選定理由

- ・ 危機管理体制など適切な管理運営体制となっている。
- ・ 新たな取り組みである介護予防トレーニングのプログラムづくりや、スポーツツーリズムによる施設の利用促進が期待できる。
- ・ 収支計画は利用料や自主事業の増と県負担金の縮減が図られている。

ウ 指定管理者との契約内容（特に経費負担・負担金、リスク分担について）

（ア）経費負担（平成 23 年 3 月 1 日付「長崎県体育施設（長崎地区）の管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）第 25 条以下。）

（管理に要する経費の負担）

第 25 条 甲（長崎県）は、乙（長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社）が行う指定管理業務の実施に要する負担金（以下「負担金」という。）を事業年度ごとに支払うものとする。

2 負担金の額及びその支弁方法の詳細については、毎事業年度前に乙から提出された事業計画書の内容に基づき、年度協定で定めるものとする。

（指定管理負担金の限度額）

第 26 条 甲と乙は、指定管理期間における指定管理負担金の限度額は、左欄の期間に対し右欄に示す金額のとおりであることを確認する。

期間	金額
平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで	183,870,000 円
平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで	185,960,000 円
平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	196,830,000 円
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	209,190,000 円
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	196,570,000 円

(負担金の変更)

第 27 条 甲又は乙は、指定管理期間中において、賃金水準又は物価水準の著しい変動により当初合意された負担金が不相当となったと認めるときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。

2 甲又は乙は、前項の申し出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否及び負担金の変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

(利用料金)

第 28 条 乙は、条例第 11 条第 2 項及び 3 項の規定に基づき、甲の承認を得て利用料金を定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。

2 利用料金は、乙の収入とする。

(イ) 負担金の支弁方法等 (「長崎県体育施設の指定管理に関する平成 26 年度協定書」(以下「平成 26 年度協定書」という。) 第 5 条)

(平成 26 年度の指定管理者負担金)

第 5 条 甲(長崎県)は、指定管理業務の実施に対する負担金として、金 212,360,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を乙(長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社)に支払うものとする。

2 甲は、基本協定書第 13 条第 3 項の規定に基づき、乙が実施する体育施設の施設・整備の維持修繕等に要する経費として、前項に規定する負担金に 9,257,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)を加算して概算で乙に支払うものとし、当該年度終了後に剰余金がある場合は、乙は、これを精算するものとする。

3 前項の負担金の支払いの時期及びその時期ごとの金額は、次のとおりとする。

支払いの時期	金額
平成 26 年 4 月	94,201,000 円
平成 26 年 7 月	42,472,000 円
平成 26 年 10 月	42,472,000 円
平成 27 年 1 月	42,472,000 円

(ウ) 精算

精算の規定は修繕費のみ。上記(イ)記載の平成 26 年度協定書第 5 条第 2 項参照。

(エ) リスク管理・責任分担

施設等の改修・修繕及び災害や事故等が発生した場合の管理責任に関するリスク分担については、以下のリスク分担表が作成されているが、募集要項に記載されているのみで、基本協定、年度協定に分担表はない。

リスクの種類	内容	負担者	
		指定管理者	県
利用料収入	指定管理者の責に帰すべき事由による施設利用不能等による収入減少		
物価変動	人件費、物件費等物価変動に伴う経費の増		
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		
周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、訴訟、反対あるいは要望等		
	上記以外		
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更		
	上記以外		
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更		
	一般的な税制変更		
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他の県又は県教育委員会及び指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然又は人為的な現象)に伴う、事業履行不能		

施設・設備の 損傷・滅失	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	指定管理者としての注意義務を怠ったこと によるもの		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
管理責任（第三 者への賠償含 む）	指定管理者の故意又は過失によるもの		
	管理者としての注意義務を怠ったことによ り損害を与えた場合		
	上記以外で相手方が特定できないもの		
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		
事業終了時の費 用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間 中途における業務を廃止した場合における 事業者の撤収費用		

(4) 施設の利用状況

ア 利用者数・利用収入の推移

年度	利用人数（人）						収入 （千円）
	メインアリーナ	サブアリーナ	武道場	トレーニング室	その他	合計	
H15	233,070	36,781	50,732	15,147	14,557	350,287	40,033
H16	151,448	55,836	49,123	17,068	17,768	291,243	42,043
H17	144,690	45,987	32,602	16,469	15,170	255,458	33,384
H18	160,355	48,948	31,834	18,653	37,445	297,235	45,709
H19	142,288	44,138	31,535	19,298	46,060	283,319	47,683
H20	134,249	41,048	30,924	23,003	52,641	281,865	50,807
H21	179,088	38,566	35,323	29,298	56,560	338,835	54,698
H22	155,835	39,443	28,492	30,139	57,488	311,397	62,333
H23	148,503	41,836	33,788	32,763	64,474	321,364	55,986
H24	168,411	50,360	33,616	39,025	71,460	362,872	63,761
H25	141,052	44,954	31,170	41,186	71,178	329,540	65,668
H26	195,116	44,137	31,340	43,516	60,796	374,905	65,735

イ 収支の推移

別紙「収支計算書推移表」記載のとおり。

ウ 県負担金の有無・推移

年度	県負担金（千円）	年度	県負担金（千円）
平成 15 年	179,712	平成 21 年	153,639
平成 16 年	158,795	平成 22 年	154,086
平成 17 年	152,203	平成 23 年	146,190
平成 18 年	156,100	平成 24 年	147,810
平成 19 年	153,393	平成 25 年	153,500
平成 20 年	153,623	平成 26 年	167,090

平成 26 年度は国体開催のため経費増加

(5) 特筆すべき事項

ア 一括公募について

指定管理者制度の運用に関するガイドラインは、指定管理者制度創設の目的を、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」としている。

本施設の指定管理者について、平成 18 年の指定管理制度に移行後、利用者数・料金収入を増加させ、県負担金の削減に努めていることは評価できる。

ところで、指定管理者の選定について、長崎県立総合体育館は、県営野球場、長崎県小江原射撃場と一括公募とされている。第 1 期においては佐世保の長崎県立総合体育館県北トレーニング室を加えた 4 施設について一括公募とされていた。一括公募とした理由については特に明らかにされていないが、第 2 期以降は、比較的近接している 3 施設を一括管理させることによって、業務の効率化、経費削減、県民サービスの向上が図れることにあると思われる。

たしかに、一括公募することに一定の合理性が認められることは理解できる。

しかし、一括公募とされている県営野球場、小江原射撃場については、体育施設という点で共通しているが、管理業務の内容は体育館と相当異なっている。特に、小江原射撃場については、体育館や県営野球場と共同でイベントを開催することはないし、指定管理者の職員配置はないため人件費は発生しておらず、長崎県ライフル射撃協会に管理業務委託しているという現状がある。

このような現状に鑑みると、民間の競争原理や民間の活力を導入するこ

とで住民サービスの向上や経費節減等を図るという指定管理者制度の趣旨を最大限活かすため、今後は、各施設につき個別に公募することも検討してよいのではないかと思料する。ただし、この点は、前述したとおり、一括公募することに一定の合理性が認められることから、指摘事項や意見とはしない。

イ ポイントカードの発行に関して（指摘事項）

利用料金制に関しては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項、9 項に定められている。

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2

8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

また、長崎県立総合体育館における指定管理者に関しての利用料金に関する定めとして、長崎県体育施設条例、長崎県体育施設指定管理者募集要項、長崎県体育施設(長崎地区)の管理運営に関する基本協定書において、それぞれ下記のように定められている。

長崎県体育施設条例

（利用料金）

第 11 条 利用者は、その利用に係る利用料金を納めなければならない。

2 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が体育施設と規模、形態等において類似の施

設の同種料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第 13 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 第 9 条第 5 号の規定に該当することを理由として、同条の規定により利用の許可を取り消され、又はその利用を中止されたとき。

(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、第 10 条の規定による体育施設の利用の変更又は中止に係る承認を受けたとき。

長崎県体育施設指定管理者募集要項 4～5 頁

(5) 利用料金

体育施設の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく、「利用料金制度」を採用します。

利用料金制度とは、来場者が支払う使用料や自らが企画・実施する各事業の収入等を直接収入とすることができる制度です。したがって、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うことになるため、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

また、利用料金は、条例第 11 条第 4 項の規定に基づき、体育施設と規模、形態等において類似の施設等の同種料金（現行の使用料を含む。）と比較して、均衡のとれた設定が求められます。現在の使用料に関する詳細については、別添参考資料 7 - の「現行の長崎県体育施設使用料」を参照してください。

なお、最終的な利用料金は、協議のうえ県が承認することになります。

(6) 利用料金の減免

県が示す基準による利用については、条例第 12 条の規定により、公益上その他特別の理由があるものとして、利用料金を減額、又は免除してください。

なお、詳細については、別添参考資料 7 - の「長崎県体育施設減免取扱基準」を参照してください。

長崎県体育施設（長崎地区）の管理運営に関する基本協定書
（利用料金）

第 28 条 乙は、条例第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、甲の承諾を得て利用料金を定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。

2 利用料金は、乙の収入とする。

同基本協定書別紙 2「指定管理業務の実施条件」

5. 利用料金

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、「利用料金制度」を採用する。

（ 1 ）利用料金の設定

利用料金は、条例第 11 条第 4 項の規定に基づき、体育施設と規模、形態等において類似の施設等の同種料金（現行の使用料を含む。）と比較して均衡のとれた設定とし、あらかじめ事業計画書に記載し、甲の承認を得なければならない。

（ 2 ）利用料金の減免

条例第 12 条の規定に基づき、別添「長崎県体育施設減免取扱基準」に掲げられた事項には、利用料金を減額し、又は免除すること。

乙が、公益上その他特別の理由があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

ここで、長崎県立総合体育館の管理運営において、平成 23 年 9 月 1 日から平成 28 年 2 月 29 日の期間にトレーニング室利用者特典（以下、「ポイント制」という。）の実施が行われているが、平成 23 年度の事業計画を確認したところ、このポイント制についての記述は、「計画書 6 自主事業の実施計画の 14」でトレーニング室利用者特典として、「ポイント制の利用者特典を企画し、利用者サービスの向上を図る」としか記載されておらず、具体的なポイント交換についての記述がなされていない。

ポイント制は、実質的には利用料金の減免にあたりと考えられる以上、本来であればあらかじめ事業計画書に「何ポイントでいくらの割引とする」等、具体的な割引の内容を記載した上、県の承認を得なければならないと思われる。

また、平成 24 年度以降の事業計画においても、当該ポイント制に関して

の記載は上記と同じ記載のみである。

このようにポイント制は実質的には利用料金の減免である以上、県の承認が得られていない限り、法令等に違反することになる。

よって、ポイント制に関しては、事業計画に記載し県の承認を得るよう
にすべきである（指摘事項）。

ウ リスク分担に関して（指摘事項）

指定管理者制度の運用に関するガイドラインにおいて、「リスク管理・責任分担事項として、大規模修繕時における指定管理者と県の費用負担をはじめ、運営管理にかかる責任分担や不測の事態へのリスク管理について想定しうるものは、紛争防止のため募集要領において周知するとともに、協定等において事前に定めるものとする。」と記載されている。

しかし、リスク分担に関しては、募集要項に関してはリスク分担表として記載されており、その一部は基本協定書においても各条項として記載されているものもあるが、リスク分担表に記載された全ての事項が基本協定書に記載されてはいない。

基本協定書において、リスク分担に関する条項を定め、別紙としてリスク分担表を作成すべきである（指摘事項）。

エ 県からの負担金の受け入れに関する会計処理に関して（意見）

当施設の管理運営に関する負担金に関して、管理に要する経費の負担金と施設・設備等の改修・維持修繕等に要する経費の負担金の2つが別個に指定管理業者に支払われている。

長崎県体育施設の管理運営に関する基本協定書

（施設・設備等の改修・維持修繕等）

第13条 体育施設・設備の改修、改造、増築、維持修繕のうち、施設・設備の大規模な改修、改造、増築は県が実施するものとし、それ以外の1件100万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の施設・設備の軽微な維持修繕は乙が実施するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、甲、乙協議のうえ、甲又は乙のいずれにおいて実施するか決定するものとする。

3 第1項又は第2項の規定により乙が実施する体育施設・設備の改修、維持修繕に要する費用は、甲が負担するものとし、甲は、乙に第25条に規定する負担金とは別に体育施設の施設・設備の維持修繕等に要する負担金を支払うものとする。

4 第3項に規定する負担金の額及びその支弁方法については、年度協定で定めるものとする。

(管理に要する経費の負担)

第25条 甲は、乙が行う指定管理業務の実施に要する負担金(以下「負担金」という。)を事業年度ごとに支払うものとする。

2 負担金の額及びその支弁方法の詳細については、毎事業年度前に乙から提出された事業計画書の内容に基づき、年度協定で定めるものとする。

ここで、指定管理者の会計処理を確認したところ、施設・設備等の改修・維持修繕等に要する経費の負担金に関して、県からの負担金の受入れに関しては預り金の増加、修繕等の支出、余剰金がある場合の長崎県への負担金の返金に関しては預り金の減少として取り扱われている。

しかし、この二つの負担金の受入れに関して、どちらもあくまで負担金として受け入れているものであること、県の支出項目はあくまで委託料・負担金支出であり、修繕等の支出項目ではないことからすれば、本来であれば受入れに関しては、負担金収入、修繕等の支出に関しては修繕費等の支出科目、余剰金の返還に関しては負担金収入のマイナスで処理すべきものと考えられる。

預り金処理が正当化されるためには、あくまで県が指定管理者に当該修繕等に要する費用を修繕等の支出で処理していることが必要であり、負担金として支出している現状の処理は適切なものとはいえない。

よって、預り金処理ではなく負担金の受入として会計処理を行う事が望ましい(意見)。

オ 売店の会計処理に関して(意見)

長崎県立総合体育館内において売店が設置されており、運営は指定管理者が行っている。

しかし、当該売店における会計処理は当施設に関する指定管理者の会計には反映されておらず、別の部門で計上されている。

売店事業に関しては、指定管理事業として総合体育館の会計に含めた場合、そもそも赤字事業であることから収支のバランスがおかしくなるという理由で除外しているとの事である。

しかし、当該売店事業は指定管理者の自主事業として実施計画に記載されているものであり、指定管理事業として取り扱わないことに関しての合理的理由はないことから、総合体育館に関する会計区分に、売上及び売店

に係る仕入、諸経費を計上することが望ましい（意見）。

カ 指定管理事業間の収益計上誤りに関して（指摘事項）

県立総合体育館の指定管理事業に関する平成 26 年度の総勘定元帳を確認したところ、勘定科目のうち雑収入の中に、下記の取引が計上されていた。

- ・ 平成 26 年 7 月 10 日
古田勝吉商店 射撃場自動販売機手数料 金額 34,878 円
- ・ 平成 26 年 11 月 10 日
射撃場 電気代利用者徴収 金額 5,300 円

これは本来小江原射撃場に関する指定管理事業部門で計上すべき取引であり、県立総合体育館の収入として計上すべきではない。

このような誤りが生じないように、会計に関する内部統制を強化し、適正な会計処理を行うべきである（指摘事項）。

キ 使用していない物品に関して（意見）

県立総合体育館において、今現在使用できず、放置されている物品（分類；備品、種目；衛生検査機器類、品目；その他、整理番号；14036-004）が確認された。

この物品に関しては物品管理簿からは削除されてはいるが、そのまま放置し続けることには問題があると言わざるを得ない。

早急に廃棄処分を行う事が望ましい（意見）。

(別紙)

収支計算書推移表

長崎県立総合体育館

(単位：千円)

科目	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	施設利用料	44,187	45,709	47,475	43,602	47,475	46,131	47,482	48,729	47,482	56,256
	自主事業他	0	2,164	0	6,133	0	7,587	0	8,121	0	8,383
	受取利息	0	0	0	0	0	24	0	5	0	2
	県負担金	156,100	156,100	153,393	153,393	153,623	153,623	153,639	153,639	154,086	154,086
	収入計	200,287	203,973	200,868	203,128	201,098	207,365	201,121	210,494	201,568	218,727
支出	人件費	67,109	66,719	68,657	70,578	69,490	72,240	71,377	76,019	71,367	72,124
	水道光熱費	33,725	35,305	33,725	34,543	36,969	35,083	36,969	36,474	35,763	34,366
	印刷費・消耗品費	7,998	8,368	9,473	8,397	9,424	10,579	9,273	10,950	9,973	11,040
	通信費	3,136	7,225	4,500	8,813	4,444	9,604	4,894	10,589	4,894	10,535
	保険料	521	474	521	637	521	619	600	623	600	615
	委託料	69,330	63,471	64,828	58,501	63,605	58,236	62,537	57,588	63,300	57,083
	公課費	2,205	2,377	2,394	1,435	2,374	615	1,200	388	1,400	938
	その他の経費	16,263	9,776	16,770	6,353	14,271	8,952	14,271	10,561	14,271	11,239
支出計	200,287	193,715	200,868	189,257	201,098	195,928	201,121	203,192	201,568	197,940	
収支差額	0	10,258	0	13,871	0	11,437	0	7,302	0	20,787	

科目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	施設利用料	49,000	50,294	49,000	57,625	46,000	59,116	43,200	59,459
	自主事業他	9,000	7,681	9,500	39,337	9,000	8,538	7,200	9,747
	受取利息	0	2	0	2	0	1	0	1
	県負担金	146,190	146,190	147,810	147,810	153,500	153,500	167,090	167,090
	収入計	204,190	204,167	206,310	244,773	208,500	221,155	217,490	236,297
支出	人件費	74,250	70,279	78,070	71,142	80,260	75,475	82,590	75,028
	水道光熱費	34,800	36,413	34,800	35,844	34,800	42,549	39,430	40,179
	印刷費・消耗品費	10,860	8,571	11,360	9,958	11,360	9,810	11,685	9,818
	通信費	4,010	9,295	4,010	9,295	4,010	4,811	4,124	4,398
	保険料	620	655	620	678	620	652	620	731
	委託料	57,650	51,901	55,010	51,906	55,010	51,298	55,951	52,434
	公課費	4,350	4,566	4,350	4,829	4,350	5,021	4,483	8,981
	その他の経費	17,650	12,284	18,090	46,794	18,090	12,036	18,607	12,472
支出計	204,190	193,965	206,310	230,446	208,500	201,652	217,490	204,041	
収支差額	0	10,202	0	14,327	0	19,503	0	32,256	